信濃川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）

対比表

令和元年８月２８日
北陸地方整備局

※本表に示す変更の他、軽微な修正があります。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
	信濃川水系河川整備計画 【大臣管理区間】 平成２６年１月 （平成２７年１月変更） 国土交通省北陸地方整備局		信濃川水系河川整備計画 【大臣管理区間】 平成２６年１月 （令和元年８月変更） 国土交通省北陸地方整備局

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更

信濃川水系河川整備計画
【目次】

第１章 河川整備計画の基本的な考え方 － 1 －
第１節 計画の主旨 － 1 －
第２節 計画の対象区間 － 2 －
第３節 計画の対象期間 － 4 －
第２章 流域及び河川の概要 － 5 －
第１節 流域の概要 － 5 －
第２節 河川の概要 － 7 －
第１項 地形 － 7 －
第２項 地質 － 7 －
第３項 気候 － 7 －
第４項 水利用 － 7 －
第５項 水質 － 8 －
第６項 自然環境 － 8 －
第７項 河川利用 － 8 －
第３章 河川の現状と課題 － 9 －
第１節 洪水と治水事業の沿革 － 9 －
第１項 既往洪水の概要 － 9 －
第２項 治水事業の沿革 － 11 －
第２節 治水の現状と課題 － 14 －
第１項 流下能力の向上・水位低下 － 14 －
１． 堤防整備の状況 － 14 －
２． 大河津分水路・狭窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足 － 16 －
３． 既設ダムの効果[上流部・中流部] － 18 －
４． 遊水機能の保全[上流部・中流部] － 19 －
５． 霞堤の機能維持・保全[上流部・中流部] － 19 －
６． 横断工作物の改築 － 21 －
第２項 内水被害の軽減 － 21 －
第３項 河川管理施設の安全性確保 － 22 －
１． 地震・津波に対する堤防等の安全性確保 － 22 －
２． 浸透に対する堤防等の安全性確保 － 23 －
３． 流水の強大なエネルギーに対する堤防等の安全性確保 － 24 －
４． 支川合流部における洪水の安全な流下 － 24 －
５． 機能低下した河川管理施設の改築等 － 25 －
第４項 計画高水位等を超える洪水を踏まえた危機管理 － 26 －
１． 流域連携による危機管理 － 26 －
２． 氾濫域内の水害リスクの軽減 － 26 －

信濃川水系河川整備計画
【目次】

第１章 河川整備計画の基本的な考え方 － 1 －
第１節 計画の主旨 － 1 －
第２節 計画の対象区間 － 2 －
第３節 計画の対象期間 － 4 －
第２章 流域及び河川の概要 － 5 －
第１節 流域の概要 － 5 －
第２節 河川の概要 － 7 －
第１項 地形 － 7 －
第２項 地質 － 7 －
第３項 気候 － 7 －
第４項 水利用 － 7 －
第５項 水質 － 8 －
第６項 自然環境 － 8 －
第７項 河川利用 － 8 －
第３章 河川の現状と課題 － 9 －
第１節 洪水と治水事業の沿革 － 9 －
第１項 既往洪水の概要 － 9 －
第２項 治水事業の沿革 － 11 －
第２節 治水の現状と課題 － 14 －
第１項 流下能力の向上・水位低下 － 14 －
１． 堤防整備の状況 － 14 －
２． 大河津分水路・狭窄部等における洪水時の水位上昇、河積の不足 － 16 －
３． 既設ダムの効果[上流部・中流部] － 18 －
４． 遊水機能の保全[上流部・中流部] － 19 －
５． 霞堤の機能維持・保全[上流部・中流部] － 19 －
６． 横断工作物の改築 － 21 －
第２項 内水被害の軽減 － 21 －
第３項 河川管理施設の安全性確保 － 22 －
１． 地震・津波に対する堤防等の安全性確保 － 22 －
２． 浸透に対する堤防等の安全性確保 － 23 －
３． 流水の強大なエネルギーに対する堤防等の安全性確保 － 24 －
４． 支川合流部における洪水の安全な流下 － 24 －
５． 機能低下した河川管理施設の改築等 － 25 －
第４項 施設能力を上回る洪水を踏まえた危機管理 － 26 －
１． 流域連携による危機管理 － 26 －
２． 氾濫域内の水害リスクの軽減 － 26 －

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更

３．　水防、避難に資する情報提供等 …… － 27 －
第３節　利水の現状と課題 …… － 28 －
第１項　水利用 …… － 28 －
１．　水利用 …… － 28 －
２．　減水区間の状況[上・中流部] …… － 29 －
第２項　流況 …… － 30 －
１．　上流部 …… － 30 －
２．　中流部 …… － 31 －
３．　下流部 …… － 31 －
第３項　水質 …… － 32 －
１．　水質 …… － 32 －
２．　水質事故 …… － 33 －
第４項　渇水被害 …… － 35 －
第４節　河川環境の現状と課題 …… － 36 －
第１項　河川環境 …… － 36 －
１．　河川環境の特徴 …… － 36 －
２．　動植物の生息・生育・繁殖状況 …… － 40 －
３．　河川環境上の課題 …… － 41 －
第２項　魚類の移動環境 …… － 43 －
１．　上流部 …… － 43 －
２．　中流部 …… － 44 －
３．　下流部 …… － 44 －
第３項　特徴的な河川景観 …… － 46 －
１．　上流部 …… － 46 －
２．　中流部 …… － 46 －
３．　下流部 …… － 47 －
第４項　人と河川とのふれあい …… － 48 －
１．　河川空間の利用状況 …… － 48 －
２．　レクリエーション・親水施設 …… － 50 －
３．　歴史・文化 …… － 53 －
第５節　維持管理の現状と課題 …… － 55 －
第１項　河川管理施設の維持管理 …… － 55 －
第２項　河道の維持管理 …… － 56 －
第３項　河川空間の適正な利用の推進 …… － 57 －
１．　不法行為の防止・解消 …… － 57 －
２．　地域と連携した河川管理 …… － 57 －
第４章　河川整備計画の目標 …… － 58 －
第１節　洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 …… － 58 －

３．　水防、避難に資する情報提供等 …… － 27 －
第５項　近年の豪雨災害で明らかとなった課題 …… － 28 －
第６項　総合土砂管理 …… － 29 －
第３節　利水の現状と課題 …… － 30 －
第１項　水利用 …… － 30 －
１．　水利用 …… － 30 －
２．　減水区間の状況[上・中流部] …… － 31 －
第２項　流況 …… － 32 －
１．　上流部 …… － 32 －
２．　中流部 …… － 33 －
３．　下流部 …… － 33 －
第３項　水質 …… － 34 －
１．　水質 …… － 34 －
２．　水質事故 …… － 35 －
第４項　渇水被害 …… － 37 －
第４節　河川環境の現状と課題 …… － 38 －
第１項　河川環境 …… － 38 －
１．　河川環境の特徴 …… － 38 －
２．　生物の生息・生育・繁殖状況 …… － 42 －
３．　河川環境上の課題 …… － 43 －
第２項　魚類の移動環境 …… － 45 －
１．　上流部 …… － 45 －
２．　中流部 …… － 46 －
３．　下流部 …… － 46 －
第３項　特徴的な河川景観 …… － 48 －
１．　上流部 …… － 48 －
２．　中流部 …… － 48 －
３．　下流部 …… － 49 －
第４項　人と河川とのふれあい …… － 50 －
１．　河川空間の利用状況 …… － 50 －
２．　レクリエーション・親水施設 …… － 52 －
３．　歴史・文化 …… － 55 －
第５節　維持管理の現状と課題 …… － 57 －
第１項　河川管理施設の維持管理 …… － 57 －
第２項　河道の維持管理 …… － 58 －
第３項　河川空間の適正な利用の推進 …… － 59 －
１．　不法行為の防止・解消 …… － 59 －
２．　地域と連携した河川管理 …… － 59 －

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更

第１項 災害の発生の防止又は軽減 - 58 -
１． 目標設定の背景 - 58 -
２． 整備の目標 - 58 -
３． 計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策 - 60 -
第２項 河川管理施設の適切な維持管理 - 60 -
第３項 水防、避難に資する適切な情報提供等 - 60 -
第２節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 - 60 -
第１項 流水の適正な利用及び正常な機能の維持 - 60 -
第２項 良好な水質の維持 - 61 -
第３項 健全な水循環系の確保 - 61 -
第３節 河川環境の整備と保全に関する目標 - 61 -
第１項 河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全 - 61 -
第２項 良好な景観の維持・形成 - 61 -
第３項 人と河川との豊かなふれあいの確保 - 61 -
第４項 河川空間の適正な利用と保全 - 61 -
第５章 河川の整備の実施に関する事項 - 62 -
第１節 河川工事の目的､種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要 - 62 -
第１項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 - 62 -
１． 洪水の安全な流下対策 - 62 -
２． 内水対策 - 71 -
３． 河川管理施設の安全性確保対策 - 71 -
４． 計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策 - 79 -
第２項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 - 81 -
１． 適正な流水の利用・管理 - 81 -
２． 水質の保全・改善 - 82 -
３． 健全な水循環系の構築 - 82 -
第３項 河川環境の整備と保全に関する事項 - 83 -
１． 河川環境の整備と保全 - 83 -
２． 良好な景観の保全・再生・創出 - 87 -
３． ふれあいの場の整備 - 87 -
第２節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所 - 88 -
第１項 河川の調査、状態把握 - 88 -
第２項 河川管理施設等の点検・維持管理 - 89 -
１． 堤防の維持管理 - 89 -
２． 堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理 - 89 -
３． 許可工作物の維持管理 - 91 -
第３項 河道の維持管理 - 92 -

第４章 河川整備計画の目標 - 60 -
第１節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 - 60 -
第１項 災害の発生の防止又は軽減 - 60 -
１． 目標設定の背景 - 60 -
２． 整備の目標 - 60 -
３． 施設能力を上回る洪水を踏まえた流域連携による治水対策 - 62 -
第２項 河川管理施設及び河道の適切な維持管理 - 62 -
第３項 水防、避難に資する適切な情報提供等 - 62 -
第２節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 - 62 -
第１項 流水の適正な利用及び正常な機能の維持 - 62 -
第２項 良好な水質の維持 - 62 -
第３項 健全な水循環系の確保 - 63 -
第３節 河川環境の整備と保全に関する目標 - 63 -
第１項 河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全 - 63 -
第２項 良好な景観の維持・形成 - 63 -
第３項 人と河川との豊かなふれあいの確保 - 63 -
第４項 河川空間の適正な利用と保全 - 63 -
第５章 河川の整備の実施に関する事項 - 64 -
第１節 河川工事の目的､種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要 - 64 -
第１項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 - 64 -
１． 洪水の安全な流下対策 - 64 -
２． 内水対策 - 73 -
３． 施設の能力を上回る洪水を想定した対策 - 73 -
４． 河川管理施設の安全性確保対策 - 74 -
第２項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 - 82 -
１． 適正な流水の利用・管理 - 82 -
２． 水質の保全・改善 - 83 -
３． 健全な水循環系の構築 - 83 -
第３項 河川環境の整備と保全に関する事項 - 84 -
１． 河川環境の整備と保全 - 84 -
２． 良好な景観の保全・再生・創出 - 88 -
３． ふれあいの場の整備 - 88 -
第２節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所 - 89 -
第１項 河川の調査、状態把握 - 89 -
第２項 河川管理施設等の点検・維持管理 - 90 -
１． 堤防の維持管理 - 90 -
２． 堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理 - 90 -

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更

１．　高水敷確保による堤防防護 …… － 92 －
２．　維持掘削 …… － 93 －
３．　適切な樹木管理 …… － 93 －
４．　土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握 …… － 93 －
５．　砂利採取の規制 …… － 94 －
６．　地域と連携した河川管理の推進 …… － 94 －
第４項　ダムの適正管理・運用 …… － 95 －
第５項　大規模地震発生への対応 …… － 96 －
第６項　流水の適正な管理 …… － 96 －
１．　渇水時の対応 …… － 96 －
２．　水質事故時の対応 …… － 96 －
第７項　人と河川とのかかわりの構築 …… － 97 －
１．　河川に関する歴史・文化の伝承 …… － 97 －
２．　環境学習・防災教育等への支援 …… － 97 －
第８項　河川空間の適正な利用の促進 …… － 98 －
１．　適正な利用の促進 …… － 98 －
２．　不法行為に対する監督・指導 …… － 98 －
３．　不法投棄対策 …… － 99 －
４．　不法係留船対策 …… － 99 －

３．　許可工作物の維持管理 …… － 92 －
第３項　河道の維持管理 …… － 93 －
１．　高水敷確保による堤防防護 …… － 93 －
２．　維持掘削 …… － 94 －
３．　適切な樹木管理 …… － 94 －
４．　土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握 …… － 94 －
５．　砂利採取の規制 …… － 95 －
６．　地域と連携した河川管理の推進 …… － 95 －
第４項　ダムの適正管理・運用 …… － 96 －
第５項　大規模地震発生への対応 …… － 97 －
第６項　洪水氾濫に備えた社会全体での対応 …… － 97 －
１．　市町村による避難勧告等の適切な発令の促進 …… － 97 －
２．　住民等の主体的な避難等の促進 …… － 98 －
３．　防災教育や防災知識の普及 …… － 99 －
４．　的確な水防活動の促進 …… － 99 －
５．　水害リスク評価、水害リスク情報の共有 …… － 100 －
６．　水害リスク情報の発信 …… － 100 －
第７項　流水の適正な管理 …… － 100 －
１．　渇水時の対応 …… － 100 －
２．　水質事故時の対応 …… － 101 －
第８項　人と河川とのかかわりの構築 …… － 101 －
１．　河川に関する歴史・文化の伝承 …… － 101 －
２．　環境学習・防災教育等への支援 …… － 102 －
第９項　河川空間の適正な利用の促進 …… － 102 －
１．　適正な利用の促進 …… － 102 －
２．　不法行為に対する監督・指導 …… － 103 －
３．　不法投棄対策 …… － 103 －
４．　不法係留船対策 …… － 104 －
第１０項　総合土砂管理 …… － 104 －

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
1	第1章 河川整備計画の基本的な考え方 第1節 計画の趣旨	1	第1章河川整備計画の基本的な考え方 第2節 計画の趣旨

第１章 河川整備計画の基本的な考え方

第１節 計画の主旨

「信濃川水系河川整備計画（国土交通大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的、

1）洪水、高潮等による災害の発生の防止
2）河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
3）河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 20 年 6 月に策定された「信濃川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第 16 条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

また、信濃川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

なお、河川整備計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画対象期間内であっても適宜、見直しを行います。

第１章 河川整備計画の基本的な考え方

第１節 計画の主旨

「信濃川水系河川整備計画（国土交通大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的、

1）洪水、高潮等による災害の発生の防止
2）河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
3）河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 20 年 6 月に策定された「信濃川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第 16 条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

また、信濃川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

なお、河川整備計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画対象期間内であっても適宜、見直しを行います。

＜本計画の策定経緯＞
・平成 26 年1月　信濃川水系河川整備計画決定
・平成 27 年1月　大河津分水路の拡幅形状等の案がとりまとまったことから、大河津分水路改修に関する附図を変更
・令和　元年8月　前回変更以降の事業調整及び協議進捗、近年の豪雨に対する取組、整備完了箇所等の時点修正を踏まえて変更

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
5	第2章 流域及び河川の概要 第1節 流域の概要	5	第2章 流域及び河川の概要 第1節 流域の概要

第２章 流域及び河川の概要

第１節 流域の概要

信濃川は、その源を長野、山梨、埼玉県境の甲武信ヶ岳(標高 2,475m)に発し、長野県では千曲川と呼称されます。山間部を北流し、佐久、上田盆地を貫流した後、坂城広谷を経て千曲市から長野盆地に入り、緩やかに蛇行しながら北東に流れを変え、長野市川中島で左支川犀川を合わせ、再び山間狭窄部の中野市立ヶ花、飯山市戸狩を経て新潟県境に至ります。その後、河岸段丘が形成された十日町市を下り、長岡市東川口付近で右支川魚野川を合わせ、小千谷市を経て北流し、長岡市付近から広がる扇状地を抜け、燕市付近で大河津分水路に分派します。さらに大河津分水路を経て長岡市寺泊において日本海に注ぐ一方で、本川は右支川刈谷田川を合わせた後、中ノ口川を一旦分派し、五十嵐川等の支川を合わせ、越後平野を北流して新潟市に至り、再び中ノ口川を合わせ、関屋分水路を分派した後、新潟港を経て日本海に注ぐ、日本一の幹川流路延長 367km、流域面積 11,900km^{2}の一級河川です。山間狭窄部・海岸低地等の地形条件により洪水流下が阻害されるため、氾濫被害が生じやすい河道形状であり、政令指定都市の新潟市をはじめ、長岡市・長野市等の地方中心都市が氾濫域となります。

信濃川水系の流域は、長野、新潟、群馬県の 3 県にまたがり、長野県の県都長野市や本州日本海側初の政令指定都市である新潟市等 25 市 17 町 18 村の市町村を抱え、流域内人口は約 295 万人に達します。流域の土地利用は森林・荒地等が約 70%、水田や畑地等の農地が約 19%、宅地等の市街地が約 9%、湖沼等その他が約 2%です。

沿川及び氾濫域には、流域内と関東、北陸、中部等の各地域を結ぶ基幹交通(上越新幹線、北陸新幹線、上信越自動車道、北陸自動車道、関越自動車道、長野自動車道、新潟港等)のネットワークが形成されており、長野市や新潟市の中心市街地を擁し、長野県内では果樹、野菜の、越後平野では水稲の栽培が盛んです。また、国宝の善光寺や笹山遺跡をはじめとした史跡、神社・仏閣等の歴史的資源にも恵まれ、中部山岳国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、上信越高原国立公園等の優れた自然環境が数多く残されています。

表 2 信濃川の流域概要

項目		諸元	備考
幹川流路延長		367km	1 位／109 水系
流域面積		11,900km^2	3 位／109 水系
流域内人口		約 295 万人※1	
想定氾濫区域面積		約 1,724km^2※1	
想定氾濫区域人口		約 170 万人※1	
想定氾濫区域内資産額		約 34 兆円※1	
支川数		880	
市町村	新潟県	12 市 4 町 2 村	新潟市、五泉市、加茂市、三条市、燕市、見附市、長岡市、柏崎市、魚沼市、小千谷市、南魚沼市、十日町市、田上町、出雲崎町、津南町、湯沢町、弥彦村、刈羽村
	長野県	13 市 12 町 16 村	飯山市、中野市、須坂市、長野市、千曲市、上田市、大町市、安曇野市、東御市、小諸市、佐久市、松本市、塩尻市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小布施町、坂城町、池田町、御代田町、軽井沢町、立科町、長和町、佐久穂町、小海町、野沢温泉村、木島平村、栄村、高山村、小川村、青木村、麻績村、筑北村、生坂村、松川村、山形村、朝日村、北相木村、南相木村、川上村、南牧村
	群馬県	1 町	中之条町
	合計	25 市 17 町 18 村	

※1 河川現況調査(平成 17 年時点)による

第１節 流域の概要

信濃川は、その源を長野、山梨、埼玉県境の甲武信ヶ岳(標高 2,475m)に発し、長野県では千曲川と呼称されます。山間部を北流し、佐久、上田盆地を貫流した後、坂城広谷を経て千曲市から長野盆地に入り、緩やかに蛇行しながら北東に流れを変え、長野市川中島で左支川犀川を合わせ、再び山間狭窄部の中野市立ヶ花、飯山市戸狩を経て新潟県境に至ります。その後、河岸段丘が形成された十日町市を下り、長岡市東川口付近で右支川魚野川を合わせ、小千谷市を経て北流し、長岡市付近から広がる扇状地を抜け、燕市付近で大河津分水路に分派します。さらに大河津分水路を経て長岡市寺泊において日本海に注ぐ一方で、本川は右支川刈谷田川を合わせた後、中ノ口川を一旦分派し、五十嵐川等の支川を合わせ、越後平野を北流して新潟市に至り、再び中ノ口川を合わせ、関屋分水路を分派した後、新潟港を経て日本海に注ぐ、日本一の幹川流路延長 367km、流域面積 11,900km^{2}の一級河川です。山間狭窄部・海岸低地等の地形条件により洪水流下が阻害されるため、氾濫被害が生じやすい河道形状であり、政令指定都市の新潟市をはじめ、長岡市・長野市等の地方中心都市が氾濫域となります。

信濃川水系の流域は、長野、新潟、群馬県の 3 県にまたがり、長野県の県都長野市や本州日本海側初の政令指定都市である新潟市等 25 市 17 町 18 村の市町村を抱え、流域内人口は約 283 万人に達します。流域の土地利用は森林・荒地等が約 70%、水田や畑地等の農地が約 19%、宅地等の市街地が約 9%、湖沼等その他が約 2%です。

沿川及び氾濫域には、流域内と関東、北陸、中部等の各地域を結ぶ基幹交通(上越新幹線、北陸新幹線、上信越自動車道、北陸自動車道、関越自動車道、長野自動車道、新潟港等)のネットワークが形成されており、長野市や新潟市の中心市街地を擁し、長野県内では果樹、野菜の、越後平野では水稲の栽培が盛んです。また、国宝の善光寺や笹山遺跡をはじめとした史跡、神社・仏閣等の歴史的資源にも恵まれ、中部山岳国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、上信越高原国立公園等の優れた自然環境が数多く残されています。

表 2 信濃川の流域概要

項目		諸元	備考
幹川流路延長		367km	1 位／109 水系
流域面積		11,900km^2	3 位／109 水系
流域内人口		約 283 万人※1	
想定氾濫区域面積		約 1,724km^2※1	
想定氾濫区域人口		約 174 万人※1	
想定氾濫区域内資産額		約 37 兆円※1	
支川数		880	
市町村	新潟県	12 市 4 町 2 村	新潟市、五泉市、加茂市、三条市、燕市、見附市、長岡市、柏崎市、魚沼市、小千谷市、南魚沼市、十日町市、田上町、出雲崎町、津南町、湯沢町、弥彦村、刈羽村
	長野県	13 市 12 町 16 村	飯山市、中野市、須坂市、長野市、千曲市、上田市、大町市、安曇野市、東御市、小諸市、佐久市、松本市、塩尻市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小布施町、坂城町、池田町、御代田町、軽井沢町、立科町、長和町、佐久穂町、小海町、野沢温泉村、木島平村、栄村、高山村、小川村、青木村、麻績村、筑北村、生坂村、松川村、山形村、朝日村、北相木村、南相木村、川上村、南牧村
	群馬県	1 町	中之条町
	合計	25 市 17 町 18 村	

※1 河川現況調査(平成 22 年時点)による

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
14	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 1.堤防整備の状況	14	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 1.堤防整備の状況

第２節　治水の現状と課題

第１項　流下能力の向上・水位低下

１．堤防整備の状況

（１）上流部

上流部では、堤防必要区間延長の約 6%が未施工（無堤区間）であり、平成 18 年 7 月洪水でも浸水被害が発生しています。

また、堤防整備状況も計画断面堤防が約 60%と未だに堤防整備率が低い状況にあります。

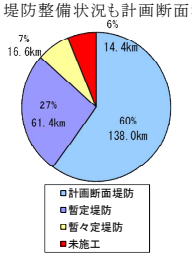

図 8　上流部の堤防整備状況

写真 1　平成 18 年 7 月洪水における浸水被害の状況

表 4　上流部の堤防整備状況（平成 23 年度末）

276.3km	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※	暫々定※	未施工
	230.4km	138.0km	61.4km	16.6km	14.4km
	堤防不要延長				
	45.9km				

※計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

（２）中流部

中流部では、堤防必要区間延長の約 3%が未施工（無堤区間）であり、また、堤防整備状況も計画断面堤防が約 56%と未だに堤防整備率が低い状況にあります。

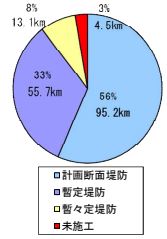

図 9　中流部の堤防整備状況

写真 2　平成 23 年 7 月洪水における浸水被害の状況

表 5　中流部の堤防整備状況（平成 23 年度末）

239.3km	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※	暫々定※	未施工
	168.5km	95.2km	55.7km	13.1km	4.5km
	堤防不要延長				
	70.8km				

※計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

第２節　治水の現状と課題

第１項　流下能力の向上・水位低下

１．堤防整備の状況

（１）上流部

上流部では、堤防必要区間延長の約 4%が未施工（無堤区間）であり、平成 18 年 7 月洪水でも浸水被害が発生しています。

また、堤防整備状況も計画断面堤防が約 64%と未だに堤防整備率が低い状況にあります。

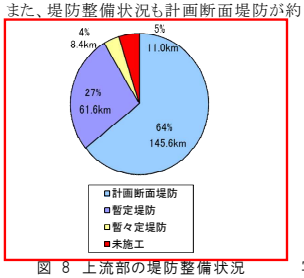

図 8　上流部の堤防整備状況

写真 1　平成 18 年 7 月洪水における浸水被害の状況

表 4　上流部の堤防整備状況（平成 30 年度末）※1

285.8km	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※2	暫々定※2	未施工
	226.5km	145.6km	61.6km	8.4km	11.0km
	堤防不要延長				
	59.2km				

※1 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
※2 計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

（２）中流部

中流部では、堤防必要区間延長の約 4%が未施工（無堤区間）であり、また、堤防整備状況も計画断面堤防が約 64%と未だに堤防整備率が低い状況にあります。

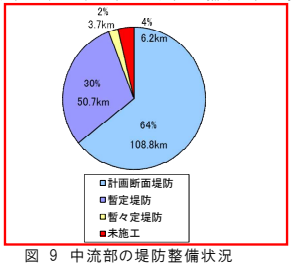

図 9　中流部の堤防整備状況

写真 2　平成 23 年 7 月洪水における浸水被害の状況

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
15	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 1.堤防整備の状況	15	第3章 河川の現状と課題 第2節 第1項 1.堤防整備の状況

（３） 下流部

下流部は、平成 16 年 7 月洪水により浸水被害を受け、河川災害復旧等関連緊急事業により小阿賀野川合流点～刈谷田川合流点までの堤防整備を実施し、全川で約 90%が計画断面となりましたが、刈谷田川合流点上流部及び一部橋梁取付部等で、未施工・暫定堤防の区間があります。

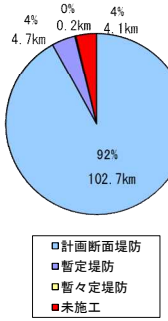

図 10 下流部の堤防整備状況

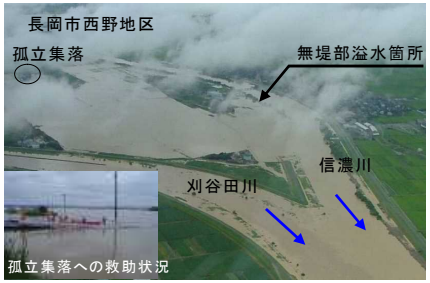

写真 3 平成 23 年 7 月洪水における浸水被害の状況

表 6 下流部の堤防整備状況（平成 23 年度末）

	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※	暫々定※	未施工
113.5km	111.7km	102.7km	4.7km	0.2km	4.1km
	堤防不要延長				
	1.8km				

※計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

表 5 中流部の堤防整備状況（平成 30 年度末）※1

	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※2	暫々定※2	未施工
240.3km	169.4km	108.8km	50.7km	3.7km	6.2km
	堤防不要延長				
	71.0km				

※1 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
※2 計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

（３） 下流部

下流部は、平成 16 年 7 月洪水により浸水被害を受け、河川災害復旧等関連緊急事業により小阿賀野川合流点～刈谷田川合流点までの堤防整備を実施し、全川で約 94%が計画断面となりましたが、刈谷田川合流点上流部及び一部橋梁取付部等で、未施工・暫定堤防の区間があります。

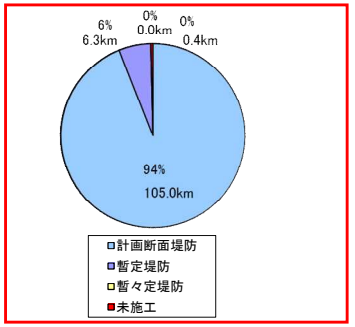

図 10 下流部の堤防整備状況

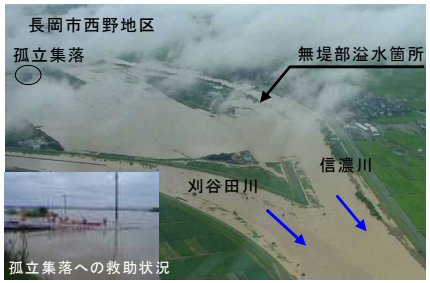

写真 3 平成 23 年 7 月洪水における浸水被害の状況

表 6 下流部の堤防整備状況（平成 30 年度末）※1

	堤防必要延長				
		計画断面	暫定※2	暫々定※2	未施工
113.5km	111.7km	105.0km	6.3km	0.0km	0.4km
	堤防不要延長				
	1.8km				

※1 四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。
※2 計画断面堤防に比べて高さや幅が不足しているもので、計画高水位以上の高さを有する堤防を暫定堤防、それ未満の高さのものを暫々定堤防としています。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
24	第3章 河川の現状と課題 第2節 第3項 4.支川合流部における洪水の安全な流下	24	第3章 河川の現状と課題 第2節 第3項 4.支川合流部における洪水の安全な流下

4．支川合流部における洪水の安全な流下

支川合流部では、支川の洪水を安全に流下させるために、堤防整備や樋門・樋管の整備等の支川合流点処理が必要です。

写真 15 支川合流点処理が必要な斑尾川（中野市替佐地区）

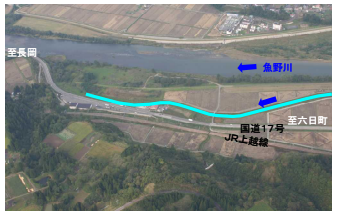

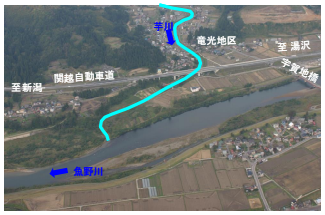

写真 16 支川合流点処理が必要な大沢川、芋川（魚沼市下島地区、魚沼市竜光地区）

4．支川合流部における洪水の安全な流下

支川合流部では、支川の洪水を安全に流下させるために、堤防整備や樋門・樋管の整備等の支川合流点処理を実施しています。

写真 15 合流点処理の実施例

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
	第3章 河川の現状と課題 第2節 記載なし	28	第3章 河川の現状と課題 第2節 第5項 近年の豪雨災害で明らかとなった課題
			第５項 近年の豪雨災害で明らかとなった課題 これまで、国土交通省では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊で、逃げ遅れによる多数の孤立者が発生したことを受け、河川管理者をはじめとする行政や住民等の各主体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を進めてきました。 平成 28 年 8 月には北海道や東北地方を相次いで台風が襲い、東北地方の県管理河川の氾濫被害で要配慮者利用施設の入居者が逃げ遅れにより犠牲になられたことを受け、平成 29 年 5 月に水防法等を改正し、河川管理者・都道府県・市町村等で構成し減災に向けた目標の共有や対策の推進に取り組む協議会制度を法定化等するとともに、同年 6 月には概ね 5 年間で実施する各種取組の方向性や進め方等を「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（以下「緊急行動計画」という。）としてとりまとめ、都道府県が管理する中小河川も含めた全国の河川における「水防災意識社会」を再構築する取組を加速させました。 このような中、平成 30 年7月豪雨や台風第 21 号等では、これまでに整備した堤防、ダム、砂防堰堤、防潮水門等が確実に効果を発揮し被害を防止・軽減した一方で、長時間にわたる大雨による水害・土砂災害の複合的な発生や、社会経済活動に影響を及ぼす広域的な被害の発生、ハザードマップ等のリスク情報が住民の避難につながっていない等の課題が明らかとなりました。 これらの課題に対応するため、洪水氾濫や内水氾濫、土石流等の複合的な発生等に対応する「事前防災ハード対策」や、発災時の応急的な退避場所の確保等の「避難確保ハード対策」、地区単位の個人の避難計画作成をはじめとする「住民主体のソフト対策」を推進するため、「緊急行動計画」を改定し、大規模氾濫減災協議会の場を活かし、行政以外も含めた様々な関係者で多層的かつ一体的に推進することで、「水防災意識社会」の再構築をさらに加速させる必要があります。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
	第3章 河川の現状と課題 第2節 記載なし	29	第3章 河川の現状と課題 第2節 第6項 総合土砂管理

第６項 総合土砂管理

信濃川水系では、梓川、高瀬川及び魚野川等の上流域をはじめとする生産土砂量の多い山地を抱えており、過去より幾度となく土石流や土砂・洪水氾濫による災害が発生してきたことから、砂防施設の整備により、土砂の流出・抑制を図っています。一方で、崩壊地を抱える一部のダムでは想定を超える土砂が堆積しています。

河道においては、昭和 40 年～50 年代の砂利採取により河床低下が顕著だったものの、砂利採取規制などにより、近年は安定化する傾向にありますが、局所的な河床低下や深掘れ、みお筋の固定化が生じています。なお、河床材料の経年的な比較において、粒度分布は流域全体で大きな変化は認められません。

大河津分水路の通水により、分水路の河口では汀線が前進した一方で、供給土砂量が減少した下流部の河口（関屋分水路含む）付近では、水溶性天然ガス採取による地盤沈下等の影響もあり、汀線が後退していったことから、海岸保全施設整備により侵食制御を図っています。

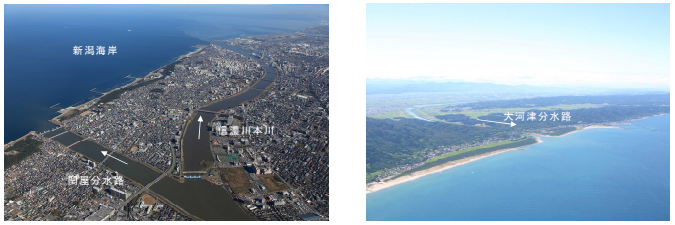

写真 20 下流部、中流部の河口の状況

写真 21 梓川、魚野川上流域の荒廃状況、砂防堰堤の堆砂状況

写真 22 高瀬川上流域の堆砂状況

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
28	第3章 河川の現状と課題 第3節 第1項 1.水利用	30	第3章 河川の現状と課題 第3節 第1項 1.水利用

第３節　利水の現状と課題

第１項　水利用

１．水利用

信濃川の水は、発電用水、農業用水、工業用水及び水道用水等として利用され、流域の生活・産業を様々な面から支えています。

豊富な水量と急峻な地形を利用し、新高瀬川発電所をはじめとする 130 箇所を超す発電所で発電が行われています。発電用水の水利使用許可件数は 133 件と全国の水系の中で最も多く、日本有数の水力発電地帯であり、水力発電の総最大出力は約 600 万 kW に及びます。

上流部では古くから農業用水として利用されており、現在でも農業用水は約 3.1 万 ha に及ぶ耕地に利用され、長野県の農業生産に貢献しています。水道用水は長野市、上田市、中野市等に供給され、沿川市町村の大切な飲料水として利用されています。

中流部では、農業用水として穀倉地帯である新潟県のかんがい面積の多くを潤し、水道用水として人々の暮らしを支えています。さらに、豪雪地帯である流域の消流雪用水としての水利用は、流域の人々には欠かすことができません。

下流部に広がる越後平野は全国でも有数の穀倉地帯で、典型的な水稲単作地帯となっており、農業用水は約 3.8 万 ha に及ぶ耕地に利用されています。また、工業用水として利用されているほか、水道用水として、新潟市をはじめとする流域内の大部分の市町村が信濃川水系の河川水を利用しています。

最近では、地球温暖化対策として、温室効果ガスを排出しないクリーンな再生可能エネルギー利用を推進するための新技術の開発により、平地部の水路等、既存の水路工作物を利用した小規模な水力発電（小水力発電）が多く計画されるようになりました。

なお、国土交通省では再生可能エネルギーの普及拡大のため、従属発電（農業用水や水道用水など、すでに水利使用の許可を得ている水を利用した水力発電）をはじめ小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化・円滑化を進めており、平成 22 年 3 月からは申請書作成のためのガイドブックを作成し、同 24 年 3 月からは発電水利相談窓口を設置しています。それにより、平成 20 年度以降、従属発電の件数が急速に増えています。

写真 21　三国川ダム（三国川）

写真 22　山本調整池（JR 東日本、信濃川）

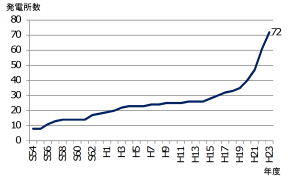

出典：国土交通省小水力発電の普及への取り組みパンフレット

図 19　全国の一級水系における従属発電所（1,000kW 未満）の数（累計）

第３節　利水の現状と課題

第１項　水利用

１．水利用

信濃川の水は、発電用水、農業用水、工業用水及び水道用水等として利用され、流域の生活・産業を様々な面から支えています。

豊富な水量と急峻な地形を利用し、新高瀬川発電所をはじめとする 130 箇所を超す発電所で発電が行われています。発電用水の水利使用許可件数は 133 件と全国の水系の中で最も多く、日本有数の水力発電地帯であり、水力発電の総最大出力は約 600 万 kW に及びます。

上流部では古くから農業用水として利用されており、現在でも農業用水は約 3.1 万 ha に及ぶ耕地に利用され、長野県の農業生産に貢献しています。水道用水は長野市、上田市、中野市等に供給され、沿川市町村の大切な飲料水として利用されています。

中流部では、農業用水として穀倉地帯である新潟県のかんがい面積の多くを潤し、水道用水として人々の暮らしを支えています。さらに、豪雪地帯である流域の消流雪用水としての水利用は、流域の人々には欠かすことができません。

下流部に広がる越後平野は全国でも有数の穀倉地帯で、典型的な水稲単作地帯となっており、農業用水は約 3.8 万 ha に及ぶ耕地に利用されています。また、工業用水として利用されているほか、水道用水として、新潟市をはじめとする流域内の大部分の市町村が信濃川水系の河川水を利用しています。

最近では、地球温暖化対策として、温室効果ガスを排出しないクリーンな再生可能エネルギー利用を推進するための新技術の開発により、平地部の水路等、既存の水路工作物を利用した小規模な水力発電（小水力発電）が多く計画されるようになりました。

なお、国土交通省では再生可能エネルギーの普及拡大のため、従属発電（農業用水や水道用水など、すでに水利使用の許可を得ている水を利用した水力発電）をはじめ小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化・円滑化を進めており、平成 22 年 3 月からは申請書作成のためのガイドブックを作成し、同 24 年 3 月からは発電水利相談窓口を設置しています。それにより、平成 20 年度以降、従属発電の件数が急速に増えています。

写真 23　三国川ダム（三国川）

写真 24　山本調整池（JR 東日本、信濃川）

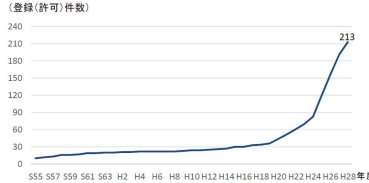

出典：国土交通省小水力発電の普及促進への取組パンフレット

※ダム等から一定の場合に放流される流水を利用して発電する従属発電件数を除く

図 19　一級水系における農業用水等を利用する従属発電の登録（許可）件数（累計）

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
29	第3章 河川の現状と課題 第3節 第1項 2.減水区間の状況[上・中流部]	31	第3章 河川の現状と課題 第3節 第1項 2.減水区間の状況[上・中流部]

2．減水区間の状況[上・中流部]

信濃川は、流域面積 11,900km^{2}と日本で 3 番目に大きく、日本海側特有の豪雪地域であることから、1 年間の総流出量は約 160 億 m^{3}とわが国最大を誇っています。この河川水は、古くから発電用水や農業用水等に利用されています。中流部においては、発電事業により、西大滝(にしおおたき)ダム地点から最大 171m^3/s、宮中取水ダム地点から最大 317m^3/s と大量の水が取水され、西大滝ダムから魚野川が合流するまでの約 63.5km に渡って発電による減水区間（取水等により河川流量が減少する区間）が生じています。

このため、中流部における水環境及び水利用の現状をより正確に把握するとともに、水環境と水利用の調和のための方策を検討し、その実現に努めることを目的として、平成 11 年 1 月に「信濃川中流域水環境改善検討協議会」が設立されました。第 8 回協議会において宮中取水ダムで試験放流の実施が承認され、平成 13 年 7 月 20 日より試験放流及びその調査を開始しました。

その後、平成 20 年に JR 東日本による不適切な取水が判明し、水利権の取り消しを経て、同 21 年 3 月の第 19 回協議会では「信濃川中流域の河川環境改善に係る提言」、同 22 年の第 21 回協議会において、5 ヵ年の新たな試験放流及びその効果検証のための追加調査の実施、検証委員会による検証・評価が承認され、同 22 年 6 月に再許可となりました。

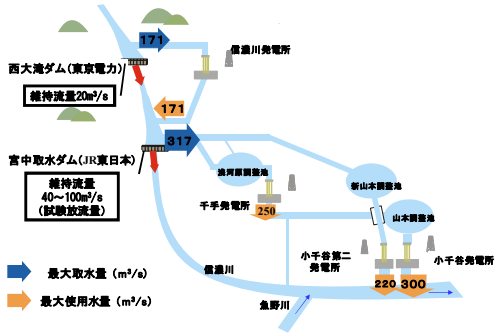

図 20 減水区間の発電取水等模式図

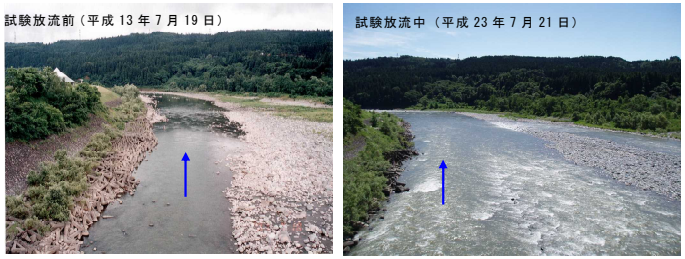

写真 23 宮中取水ダムの試験放流による減水区間の改善状況

2．減水区間の状況[上・中流部]

信濃川は、流域面積 11,900km^{2}と日本で 3 番目に大きく、日本海側特有の豪雪地域であることから、1 年間の総流出量は約 160 億 m^{3}とわが国最大を誇っています。この河川水は、古くから発電用水や農業用水等に利用されています。中流部においては、発電事業により、西大滝(にしおおたき)ダム地点から最大 184.64m^3/s、宮中取水ダム地点から最大 316.96m^3/s と大量の水が取水され、西大滝ダムから魚野川が合流するまでの約 63.5km に渡って発電による減水区間（取水等により河川流量が減少する区間）が生じています。

このため、中流部における水環境及び水利用の現状をより正確に把握するとともに、水環境と水利用の調和のための方策を検討し、その実現に努めることを目的として、平成 11 年 1 月に「信濃川中流域水環境改善検討協議会」が設立されました。第 8 回協議会において宮中取水ダムで試験放流の実施が承認され、平成 13 年 7 月 20 日より試験放流及びその調査を開始しました。

その後、平成 20 年に JR 東日本による不適切な取水が判明し、水利権の取り消しを経て、同 21 年 3 月の第 19 回協議会では「信濃川中流域の河川環境改善に係る提言」、同 22 年の第 21 回協議会において、5 ヵ年の新たな試験放流及びその効果検証のための追加調査の実施、検証委員会による検証・評価が承認され、同 22 年 6 月に再許可となりました。その後、更なる 5 ヵ年の試験放流を実施し、平成 27 年3月の第 26 回協議会において試験放流の効果検証結果が報告・承認され、同 27 年6月に水利使用更新の許可時に、維持流量を 40m^3/s に定めました。

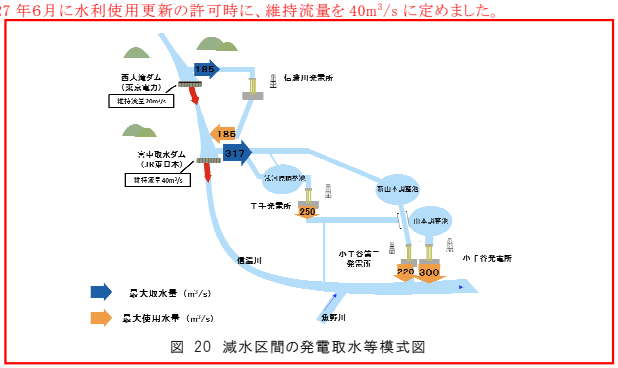

図 20 減水区間の発電取水等模式図

写真 25 宮中取水ダムの放流による減水区間の改善状況

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
30	第3章 河川の現状と課題 第3節 第2項 1.上流部	32	第3章 河川の現状と課題 第3節 第2項 1.上流部

第２項 流況

１．上流部

上流部管内の主要地点における観測期間の平均流況は下表に示すとおりです。

信濃川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水、動植物の保護、景観や流水の清潔の保持等を考慮し、生田（いくた）地点において、かんがい期に概ね 15m³/s、非かんがい期に概ね 7m³/s、小市（こいち）地点において、かんがい期、非かんがい期ともに概ね 40m³/s と定めています。

表 8 上流部管内主要地点流況表（対象期間内の平均値）

河川名	地点名	流況(m³/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
千曲川	生 田	57.89	41.79	33.09	25.56
犀川	小 市	133.85	93.20	69.95	50.54

※生田：昭和 50 年～平成 22 年の 36 ヵ年平均値
※小市：昭和 28 年～平成 22 年の 57 ヵ年平均値
※豊水流量：一年を通じて 95 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※平水流量：一年を通じて 185 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※低水流量：一年を通じて 275 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※渇水流量：一年を通じて 355 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）

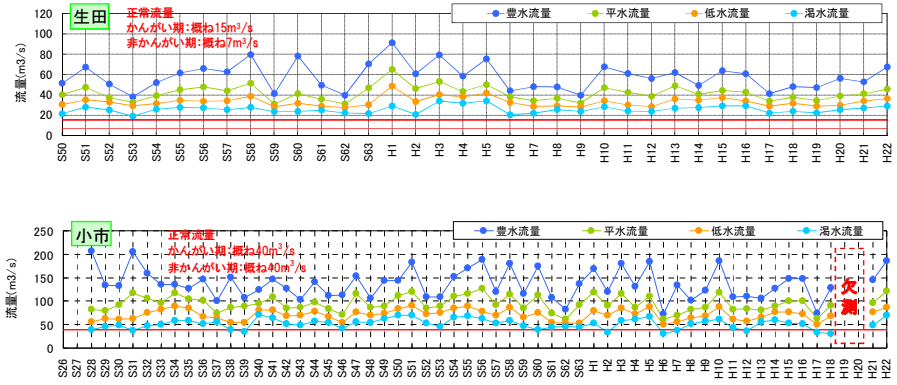

図 21 河川流況（生田・小市地点）

第２項 流況

１．上流部

上流部管内の主要地点における観測期間の平均流況は下表に示すとおりです。

信濃川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水、生物の保護、景観や流水の清潔の保持等を考慮し、生田（いくた）地点において、かんがい期に概ね 15m³/s、非かんがい期に概ね 7m³/s、小市（こいち）地点において、かんがい期、非かんがい期ともに概ね 40m³/s と定めています。

表 8 上流部管内主要地点流況表（対象期間内の平均値）

河川名	地点名	流況(m³/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
千曲川	生 田	57.24	41.55	33.06	25.62
犀川	小 市	135.55	94.23	70.94	51.81

※生田：昭和 50 年～平成 29 年の 43 ヵ年平均値
※小市：昭和 28 年～平成 29 年の 64 ヵ年平均値
※豊水流量：一年を通じて 95 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※平水流量：一年を通じて 185 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※低水流量：一年を通じて 275 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）
※渇水流量：一年を通じて 355 日はこれを下まわらない流量（上・中・下流部共通）

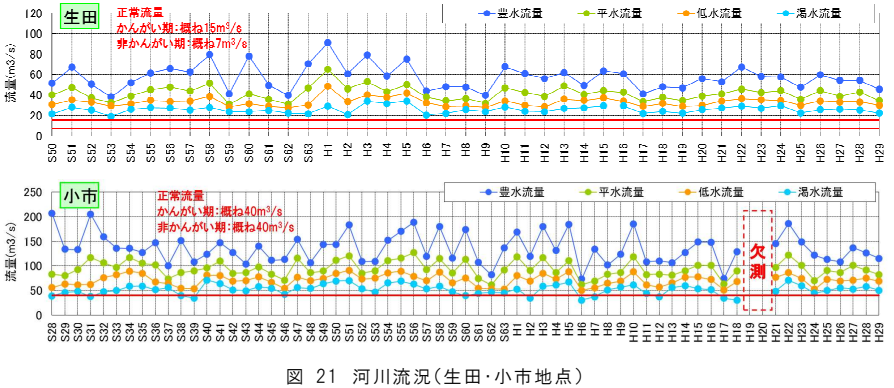

図 21 河川流況（生田・小市地点）

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
31	第3章 河川の現状と課題 第3節 第2項 2.中流部	33	第3章 河川の現状と課題 第3節 第2項 2.中流部

2．中流部

信濃川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水、動植物の生息・生育・繁殖、景観、流水の清潔の保持、塩害の防止等を考慮し、小千谷地点において、かんがい期に概ね 145m³/s、非かんがい期に概ね、115m³/s と定めています。

中流部管内の主要地点における観測期間の平均流況は下表に示すとおりです。年間の総流出量は日本で最大であり、4、5 月の融雪期の流出が多いのが特徴です。

表 9 中流部管内主要地点流況表(対象期間内の平均値)

河川名	地点名	流況(m³/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
信濃川	小千谷	578.37	387.94	296.43	206.52

※小千谷:昭和 26 年～平成 22 年の 60 ヵ年平均値

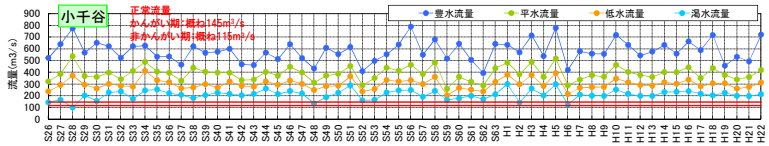

図 22 河川流況(小千谷地点)

3．下流部

下流部管内の主要地点である帝石橋(ていせきばし)地点における流況は下表のとおりです。

昭和 36 年から平成 22 年までの過去 50 年間のデータについてみると、平均渇水流量は 222m³/s、平均低水流量は 317m³/s であり、概ね安定した流況となっています。

表 10 下流部管内主要地点流況表(対象期間内の平均値)

河川名	地点名	流況(m³/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
信濃川	帝石橋	445.90	380.21	316.94	222.37

※帝石橋:昭和 36 年～平成 22 年の 50 ヵ年平均値
※昭和 60 年は欠測

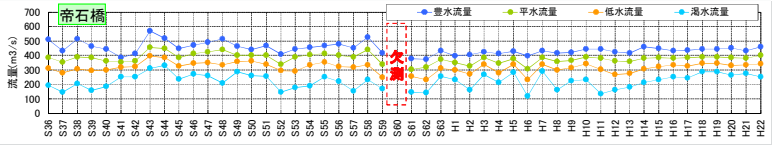

図 23 河川流況(帝石橋地点)

2．中流部

信濃川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水、生物の生息・生育・繁殖、景観、流水の清潔の保持、塩害の防止等を考慮し、小千谷地点において、かんがい期に概ね 145m³/s、非かんがい期に概ね、115m³/s と定めています。

中流部管内の主要地点における観測期間の平均流況は下表に示すとおりです。年間の総流出量は日本で最大であり、4、5 月の融雪期の流出が多いのが特徴です。

表 9 中流部管内主要地点流況表(対象期間内の平均値)

河川名	地点名	流況(m³/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
信濃川	小千谷	579.48	390.67	298.12	207.80

※小千谷:昭和 26 年～平成 29 年の 67 ヵ年平均値

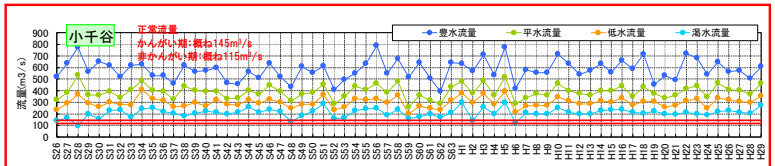

図 22 河川流況(小千谷地点)

3．下流部

下流部管内の主要地点である帝石橋(ていせきばし)地点における流況は下表のとおりです。

昭和 36 年から平成 29 年までの過去 57 年間のデータについてみると、平均渇水流量は 228m³/s、平均低水流量は 319m³/s であり、概ね安定した流況となっています。

表 10 下流部管内主要地点流況表(対象期間内の平均値)

河川名	地点名	流況(m³/s)			
		豊水	平水	低水	渇水
信濃川	帝石橋	444.26	380.54	319.33	228.43

※帝石橋:昭和 36 年～平成 29 年の 57 ヵ年平均値
※昭和 60 年は欠測

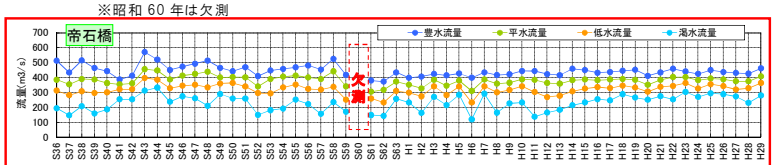

図 23 河川流況(帝石橋地点)

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
32	第3章 河川の現状と課題 第3節 第3項 1.水質	34	第3章 河川の現状と課題 第3節 第3項 1.水質

第３項 水質

１．水質

上流部の水質汚濁に係わる環境基準の類型指定は A 類型であり、BOD は近年改善がみられ、環境基準値を概ね満足しています。しかし、河川の富栄養化による付着藻類の繁茂がみられます。

中流部の類型指定は A 類型であり、水質は概ね良好であり、環境基準を満足しています。

下流部の類型指定は、全川で A 類型、支川の大部分（西川、刈谷田川、中ノ口川、五十嵐川、加茂川、小阿賀野川）の類型指定は A もしくは B 類型ですが、昭和 50 年代より工場排水や生活排水の影響がある通船川、栗ノ木川は C～E 類型であり、本川の環境基準地点における水質は概ね良好で、近年、環境基準を満足していますが、下流部では、浮遊物質による濁りで透視度が低くなる場合があります。

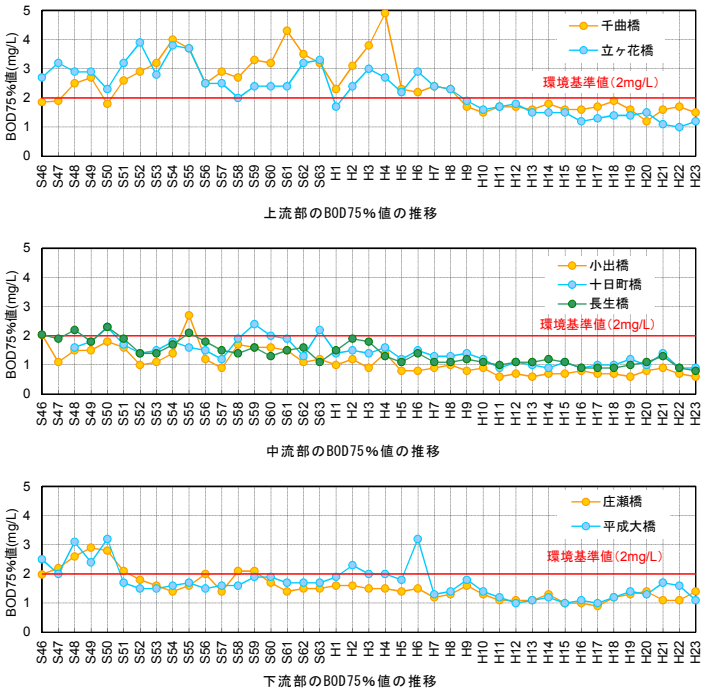

図 24 主要地点の BOD75%値の経年変化

第３項 水質

１．水質

上流部の水質汚濁に係わる環境基準の類型指定は A 類型であり、BOD は近年改善がみられ、環境基準を満足しています。しかし、河川の富栄養化による付着藻類の繁茂がみられます。

中流部の類型指定は A 類型であり、水質は概ね良好であり、環境基準を満足しています。

下流部の類型指定は、全川で A 類型、支川の大部分（西川、刈谷田川、中ノ口川、五十嵐川、加茂川、小阿賀野川）の類型指定は A もしくは B 類型ですが、昭和 50 年代より工場排水や生活排水の影響がある通船川、栗ノ木川は C～E 類型であり、本川の環境基準地点における水質は概ね良好で、近年、環境基準を満足していますが、下流部では、浮遊物質による濁りで透視度が低くなる場合があります。

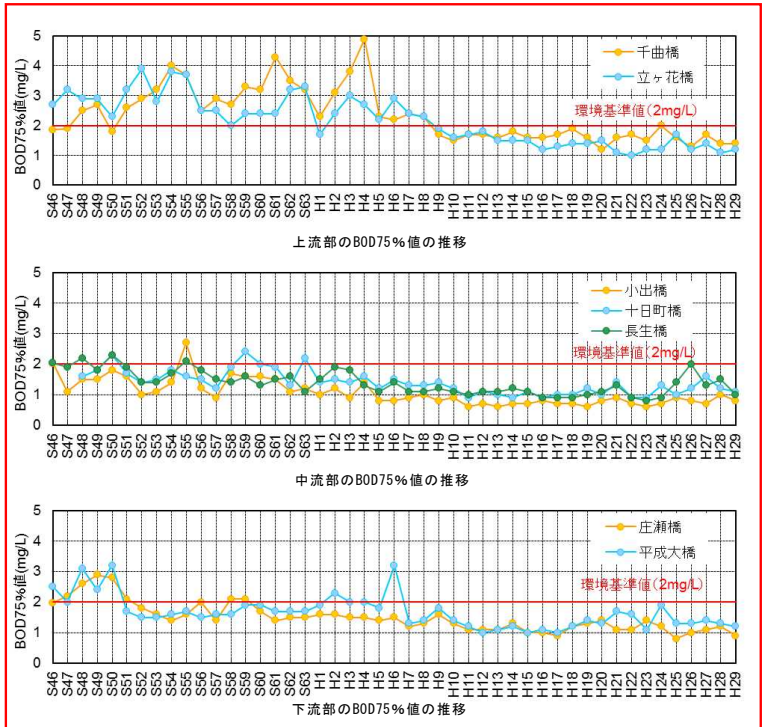

図 24 主要地点の BOD75%値の経年変化

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
33	第3章 河川の現状と課題 第3節 第3項 1.水質	35	第3章 河川の現状と課題 第3節 第3項 1.水質

下流部の鳥屋野潟は海抜ゼロメートル以下にあり、自然排水が望めないこと及び生活排水等の汚濁流入により水質が悪化し、昭和 50 年代には COD が湖沼の環境基準（B 類型、COD5mg/L）の 2 倍を超えました。このような背景のもと平成 5 年に流入支川通船川、栗ノ木川も含め、「清流ルネッサンス 21」の対象湖沼として選定され、浚渫、汚水排除対策等の河川事業や下水道事業を重点的に実施しました。その後、平成 13 年に「清流ルネッサンスⅡ」の対象湖沼として選定され、同 22 年度まで新潟県をはじめ関係機関・地域住民が一体となって水環境改善事業を行いました。

環境基準点（弁天橋）の COD 値が平成 14 年に 5.0mg/L（75%値）となり、類型指定以来、初めて環境基準を達成し、現在に至るまで継続しています。しかし、補助地点の鳥屋野潟出口（親松側）地点では、環境基準を満足していないため、今後も引き続き関係する各機関で連携・調整し取り組みを進めていきます。

また、新潟市では亀田郷地区の都市化の進展に伴う水質悪化を低減する目的で、平成 19 年 10 月より周辺水路へ環境用水の導水を行っています。今後も環境用水の効果等について知見を蓄積していく必要があります。

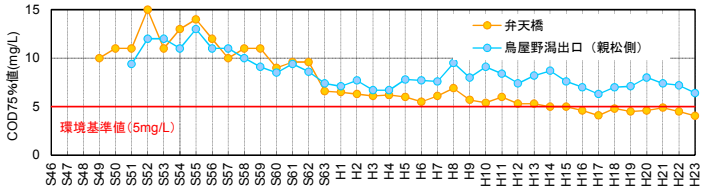

図 25 鳥屋野潟の COD75%値の推移

2．水質事故

信濃川水系では、突発的な水質事故の発生が後を絶ちません。特に平成 18 年は、早い時期での降雪の影響により給油タンクの取扱いミスが増え水質事故が大幅に増加しました。

今後も信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会を通じて水質事故に関する緊急時の連絡・調整、上下流での情報共有を行い、被害を拡大させないよう対策を講じていく必要があります。

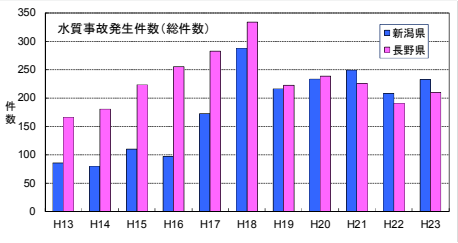

図 26 新潟県と長野県における水質事故の発生状況

下流部の鳥屋野潟は海抜ゼロメートル以下にあり、自然排水が望めないこと及び生活排水等の汚濁流入により水質が悪化し、昭和 50 年代には COD が湖沼の環境基準（B 類型、COD5mg/L）の 2 倍を超えました。このような背景のもと平成 5 年に流入支川通船川、栗ノ木川も含め、「清流ルネッサンス 21」の対象湖沼として選定され、浚渫、汚水排除対策等の河川事業や下水道事業を重点的に実施しました。その後、平成 13 年に「清流ルネッサンスⅡ」の対象湖沼として選定され、同 22 年度まで新潟県をはじめ関係機関・地域住民が一体となって水環境改善事業を行いました。

環境基準点（弁天橋）の COD 値が平成 14 年に 5.0mg/L（75%値）となり、類型指定以来、初めて環境基準を達成し、現在に至るまで継続しています。しかし、補助地点の鳥屋野潟出口（親松側）地点では、環境基準を満足していないため、今後も引き続き関係する各機関で連携・調整し取組を進めていきます。

また、新潟市では亀田郷地区の都市化の進展に伴う水質悪化を低減する目的で、平成 19 年 10 月より周辺水路へ環境用水の導水を行っています。今後も環境用水の効果等について知見を蓄積していく必要があります。

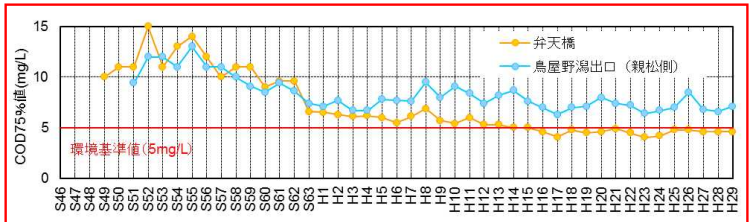

図 25 鳥屋野潟の COD75%値の推移

2．水質事故

信濃川水系では、突発的な水質事故の発生が後を絶ちません。特に平成 18 年は、早い時期での降雪の影響により給油タンクの取扱いミスが増え水質事故が大幅に増加しました。

今後も信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会を通じて水質事故に関する緊急時の連絡・調整、上下流での情報共有を行い、被害を拡大させないよう対策を講じていく必要があります。

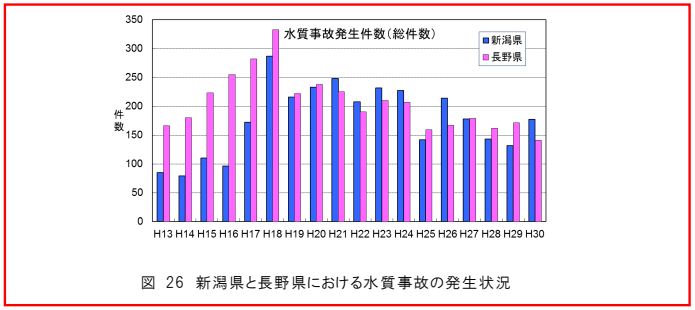

図 26 新潟県と長野県における水質事故の発生状況

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
48	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 1.河川空間の利用状況	50	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 1.河川空間の利用状況

第４項　人と河川とのふれあい

信濃川流域では、散歩やスポーツなどを目的に年間約 780 万人が利用しています。(平成 21 年度調査結果)

豊かな自然環境や景観、変化に富む流れは、市民にやすらぎを与える空間であるとともに、川を利用した様々な活動の場としても利用されています。

さらに、上流・中流・下流の流域住民らが、生活、歴史、文化、風土や自然環境について理解を深めようと交流が行われています。

今後は、さらに流域住民の信濃川への関心を高めるため、関係機関や市民団体等と連携し、イベントや環境学習を通じて情報発信を行う必要があります。

また、信濃川の公共空間の活用により、まちづくりを提案しようという動きが議論されており、河川管理者として協力していく必要があります。

１．河川空間の利用状況

（１）上流部

上流部は、年間約 363 万人が利用しています。

平成 21 年度調査による上流部の利用形態は、5 割以上が散策等の利用で、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が 8 割以上を占めています。

表　11　上流部の利用形態

区分	項目	年間推計値(千人) H15	H18	H21
利用形態別	スポーツ	2,489	1,151	1,577
	釣り	136	187	97
	水遊び	91	115	29
	散策等	1,983	1,952	1,930
	合計	4,699	3,405	3,633
利用場所別	水面	23	101	47
	水際	204	201	79
	高水敷	4,202	2,634	3,067
	堤防	270	469	440
	合計	4,699	3,405	3,633

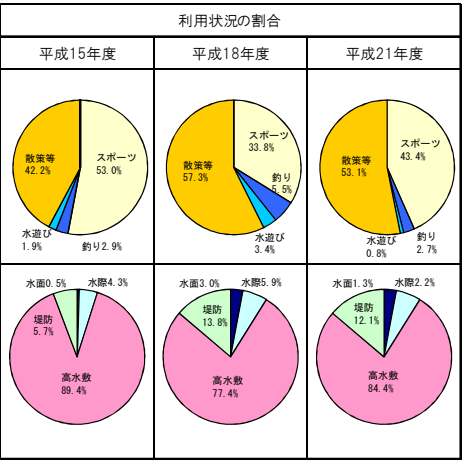

※河川空間の年間利用者数(推計値)は、年間 7 日の調査結果から 1 年間の利用者数を推計しているため、調査日の天候等により影響を受ける場合があります。(上・中・下流部共通)

第４項　人と河川とのふれあい

信濃川流域では、散歩やスポーツなどを目的に年間約 640 万人が利用しています。(平成 26 年度調査結果)

豊かな自然環境や景観、変化に富む流れは、市民にやすらぎを与える空間であるとともに、川を利用した様々な活動の場としても利用されています。

さらに、上流・中流・下流の流域住民らが、生活、歴史、文化、風土や自然環境について理解を深めようと交流が行われています。

今後は、さらに流域住民の信濃川への関心を高めるため、関係機関や市民団体等と連携し、イベントや環境学習を通じて情報発信を行う必要があります。

また、信濃川の公共空間の活用により、まちづくりを提案しようという動きが議論されており、河川管理者として協力していく必要があります。

１．河川空間の利用状況

（１）上流部

上流部は、年間約 391 万人が利用しています。

平成 26 年度調査による上流部の利用形態は、7 割近くがスポーツの利用で、次いで散策等の利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が 8 割以上を占めています。

表　11　上流部の利用形態

区分	項目	年間推計値(千人) H18	H21	H26
利用形態別	スポーツ	1,151	1,577	2,638
	釣り	187	97	68
	水遊び	115	29	166
	散策等	1,952	1,930	1,037
	合計	3,405	3,633	3,909
利用場所別	水面	101	47	135
	水際	201	79	98
	高水敷	2,634	3,067	3,396
	堤防	469	440	280
	合計	3,405	3,633	3,909

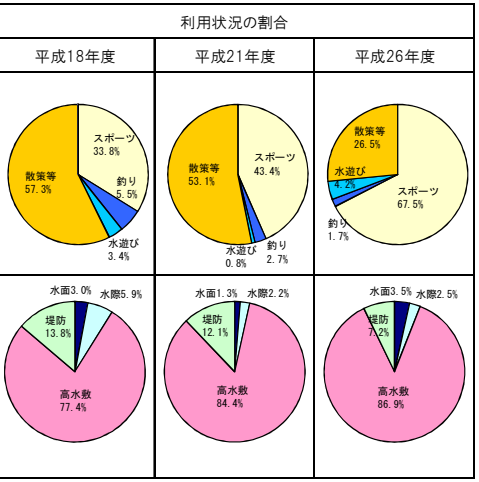

※河川空間の年間利用者数(推計値)は、年間 7 日の調査結果から 1 年間の利用者数を推計しているため、調査日の天候等により影響を受ける場合があります。(上・中・下流部共通)

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
49	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 1.河川空間の利用状況	51	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 1.河川空間の利用状況

（２）中流部

中流部ではグラウンド、公園等を年間約 231 万人が利用しています。

平成 21 年度調査による中流部の利用形態は、8 割近くが散策等の利用で、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、堤防が半数近くを占め、次いで高水敷が多く、両方を合わせると 9 割近くになります。

表 12 中流部の利用形態

区分	項目	年間推計値(千人) H15	H18	H21	利用状況の割合 平成15年度	平成18年度	平成21年度
利用形態別	スポーツ	236	77	235	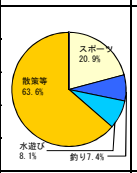	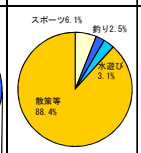	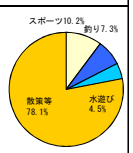
	釣り	83	31	168			
	水遊び	92	39	103			
	散策等	718	1,116	1,800			
	合計	1,129	1,263	2,306			
利用場所別	水面	47	21	122	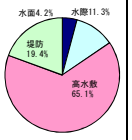	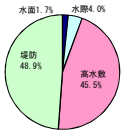	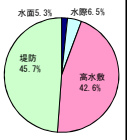
	水際	128	50	149			
	高水敷	735	575	982			
	堤防	219	617	1,053			
	合計	1,129	1,263	2,306			

（３）下流部

下流部は年間約 184 万人が利用しています。

平成 21 年度調査による下流部の利用形態は、7 割以上が散策等の利用であり、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が 6 割近くを占め、次いで堤防が多く、両方を合わせると 9 割程度になります。

表 13 下流部の利用形態

区分	項目	年間推計値(千人) H15	H18	H21	利用状況の割合 平成15年度	平成18年度	平成21年度
利用形態別	スポーツ	212	222	295	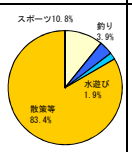	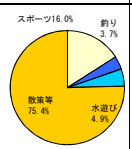	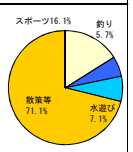
	釣り	76	52	105			
	水遊び	38	68	131			
	散策等	1,636	1,048	1,304			
	合計	1,962	1,390	1,835			
利用場所別	水面	23	67	155	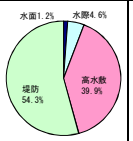	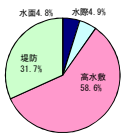	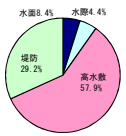
	水際	91	68	81			
	高水敷	783	813	1,063			
	堤防	1,065	440	536			
	合計	1,962	1,388	1,835			

（２）中流部

中流部ではグラウンド、公園等を年間約 76 万人が利用しています。

平成 26 年度調査による中流部の利用形態は、8 割近くが散策等の利用で、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が半数近くを占め、次いで堤防が多く、両方を合わせると 9 割近くになります。

表 12 中流部の利用形態

区分	項目	年間推計値(千人) H18	H21	H26	利用状況の割合 平成18年度	平成21年度	平成26年度
利用形態別	スポーツ	77	235	74	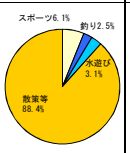	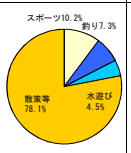	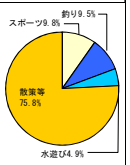
	釣り	31	168	72			
	水遊び	39	103	37			
	散策等	1,116	1,800	574			
	合計	1,263	2,306	757			
利用場所別	水面	21	122	39	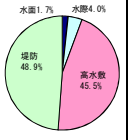	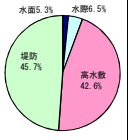	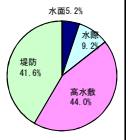
	水際	50	149	70			
	高水敷	575	982	333			
	堤防	617	1,053	315			
	合計	1,263	2,306	757			

（３）下流部

下流部は年間約 174 万人が利用しています。

平成 26 年度調査による下流部の利用形態は、7 割以上が散策等の利用であり、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が 6 割近くを占め、次いで堤防が多く、両方を合わせると 9 割程度になります。

表 13 下流部の利用形態

区分	項目	年間推計値(千人) H18	H21	H26	利用状況の割合 平成18年度	平成21年度	平成26年度
利用形態別	スポーツ	222	295	250	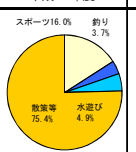	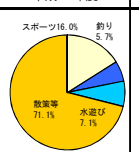	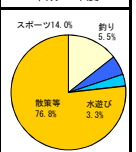
	釣り	52	105	96			
	水遊び	68	131	58			
	散策等	1,048	1,304	1,335			
	合計	1,390	1,835	1,739			
利用場所別	水面	67	155	56	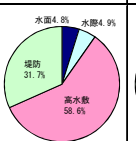	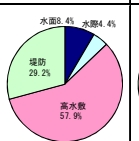	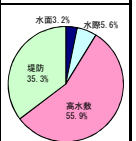
	水際	68	81	97			
	高水敷	813	1,063	972			
	堤防	440	536	614			
	合計	1,388	1,835	1,739			

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
52	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 2.レクリエーション・親水施設	54	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 2.レクリエーション・親水施設

（３） 下流部

下流部の河川空間は沿川市民の憩いの場として様々に利用されています。県都新潟市（政令市）の中心部には「やすらぎ堤」と呼ばれる緩勾配の堤防が全国で初めて整備されました。やすらぎ堤は周辺の公園、公共施設整備とあいまって都市部の貴重な水辺空間として、多くの人々に利用されています。「サイクリングロード」や「やすらぎ堤緑地」が整備されている堤防上は年間約12万人が利用しています。しかし、利用者からは夏場の木陰を望む声も多く寄せられています。

また、萬代橋周辺では市民と行政の協働による「橋を活用したまちづくり」を展開する試みも始められ「萬代橋サンセットカフェ」なども開催されています。

市街地中心部を除くと、河川敷の多くの部分は農地として利用されていますが、グラウンドや公園、水辺の楽校などの利用箇所も点在しています。

観光舟運や水上スポーツなどの他、サケ漁などの内水面漁業が盛んです。一方でプレジャーボートの不法係留やゴミの不法投棄などが見受けられます。

写真 45 河川空間の利用状況（下流部）

写真 46 下流部のイベント

（３） 下流部

下流部の河川空間は沿川市民の憩いの場として様々に利用されています。県都新潟市（政令市）の中心部には「やすらぎ堤」と呼ばれる緩勾配の堤防が全国で初めて整備されました。やすらぎ堤は周辺の公園、公共施設整備とあいまって都市部の貴重な水辺空間として、多くの人々に利用されています。「サイクリングロード」や「やすらぎ堤緑地」が整備されている堤防上は年間約12万人が利用しています。しかし、利用者からは夏場の木陰を望む声も多く寄せられています。

また、新潟市では、まちづくりと一体となった水辺利用を推進するため「ミズベリングやすらぎ堤研究会」を設置し、平成28年3月に「信濃川やすらぎ堤」がかわまちづくり支援制度に登録されました。民間事業者による商業活動等と連携した河川管理者による高水敷整正等の水辺整備により、賑わいのある水辺空間を創出し、地域の観光振興と地域活性化を図っています。

市街地中心部を除くと、河川敷の多くの部分は農地として利用されていますが、グラウンドや公園、水辺の楽校などの利用箇所も点在しています。

観光舟運や水上スポーツなどの他、サケ漁などの内水面漁業が盛んです。一方でプレジャーボートの不法係留やゴミの不法投棄などが見受けられます。

写真 47 河川空間の利用状況（下流部）

写真 48 下流部のイベント

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
56	第3章 河川の現状と課題 第5節 第2項 河道の維持管理	58	第3章 河川の現状と課題 第5節 第2項 河道の維持管理

第２項 河道の維持管理

上流部、中流部は急流河川のため、みお筋が変化し、局所洗掘や土砂堆積等が発生する可能性があり、下流部はこれまでに河道掘削を行った区間で、土砂堆積により洪水の安全な流下が阻害される可能性があるため、河床変動等のモニタリングを継続的に行い、適切な対応を行う必要があります。

河道内の樹木については、樹木繁茂により洪水の流下阻害や水位上昇、乱流や偏流による河岸侵食の発生などの恐れがあるため、繁茂状況を継続的に調査し適切な対応を行う必要があります。

さらに、ダム等による供給土砂の減少や砂利採取に起因する河床低下による砂州の固定化、樹林化の進行、砂礫河原の減少等の河道変遷状況について、モニタリングにより注視していく必要があります。

また、河道の経年的な変化を十分に把握し、砂利採取により河川管理施設等に支障が生じないよう砂利採取計画の認可の申請があった場合は、適切に審査し許可を行います。

写真 50 樹木伐採の状況（上流部）

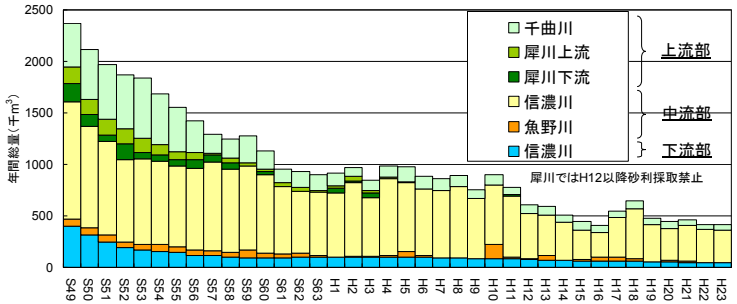

図 33 信濃川水系の砂利採取量の経年変化

第２項 河道の維持管理

上流部、中流部は急流河川のため、みお筋が変化し、局所洗掘や土砂堆積等が発生する可能性があり、下流部はこれまでに河道掘削を行った区間で、土砂堆積により洪水の安全な流下が阻害される可能性があるため、河床変動等のモニタリングを継続的に行い、適切な対応を行う必要があります。

河道内の樹木については、樹木繁茂により洪水の流下阻害や水位上昇、乱流や偏流による河岸侵食の発生などの恐れがあるため、繁茂状況を継続的に調査し適切な対応を行う必要があります。

さらに、ダム等による供給土砂の減少や砂利採取に起因する河床低下による砂州の固定化、樹林化の進行、砂礫河原の減少等の河道変遷状況について、モニタリングにより注視していく必要があります。

また、河道の経年的な変化を十分に把握し、砂利採取により河川管理施設等に支障が生じないよう砂利採取計画の認可の申請があった場合は、適切に審査し許可を行います。

写真 52 樹木伐採の状況（上流部）

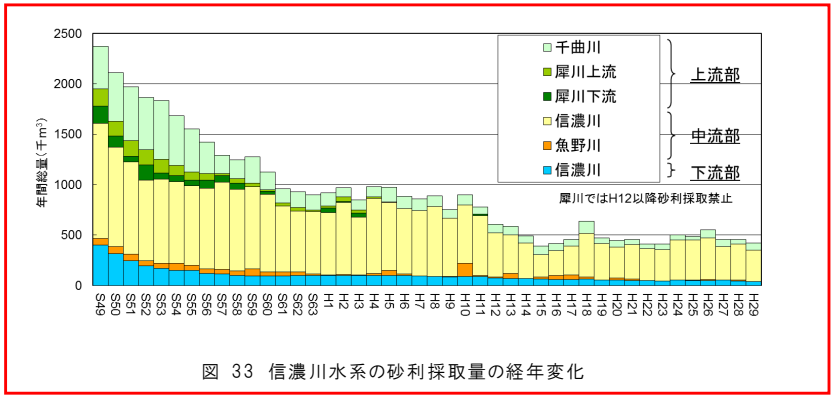

図 33 信濃川水系の砂利採取量の経年変化

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
57	第3章 河川の現状と課題 第5節 第3項 1.不法行為の防止・解消	59	第3章 河川の現状と課題 第5節 第3項 1.不法行為の防止・解消

第３項 河川空間の適正な利用の推進

１．不法行為の防止・解消

信濃川水系では、一部の河川利用者による不法占用（土地、水面）やゴミの不法投棄があとを絶たず、一般の河川利用者の利用の妨げとなったり、水防活動の支障となる恐れがあります。

不法工作物、不法盛土、不法投棄、不法係留等の不法行為は、洪水の流下阻害となり、流出した場合には河川管理施設等の損傷や操作不能の原因となる恐れがあることから、河川巡視による監視体制の強化を行うとともに、関係機関と連携した取り組みを行う必要があります。

今後もきめ細やかな河川巡視を実施するとともに、河川美化の推進に向け、地域住民との連携を図っていく必要があります。

写真 51 不法行為等の状況

２．地域と連携した河川管理

信濃川では、河川を中心とした地域間の交流が盛んになってきています。

これまで地域住民等の団体が河川の清掃や植栽管理等を支援する「ボランティア・サポート・プログラム」を実施してきました。これらの活動は、河川に関わる幅広い分野において地域住民が参加するきっかけとなるものであり、川が「地域共有の公共財産」として成熟していくために必要なことから、今後より積極的に取り組む必要があります。

また、水辺の楽校は「水辺で楽しく遊ぼう」というねらいのもとに、水辺での遊びの場、本物の自然を体験する場、野生の生きものたちとのふれあいの場を提供するもので、地域の皆さんが協力して子ども達の水辺の活動を支えることを目指しています。

一方で、高水敷などの河川区域に一般家庭ゴミから自動車まで様々なものが不法投棄されています。これらのゴミの除去や日常的な河川の美化・清掃は、地域等の活動により支えられていますが、不法投棄されたゴミの処理には毎年多額の費用がかかっています。

河川区域内における不法行為に対して、今後ともきめ細やかな河川巡視を実施していく必要があるとともに、河川美化の推進や不法行為の解消に向けて取り組む必要があります。

第３項 河川空間の適正な利用の推進

１．不法行為の防止・解消

信濃川水系では、一部の河川利用者による不法占用（土地、水面）やゴミの不法投棄があとを絶たず、一般の河川利用者の利用の妨げとなったり、水防活動の支障となる恐れがあります。また、不法投棄されたゴミの処理には毎年多額の費用がかかっています。

不法工作物、不法盛土、不法投棄、不法係留等の不法行為は、洪水の流下阻害となり、流出した場合には河川管理施設等の損傷や操作不能の原因となる恐れがあることから、河川巡視による監視体制の強化を行うとともに、関係機関と連携した取組を行う必要があります。

今後もきめ細やかな河川巡視を実施するとともに、河川美化の推進に向け、関係機関との連携を図っていく必要があります。

写真 53 不法行為等の状況

２．地域と連携した河川管理

信濃川では、河川を中心とした地域間の交流が盛んになってきています。

これまで地域住民等の団体が河川の清掃や植栽管理等を支援する「ボランティア・サポート・プログラム」を実施してきました。これらの活動は、河川に関わる幅広い分野において地域住民が参加するきっかけとなるものであり、川が「地域共有の公共財産」として成熟していくために必要なことから、今後より積極的に取り組む必要があります。

また、水辺の楽校は「水辺で楽しく遊ぼう」というねらいのもとに、水辺での遊びの場、本物の自然を体験する場、野生の生きものたちとのふれあいの場を提供するもので、地域の皆さんが協力して子ども達の水辺の活動を支えることを目指しています。

一方で、高水敷などの河川区域のゴミの除去や日常的な河川の美化・清掃は、地域等の活動により支えられており、河川美化の推進や不法行為の解消に向けて地域住民との連携の強化に取り組む必要があります。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
58	第4章 河川整備計画の目標 第1節 第1項 2.整備の目標	60	第4章 河川整備計画の目標 第1節 第1項 2.整備の目標

第４章 河川整備計画の目標

信濃川水系河川整備計画では、「北アルプスからの清流を湛え、豊穣な大地の礎をなす悠久なる大河信濃川を守り、活かし、未来に伝える川づくり」を目指し、温暖化等、長期的な気候変動に注視しつつ、治水・利水・環境に係る施策を展開します。

第１節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

第１項 災害の発生の防止又は軽減

１．目標設定の背景

水系一貫となって災害防止・被害最小化を図る観点から、上下流、本支川バランスを確保し、県境区間や支・派川等については、整備に関する情報を共有するなど関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ります。

２．整備の目標

河川整備基本方針で定めた目標に向けて、現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生の防止又は軽減を図ります。

本河川整備計画に定める整備によって、上流部（千曲川）については、昭和 34 年 8 月洪水や昭和 58 年 9 月洪水、平成 18 年 7 月洪水等の本川上流や犀川からの洪水特性を踏まえ、昭和 58 年 9 月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水（えっすい）等による家屋の浸水被害の防止又は軽減が図られます。

中流部（信濃川）については、昭和 33 年 9 月洪水、昭和 56 年 8 月洪水、平成 18 年 7 月洪水等の本川上流や魚野川からの洪水特性を踏まえ、昭和 56 年 8 月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減が図られます。

下流部（信濃川）については、昭和 36 年 8 月洪水や平成 16 年 7 月洪水、平成 23 年 7 月洪水等の支川や内水域からの洪水特性を踏まえ、平成 23 年 7 月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による浸水被害の防止が図られます。

第４章 河川整備計画の目標

信濃川水系河川整備計画では、「北アルプスからの清流を湛え、豊穣な大地の礎をなす悠久なる大河信濃川を守り、活かし、未来に伝える川づくり」を目指し、温暖化等、長期的な気候変動に注視しつつ、治水・利水・環境に係る施策を展開します。

第１節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

第１項 災害の発生の防止又は軽減

１．目標設定の背景

水系一貫となって災害防止・被害最小化を図る観点から、上下流、本支川バランスを確保し、県境区間や支・派川等については、整備に関する情報を共有するなど関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ります。

２．整備の目標

河川整備基本方針で定めた目標に向けて、現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生の防止又は軽減を図ります。

本河川整備計画に定める整備によって、上流部（千曲川）については、昭和 34 年 8 月洪水や昭和 58 年 9 月洪水、平成 18 年 7 月洪水等の本川上流や犀川からの洪水特性を踏まえ、昭和 58 年 9 月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水（えっすい）等による家屋の浸水被害の防止又は軽減が図られます。

中流部（信濃川）については、昭和 33 年 9 月洪水、昭和 56 年 8 月洪水、平成 18 年 7 月洪水等の本川上流や魚野川からの洪水特性を踏まえ、昭和 56 年 8 月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減が図られます。

下流部（信濃川）については、昭和 36 年 8 月洪水や平成 16 年 7 月洪水、平成 23 年 7 月洪水等の支川や内水域からの洪水特性を踏まえ、平成 23 年 7 月洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による浸水被害の防止が図られます。

想定し得る最大規模の洪水を含めて、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、避難に要する時間を確保するためのハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
60	第4章 河川整備計画の目標 第1節 第1項 3.施設能力を上回る洪水を踏まえた流域連携による治水対策	62	第4章 河川整備計画の目標 第1節 第1項 3.施設能力を上回る洪水を踏まえた流域連携による治水対策
３．計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策 計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途上に施設能力以上の洪水が発生した場合等、災害発生時の水防活動や応急復旧活動を円滑に実施するため、活動の拠点となる河川防災ステーションの整備や広範囲に渡る大規模な水防活動の支援体制の整備など、流域連携による危機管理体制の強化を図ります。 また、計画高水位等を超える洪水が発生した場合の壊滅的な被害を防ぐため、二線堤等既存構造物を活用した氾濫被害の軽減対策や、新たな洪水対策の検討を進めます。 第２項 河川管理施設の適切な維持管理 堤防、ダム、堰、水門、排水機場等の河川管理施設が、洪水時に確実に機能を発揮できるよう、平常時及び洪水時、地震時における巡視、点検をきめ細かく行います。また、河川管理上の重点箇所や維持管理の内容を定めた計画を策定するとともに、河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型河川管理」により効率的・効果的な維持管理を行います。 また、堤防の耐震対策や堰、水門、排水機場等の耐震補強を進めるとともに、計画規模を上回る洪水時や津波発生時においても安全に操作できる対策を進めます。		３．施設能力を上回る洪水を踏まえた流域連携による治水対策 計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途上に施設能力以上の洪水が発生した場合等においても、水防活動や応急復旧活動を円滑に実施できるよう、流域連携による危機管理体制の強化を図ります。 また、施設能力を上回る洪水が発生した場合の壊滅的な被害を防ぐため、既存構造物を有効活用した氾濫被害の軽減対策等の検討を進めます。 第２項 河川管理施設及び河道の適切な維持管理 堤防、ダム、堰、水門、排水機場等の河川管理施設が、洪水時や地震時に確実に機能を発揮できるよう、適切な維持管理を行うとともに耐震補強を進めます。 また、計画規模を上回る洪水時や津波発生時においても安全に操作できる対策を進めます。 さらに、河道が継続的に機能を発揮できるよう、維持掘削や適切な樹木管理に努めるとともに健全な流砂系の構築を図ります。	

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
62	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	64	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

第５章 河川の整備の実施に関する事項

第１節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第１項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

１．洪水の安全な流下対策

上流部、中流部については、河口部で洪水処理を担う大河津分水路の改修を優先的に進めるとともに、既設ダムの有効活用による新たな洪水調節機能を確保し、上流部、中流部の安全性が段階的に向上するよう河道掘削、築堤等の整備を実施します。

下流部については、平成 23 年 7 月洪水と同規模の流量を安全に流下させるため、河道掘削、支川の合流点処理、堤防整備を実施します。

なお、上流側の整備を行う際には、下流側の整備状況や支川の整備状況に配慮しつつ実施します。

また、整備にあたっては河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地の保全・再生に努めます。

（１）堤防整備

洪水時に家屋等への被害が生じる恐れのある未施工（無堤）区間及び堤防の高さや断面が不足している区間において、堤防の新築・拡築等を実施します。

写真 52 堤防整備の実施例

第５章 河川の整備の実施に関する事項

第１節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第１項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

１．洪水の安全な流下対策

上流部、中流部については、河口部で洪水処理を担う大河津分水路の改修を優先的に進めるとともに、大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムにおいて新たに洪水調節容量を確保し、上流部、中流部の安全性が段階的に向上するよう河道掘削、築堤等の整備を実施します。

下流部については、平成 23 年 7 月洪水と同規模の流量を安全に流下させるため、河道掘削、支川の合流点処理、堤防整備を実施します。

なお、上流側の整備を行う際には、下流側の整備状況や支川の整備状況に配慮しつつ実施します。

また、整備にあたっては河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地の保全・再生に努めます。

（１）堤防整備

洪水時に家屋等への被害が生じる恐れのある未施工（無堤）区間及び堤防の高さや断面が不足している区間において、堤防の新築・拡築等を実施します。

写真 54 堤防整備の実施例

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
63	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	65	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

表 15 堤防整備実施箇所(上流部)

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	飯山市常郷地先	左岸	23.8k 付近	流下能力を向上させる
		飯山市常郷地先	左岸	24.1k～24.4k 付近	
		飯山市蓮地先	左岸	37.2k 付近	
		中野市豊津地先	左岸	44.7k～45.3k 付近	
		中野市豊津地先	左岸	45.8k～46.9k 付近	
		中野市上今井地先～ 中野市大俣地先	右岸	47.8k 付近	
		中野市上今井地先～ 中野市牛出地先	右岸	48.7k～50.9k 付近	
		中野市上今井地先	左岸	48.7k～49.9k 付近	
		長野市柳原地先～ 長野市屋島地先	左岸	60.1k～64.1k 付近	
		須坂市福島地先～ 長野市若穂綿内地先	右岸	60.3k～62.8k 付近	
		長野市若穂綿内地先	右岸	62.8k～63.8k 付近	
		長野市屋島地先～ 長野市大豆島地先	左岸	64.1k～65.3k 付近	
		長野市若穂牛島地先	右岸	65.0k～65.8k 付近	
		長野市松代町牧島地先～ 長野市松代町柴地先	右岸	69.1k～71.5k 付近	
		長野市小島田町地先	左岸	70.6k～71.3k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先	左岸	78.6k～79.9k 付近	
		千曲市屋代地先	右岸	78.9k～79.2k 付近	
		千曲市屋代地先～ 千曲市粟佐地先	右岸	79.8k～80.4k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先～ 千曲市野高場地先	左岸	81.2k～82.3k 付近	
		千曲市杭瀬下地先～ 千曲市中地先	右岸	82.8k～84.3k 付近	
		千曲市八幡地先	左岸	84.3k 付近	
		千曲市八幡地先～ 千曲市須坂地先	左岸	84.4k～85.9k 付近	
		千曲市須坂地先～ 千曲市若宮地先	左岸	86.4k～88.8k 付近	
		千曲市千本柳地先～ 千曲市上徳間地先	右岸	86.6k～88.2k 付近	
		千曲市上山田地先～ 坂城町上五明地先	左岸	90.6k～92.7k 付近	
		千曲市磯部地先～ 坂城町坂城地先	右岸	91.2k～92.3k 付近	
		坂城町上五明地先～ 坂城町網掛地先	左岸	93.8k～95.5k 付近	
		坂城町南条地先	右岸	95.8k～97.9k 付近	
		上田市小牧地先	左岸	105.5k～105.8k 付近	
		上田市国分地先	右岸	106.8k～107.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 15 堤防整備実施箇所(上流部)

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	飯山市常郷地先	左岸	23.8k 付近	流下能力を向上させる
		飯山市常郷地先	左岸	24.1k～24.4k 付近	
		長野市柳原地先～ 長野市屋島地先	左岸	60.1k～64.1k 付近	
		須坂市福島地先～ 長野市若穂綿内地先	右岸	60.3k～62.8k 付近	
		長野市若穂綿内地先	右岸	62.8k～63.8k 付近	
		長野市屋島地先～ 長野市大豆島地先	左岸	64.1k～65.3k 付近	
		長野市若穂牛島地先	右岸	65.0k～65.8k 付近	
		長野市松代町牧島地先～ 長野市松代町柴地先	右岸	69.1k～71.5k 付近	
		長野市小島田町地先	左岸	70.6k～71.3k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先	左岸	78.6k～79.9k 付近	
		千曲市屋代地先	右岸	78.9k～79.2k 付近	
		千曲市屋代地先～ 千曲市粟佐地先	右岸	79.8k～80.4k 付近	
		長野市篠ノ井塩崎地先～ 千曲市野高場地先	左岸	81.2k～82.3k 付近	
		千曲市杭瀬下地先～ 千曲市中地先	右岸	82.8k～84.3k 付近	
		千曲市八幡地先	左岸	84.3k 付近	
		千曲市八幡地先～ 千曲市須坂地先	左岸	84.4k～85.9k 付近	
		千曲市須坂地先～ 千曲市若宮地先	左岸	86.4k～88.8k 付近	
		千曲市千本柳地先～ 千曲市上徳間地先	右岸	86.6k～88.2k 付近	
		千曲市上山田地先～ 坂城町上五明地先	左岸	90.6k～92.7k 付近	
		千曲市磯部地先～ 坂城町坂城地先	右岸	91.2k～92.3k 付近	
		坂城町上五明地先～ 坂城町網掛地先	左岸	93.8k～95.5k 付近	
		坂城町南条地先	右岸	95.8k～97.9k 付近	
		上田市小牧地先	左岸	105.5k～105.8k 付近	
		上田市国分地先	右岸	106.8k～107.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
64	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	66	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

表 16 堤防整備実施箇所（上流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	犀川	生坂村下生野地先	右岸	52.0k～53.2k 付近	流下能力を向上させる
		安曇野市明科南陸郷地先	左岸	53.0k～53.8k 付近	
		生坂村小立野地先	右岸	54.2k～55.3k 付近	
		安曇野市明科七貴地先	左岸	57.0k～57.7k 付近	
		安曇野市明科東川手地先	右岸	57.9k～59.1k 付近	
		安曇野市明科七貴地先	左岸	59.0k～59.7k 付近	
		安曇野市明科中川手地先	右岸	59.1k～60.2k 付近	
		安曇野市豊科南穂高地先	左岸	63.3k～63.8k 付近	
		安曇野市豊科田沢地先	左岸	65.8k～66.4k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

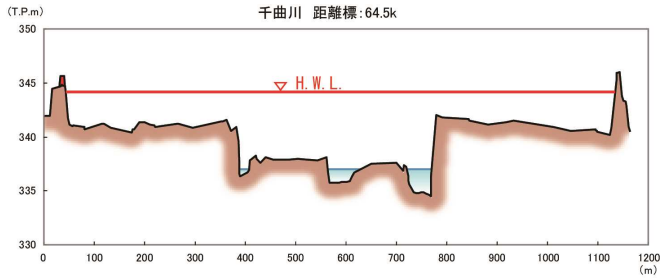

図 37 堤防整備断面のイメージ図（上流部）

表 16 堤防整備実施箇所（上流部）

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	犀川	生坂村下生野地先	右岸	52.0k～53.2k 付近	流下能力を向上させる
		安曇野市明科南陸郷地先	左岸	53.0k～53.8k 付近	
		生坂村小立野地先	右岸	54.2k～55.3k 付近	
		安曇野市明科東川手地先	右岸	57.9k～59.1k 付近	
		安曇野市明科七貴地先	左岸	59.0k～59.7k 付近	
		安曇野市明科中川手地先	右岸	59.1k～60.2k 付近	
		安曇野市豊科南穂高地先	左岸	63.3k～63.8k 付近	
		安曇野市豊科田沢地先	左岸	65.8k～66.4k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

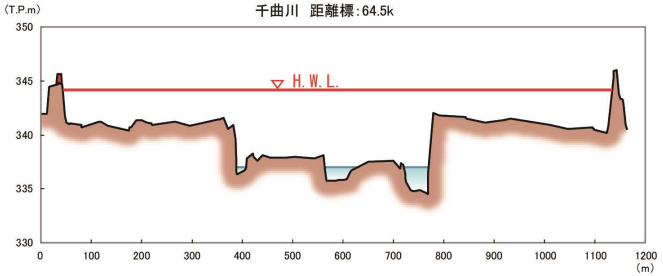

図 37 堤防整備断面のイメージ図（上流部）

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
65	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	67	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

表 17 堤防整備実施箇所(中流部)

河川名		施行の場所 地先	左右岸区分	区間	機能の概要
中流部	信濃川	長岡市天神町地先～ 長岡市槇下町地先	右岸	12.1k～12.8k 付近	流下能力を向上させる
		長岡市大宮町地先～ 長岡市浦地先	右岸	20.5k～24.1k 付近	
		長岡市浦地先	左岸	23.5k～24.3k 付近	
		長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	右岸	24.4k～25.5k 付近	
		長岡市釜ヶ島地先～ 長岡市岩野地先	左岸	25.5k～27.0k 付近	
		小千谷市高梨町地先	左岸	27.4k～27.6k 付近	
		小千谷市高梨町地先	左岸	27.8k～28.6k 付近	
		小千谷市大字上片貝地先	左岸	37.8k～39.4k 付近	
		長岡市川口牛ヶ島地先	右岸	39.3k～40.0k 付近	
		長岡市西川口地先	右岸	41.9k～42.3k 付近	
		小千谷市川井新田地先	左岸	43.6k～45.5k 付近	
		小千谷市大字川井地先	右岸	45.3k～47.0k 付近	
		小千谷市岩沢地先	右岸	51.2k～53.2k 付近	
		十日町市寅乙地先～ 十日町市市子地先	右岸	64.1k～64.8k 付近	
		十日町市子地先	右岸	64.9k～65.5k 付近	
	魚野川	長岡市川口和南津地先	左岸	3.9k～4.3k 付近	
		魚沼市新道島地先	左岸	6.2k～6.8k 付近	
		魚沼市竜光地先	右岸	7.2k～7.9k 付近	
		魚沼市根小屋地先	右岸	10.0k～10.5k 付近	
		南魚沼市今町新田地先	右岸	25.3k～26.1k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

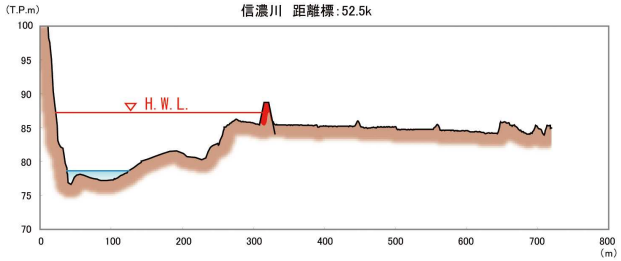

図 38 堤防整備断面のイメージ図(中流部)

表 17 堤防整備実施箇所(中流部)

河川名		施行の場所 地先	左右岸区分	区間	機能の概要
中流部	信濃川	長岡市天神町地先～ 長岡市槇下町地先	右岸	12.1k～12.8k 付近	流下能力を向上させる
		長岡市大宮町地先～ 長岡市浦地先	右岸	20.5k～24.1k 付近	
		長岡市浦地先	左岸	23.5k～24.3k 付近	
		長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	右岸	24.4k～25.5k 付近	
		長岡市釜ヶ島地先～ 長岡市岩野地先	左岸	25.5k～27.0k 付近	
		小千谷市高梨町地先	左岸	27.4k～27.6k 付近	
		長岡市西川口地先	右岸	41.9k～42.3k 付近	
		小千谷市川井新田地先	左岸	43.6k～45.5k 付近	
		小千谷市大字川井地先	右岸	45.3k～47.0k 付近	
		小千谷市岩沢地先	右岸	51.2k～53.2k 付近	
	魚野川	魚沼市根小屋地先	右岸	10.0k～10.5k 付近	
		南魚沼市今町新田地先	右岸	25.3k～26.1k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

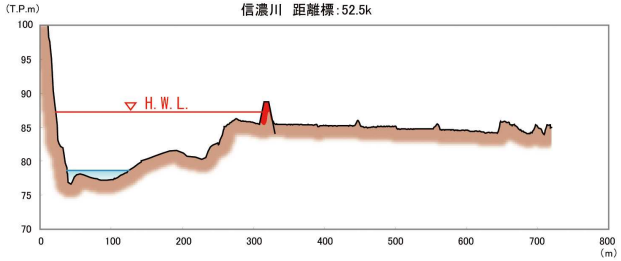

図 38 堤防整備断面のイメージ図(中流部)

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
66	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	68	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

表 18 堤防整備実施箇所(下流部)

河川名		施行の場所 地先	左右岸区分	区間	機能の概要
下流部	信濃川	燕市熊森地先～ 長岡市中条新田地先	右岸	46.8k～50.8k 付近	流下能力を向上させる
		燕市熊森地先～ 燕市大川津地先	左岸	48.1k～50.8k 付近	
	本川下流	新潟市中央区新光町地先	右岸	6.7k～8.3k 付近	
		新潟市中央区川岸町地先～ 新潟市中央区関新地先	左岸	7.0k～7.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

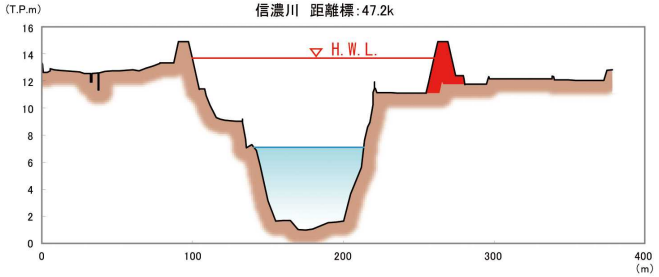

図 39 堤防整備断面のイメージ図(下流部)

表 18 堤防整備実施箇所(下流部)

河川名		施行の場所 地先	左右岸区分	区間	機能の概要
下流部	信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	右岸	20.5k 付近	流下能力を向上させる
		燕市熊森地先～ 長岡市中条新田地先	右岸	46.8k～50.8k 付近	
	本川下流	新潟市中央区新光町地先	右岸	6.7k～8.3k 付近	
		新潟市中央区川岸町地先～ 新潟市中央区関新地先	左岸	7.0k～7.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

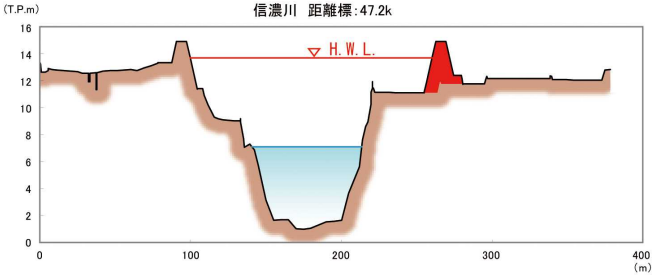

図 39 堤防整備断面のイメージ図(下流部)

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
68	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	70	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

② 中流部

信濃川については、河積確保を図るため、砂州の固定化、高水敷化したことにより樹林化した砂州を掘削します。あわせて、樹木群の伐採を行います。

上流側の山間狭窄部等で著しく河積が不足し、流下能力に影響を及ぼす区間については、河道拡幅を実施します。

魚野川については、上流区間で流下能力不足が顕著であり、流下能力を確保するために河道掘削を実施します。

表 20 河道掘削実施箇所(中流部)

河川名		施行の場所		機能の概要
		地先	区間	
中流部	信濃川	長岡市槇下町地先～ 長岡市藤沢町地先	12.8k～14.9k 付近	流下能力を向上させる
		長岡市下山町地先	19.3k～19.7k 付近	
		小千谷市千谷地先～ 小千谷市上片貝地先	33.1k～39.3k 付近	
		長岡市川口牛ヶ島地先～ 長岡市西川口地先	39.7k～43.4k 付近	
		小千谷市川井地先	43.6k～44.4k 付近	
		小千谷市川井地先～ 小千谷市川井新田地先	45.3k～46.3k 付近	
		小千谷市真人町地先	49.7k～52.4k 付近	
	魚野川	長岡市西川口地先	1.7k～2.4k 付近	
		長岡市川口和南津地先	3.4k～4.2k 付近	
		長岡市川口和南津地先	5.4k～6.2k 付近	
		魚沼市下新田地先	6.8k～7.3k 付近	
		魚沼市岡新田地先～ 南魚沼市浦佐地先	19.6k～22.6k 付近	
		南魚沼市柳古新田地先	24.3k～24.5k 付近	
		南魚沼市麓地先	27.5k～27.9k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

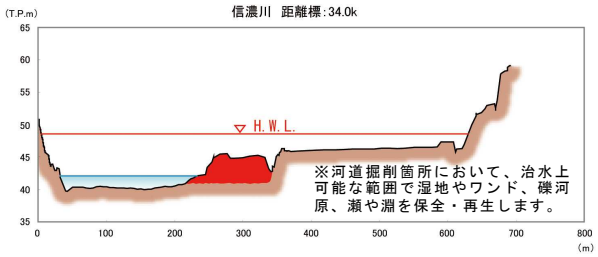

図 41 河道掘削断面のイメージ図(中流部)

② 中流部

信濃川については、河積確保を図るため、砂州の固定化、高水敷化したことにより樹林化した砂州を掘削します。あわせて、樹木群の伐採を行います。

上流側の山間狭窄部等で著しく河積が不足し、流下能力に影響を及ぼす区間については、河道掘削を実施します。

魚野川については、上流区間で流下能力不足が顕著であり、河積を確保するために河道掘削を実施します。

表 20 河道掘削実施箇所(中流部)

河川名		施行の場所		機能の概要
		地先	区間	
中流部	信濃川	長岡市槇下町地先～ 長岡市藤沢町地先	12.8k～14.9k 付近	流下能力を向上させる
		長岡市下山町地先	19.3k～19.7k 付近	
		小千谷市千谷地先～ 小千谷市上片貝地先	33.1k～39.3k 付近	
		長岡市川口牛ヶ島地先～ 長岡市西川口地先	39.7k～43.4k 付近	
		小千谷市川井地先～ 小千谷市川井新田地先	45.3k～46.3k 付近	
		小千谷市真人町地先	49.7k～52.4k 付近	
	魚野川	長岡市川口和南津地先	3.4k～4.2k 付近	
		長岡市川口和南津地先	5.4k～6.2k 付近	
		魚沼市下新田地先	6.8k～7.3k 付近	
		魚沼市岡新田地先～ 南魚沼市浦佐地先	19.6k～22.6k 付近	
		南魚沼市柳古新田地先	24.3k～24.5k 付近	
		南魚沼市麓地先	27.5k～27.9k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

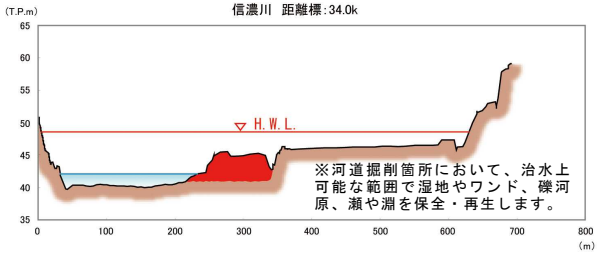

図 41 河道掘削断面のイメージ図(中流部)

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
69	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	71	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

③ 下流部

信濃川については、流下能力が不足する区間では低水路拡幅等による河道掘削を実施します。

中ノ口川合流点より下流側では支川中ノ口川や上流側の流下能力向上のため、関屋分水路の掘削を実施します。

信濃川の本川下流区間においては、河積が不足しているため、河床の掘削を実施します。

表 21 河道掘削実施箇所（下流部）

河川名		施行の場所 地先	施行の場所 区間	機能の概要
下流部	信濃川 関屋分水路	新潟市西区関屋堀割町地先～ 新潟市西区寺地地先（左岸） 新潟市中央区有明台地先～ 新潟市中央区美咲町地先（右岸）	0.1k～2.5k 付近	流下能力を向上させる
	信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先～ 新潟市秋葉区子成場地先	11.9k～17.2k 付近	
		新潟市南区犬帰新田地先～ 新潟市南区大郷地先	12.7k～13.2k 付近	
		新潟市南区大郷地先～ 新潟市南区赤渋地先	14.1k～16.2k 付近	
		新潟市南区堀掛地先～ 新潟市南区下八枚地先	17.4 k～19.3k 付近	
		新潟市秋葉区小須戸地先	19.4k～20.0k 付近	
		新潟市南区下八枚地先～ 新潟市南区菱潟地先	19.9k～24.3k 付近	
		田上町曽根新田地先～ 田上町横場新田地先	23.9k～25.5k 付近	
		田上町横場新田地先～ 田上町保明新田地先	26.8k～28.2k 付近	
		新潟市南区庄瀬地先～ 加茂市五反田地先	27.7k～29.5k 付近	
		加茂市加茂新田地先～ 加茂市山島新田地先	30.6k～32.6k 付近	
		三条市井戸場地先	32.3k～32.8k付近	
		三条市柳川新田地先～ 三条市三貫地新田地先	34.6k～36.6k 付近	
		三条市栗林地先	37.1k～38.6k 付近	
		三条市大島地先～ 三条市下須頃地先	38.4k～39.2k 付近	
		三条市石上地先	39.0k～40.2k 付近	
		三条市下須頃地先～ 三条市上須頃地先	40.3k～41.6k 付近	
		三条市荒町地先～ 三条市本町地先	40.6k～41.2k 付近	
	本川下流	新潟市中央区柳島町地先～ 新潟市中央区関新地先（左岸） 新潟市中央区万代島地先～ 新潟市中央区新光町地先（右岸）	3.0k～7.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

③ 下流部

信濃川については、流下能力が不足する区間では低水路拡幅等による河道掘削を実施します。

中ノ口川合流点より下流側では派川中ノ口川や上流側の流下能力向上のため、関屋分水路の河道掘削を実施します。

信濃川の本川下流区間においては、河積不足により流下能力が不足しているため、河道掘削を実施します。

表 21 河道掘削実施箇所（下流部）

河川名		施行の場所 地先	施行の場所 区間	機能の概要
下流部	信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先～ 新潟市秋葉区子成場地先	11.9k～17.2k 付近	流下能力を向上させる
		新潟市南区犬帰新田地先～ 新潟市南区大郷地先	12.7k～13.2k 付近	
		新潟市南区大郷地先～ 新潟市南区赤渋地先	14.1k～16.2k 付近	
		新潟市秋葉区小須戸地先	19.4k～20.0k 付近	
		新潟市南区下八枚地先～ 新潟市南区菱潟地先	19.9k～24.3k 付近	
		田上町曽根新田地先～ 田上町横場新田地先	23.9k～25.5k 付近	
		田上町横場新田地先～ 田上町保明新田地先	26.8k～28.2k 付近	
		新潟市南区庄瀬地先～ 加茂市五反田地先	27.7k～29.5k 付近	
		三条市井戸場地先	32.3k～32.8k付近	
		三条市柳川新田地先～ 三条市三貫地新田地先	34.6k～36.6k 付近	
		三条市栗林地先	37.1k～38.6k 付近	
		三条市大島地先～ 三条市下須頃地先	38.4k～39.2k 付近	
		三条市石上地先	39.0k～40.2k 付近	
		三条市荒町地先～ 三条市本町地先	40.6k～41.2k 付近	
	信濃川 本川下流	新潟市中央区柳島町地先～ 新潟市中央区関新地先（左岸） 新潟市中央区万代島地先～ 新潟市中央区新光町地先（右岸）	3.0k～7.3k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
70	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	72	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

（４）既設ダムの有効活用[上流部・中流部]

大町ダム等の既設ダムを有効活用し、新たに洪水調節機能を確保することについて、調査・検討の上、必要な対策を実施します。このことにより、昭和 58 年 9 月洪水と同規模の洪水が発生した場合、立ヶ花地点における流量 7,600m³/s のうち既設ダムと併せた洪水調節後の流量は 7,300m³/s となります。

（４）既設ダムの有効活用[上流部・中流部]

大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムにおいて新たな洪水調節容量を確保する大町ダム等再編事業を実施します。このことにより、昭和 58 年9月洪水と同規模の洪水が発生した場合、立ヶ花地点における流量 7,600m³/s のうち既設ダムと併せた洪水調節後の流量は 7,300m³/s になります。

大町ダム等再編事業

上流部の長野県大町市大字平地先にある既設利水専用ダム（高瀬ダム・七倉ダム：昭和 54 年（1979 年）完成、東京電力ホールディングス(株)）を有効活用し新たに洪水調節容量を確保するとともに、大町ダムの利水容量の一部を振り替え、洪水調節容量を増大させます。

また、高瀬ダム貯水池への堆砂を抑制する恒久堆砂対策施設を整備し、洪水調節機能の維持を図ります。

表 23 大町ダム等再編事業の概要

諸　元	大町ダム（国） 長野県大町市大字平地先	高瀬ダム（東京電力 HD） 長野県大町市大字平地先	七倉ダム（東京電力 HD） 長野県大町市大字平地先
総貯水容量	33,900 千m³	76,200 千m³	32,500 千m³
洪水調節容量	20,000 千m³ 20,670 千m³	－ 12,000 千m³	

上段：再編事業前　下段：再編事業後

表 24 恒久堆砂対策施設に係る施行の場所

施設名	施行の場所	延長
トンネル・ベルトコンベア	長野県大町市大字平地先 （高瀬ダム上流～大町ダム下流）	約 11km

注：今後の詳細な検討により変更となる場合があります。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
71	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	73	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

（６）霞堤の機能維持・保全

霞堤には、洪水時に河川水の一部を貯め、洪水後に徐々に河川に水を戻す（洪水調節）作用を持った遊水機能や、氾濫した洪水流を速やかに河道に戻す機能があるため、これらの維持保全方策などについて検討の上、実施します。

（７）横断工作物の改築

洪水時に橋桁の一部で洪水の流れを阻害するもぐり橋等、洪水を安全に流下させる上で支障となる横断工作物について、引き続き施設管理者と改善等の協議を行っていきます。

※もぐり橋：橋桁が高水敷の地盤高と同じ程度の高さになっており、増水時には水没してしまう橋梁の事を総称する。沈下橋ともいう。

２．内水対策

下流部の海抜ゼロメートル地帯や中・上流部の低地部など、本川水位の上昇により支川等の自然排水が困難となり、内水被害が発生する恐れがある地域における支援として、湛水時間の短縮を図るために排水ポンプ車の増強及び運用強化を進めるとともに、関係機関が実施する本川への負荷を軽減する流域対策についても、連携・調整あるいは、直接支援を行うことで、内水被害の軽減を図ります。

３．河川管理施設の安全性確保対策

（１）大規模地震への対応（耐震・津波対策）

河川管理施設の耐震性能照査結果を踏まえて、対策が必要な河川管理施設については、地震発生後においても河川管理施設が所要の機能を発揮できるよう対策を実施します。

津波の遡上が心配される区間では、津波に対する施設照査を実施し、必要に応じて対策を実施します。

また、沿川の許可工作物においても耐震対策を推進できるよう、施設管理者との間で技術面を中心とした協力・情報共有体制を構築します。

（６）霞堤の機能維持・保全

霞堤には、洪水時に河川水の一部を貯め、洪水後に徐々に河川に水を戻す（洪水調節）作用を持った遊水機能や、氾濫した洪水流を速やかに河道に戻す機能があるため、これらの維持保全方策などについて検討の上、実施します。

（７）横断工作物の改築

洪水時に橋桁の一部で洪水の流れを阻害するもぐり橋等、洪水を安全に流下させる上で支障となる横断工作物について、引き続き施設管理者と改善等の協議を行っていきます。

小須戸橋（主要地方道白根安田線）について、施設管理者である新潟市との連携により、堤防整備と橋梁架替えを進めます。

※もぐり橋：橋桁が高水敷の地盤高と同じ程度の高さになっており、増水時には水没してしまう橋梁の事を総称する。沈下橋ともいう。

２．内水対策

下流部の海抜ゼロメートル地帯や中・上流部の低地部など、本川水位の上昇により支川等の自然排水が困難となり、内水被害が発生する恐れがある地域における支援として、湛水時間の短縮を図るために排水ポンプ車の増強及び運用強化を進めるとともに、関係機関が実施する本川への負荷を軽減する流域対策についても、連携・調整あるいは、直接支援を行うことで、内水被害の軽減を図ります。

３．施設の能力を上回る洪水を想定した対策

施設の能力を上回る洪水が発生し堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、被害の軽減を図る対策を実施します。従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」として、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策として堤防天端の保護や堤防裏法尻の補強を実施しています。排水施設について、浸水被害を受けた場合においても、継続的に排水機能を維持できるよう、耐水対策等を行い、施設の信頼性を向上させるとともに、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備、河川防災ステーション・水防拠点の整備、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を検討し、必要に応じて実施します。また、安全な避難場所への避難が困難な地域等における応急的な避難場所となる高台等の確保について、地域の意向を尊重しつつ、建設発生土の活用等を検討します。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
79	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策	74	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 3.施設の能力を上回る洪水を想定した対策

表 32 河川防災ステーション等整備箇所

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	位置	
中流部	大河津	燕市大川津地先	右岸	0.0k付近	水防活動や応急復旧活動の活動拠点となる。
	信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	右岸	17.8k付近	
下流部	信濃川	三条市上須頃地先 （上須頃地区河川防災ステーション）	左岸	41.0k付近	

※施行の場所は、今後の地域等の協議により追加されることがあります。

表 25 河川防災ステーション等整備箇所

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	位置	
中流部	大河津	燕市大川津地先	右岸	0.0k付近	水防活動や応急復旧活動の活動拠点となる。
	信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	右岸	17.8k付近	
下流部	信濃川	新潟市江南区天野地先 （天野地区河川防災ステーション）	右岸	7.9k 付近	

※施行の場所は、今後の地域等の協議により追加されることがあります。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
71	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 3.河川管理施設の安全性確保対策	74	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策
３．河川管理施設の安全性確保対策 （１）大規模地震への対応（耐震・津波対策） 河川管理施設の耐震性能照査結果を踏まえて、対策が必要な河川管理施設については、地震発生後においても河川管理施設が所要の機能を発揮できるよう対策を実施します。 津波の遡上が心配される区間では、津波に対する施設照査を実施し、必要に応じて対策を実施します。 また、沿川の許可工作物においても耐震対策を推進できるよう、施設管理者との間で技術面を中心とした協力・情報共有体制を構築します。		４．河川管理施設の安全性確保対策 （１）大規模地震への対応（耐震対策） 河川管理施設の耐震性能照査結果を踏まえて、対策が必要な河川管理施設については、地震発生後においても河川管理施設が洪水や津波に対して所要の機能を発揮できるよう対策を実施します。 また、沿川の許可工作物においても耐震対策を推進できるよう、施設管理者との間で技術面を中心とした協力・情報共有体制を構築します。	

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
75	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 3.河川施設の安全性確保対策	78	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川施設の安全性確保対策

表 27 浸透対策実施箇所(下流部)

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
下流部	信濃川	新潟市中央区美咲町地先～ 新潟市江南区楚川地先	右岸	2.5k～6.1k 付近	洪水時の浸透に対して堤防の安全性を確保する。
		新潟市西区善久地先	左岸	5.9k～6.5k 付近	
		三条市井戸場地先	左岸	32.3k～33.6k 付近	

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 30 浸透対策実施箇所(下流部)

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	区間	
下流部	信濃川	新潟市中央区美咲町地先～ 新潟市江南区楚川地先	右岸	2.5k～6.1k 付近	洪水時の浸透に対して堤防の安全性を確保する。

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
78	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 3.河川施設の安全性確保対策	81	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川施設の安全性確保対策

（４）支川合流点処理

本川・支川が合流する箇所において安全に洪水を流下させることができるよう、適切な河川整備を実施します。

支川合流部では洪水時に本川水位の影響により支川水位が上昇することがあり、堤防整備や樋門・樋管等の施設等の対策を実施します。

合流点処理が未整備の支川については、支川の管理者と連携して対策を実施します。

表 31 支川合流点処理実施箇所

河川名			施行の場所			機能の概要
			地先	左右岸区分	位置	
中流部	信濃川	太田川	長岡市草生津町地先	右岸	18.3k 付近	安全に本・支川を合流させる
	魚野川	大沢川	魚沼市新道島地先	左岸	6.2k 付近	
		芋川	魚沼市竜光地先	右岸	7.3k 付近	
下流部	信濃川	中ノ口川	新潟市西区善久地先～新潟市西区大野町地先	左岸	6.0k 付近	
		加茂川	田上町保明新田地先	右岸	28.8k 付近	

写真 56 合流点処理の実施例

（４）支川合流点処理

本川・支川が合流する箇所において安全に洪水を流下させることができるよう、適切な河川整備を実施します。

支川合流部では洪水時に本川水位の影響により支川水位が上昇することがあり、堤防整備や樋門・樋管等の施設等の対策を実施します。

合流点処理が未整備の支川については、支川の管理者と連携して対策を実施します。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
79	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策		削除

４．計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策

（１）流域連携による危機管理対策の強化

災害時の水防活動や応急復旧活動を円滑に実施するため、関係する自治体と連携しながら、活動の拠点となる河川防災ステーション等の整備を推進します。また、排水ポンプ車、照明車等の災害対策機械の導入を推進するとともに、流域内の関係機関と連携して既存施設の効率的な運用を図ります。

計画高水位等を超える洪水時には、支・派川を含め流域の広範囲に渡って大規模な水防活動が行われることを想定し、平常時から水防管理者との情報共有、資材、重機等の支援体制の整備を推進し、地域防災活動との連携を図ります。

また、広域かつ大規模な水防活動を必要とする場合に、効率的かつ効果的な対策が講じられるよう、水防管理団体と河川管理者によるルールを整理しておきます。

さらに、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い侵入した水を排除する他、高度の機械力又は高度の専門的知識や技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行います。

表 32 河川防災ステーション等整備箇所

河川名		施行の場所			機能の概要
		地先	左右岸区分	位置	
中流部	大河津	燕市大川津地先	右岸	0.0k付近	水防活動や応急復旧活動の活動拠点となる。
	信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	右岸	17.8k付近	
下流部	信濃川	三条市上須頃地先 （上須頃地区河川防災ステーション）	左岸	41.0k付近	

※施行の場所は、今後の地域等の協議により追加されることがあります。

写真 57 水防訓練の実施状況

写真 58 水防関係機関との合同巡視

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
80	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策		削除

（２）氾濫区域内の水害リスクの軽減

計画高水位等を超える洪水による水害の発生に備えて、発生する水害の危険性（水害リスク）について住民の理解向上に努めます。

このため、洪水の挙動や流域に生じる浸水等の被害発生メカニズムをできる限り詳細に検討し、流域における水害リスクを分析します。その後、関係機関と連携して流域全体の水害リスクに関して、住民が共有できるよう情報提供を行います。

計画高水位等を超える洪水が発生した場合でも、被害を最小に抑えるために、二線堤や霞堤等の既存の構造物を活用した氾濫被害の軽減策など、様々な水害リスク軽減策の検討を行います。特に、低平地の越後平野を抱え水害常襲地帯である下流部では、分水路の掘削や遊水地の確保等に努めてきた治水の歴史を踏まえ、平成 16 年 7 月、同 23 年 7 月を上回る豪雨に襲われても壊滅的な被害を招くことのないよう、新たな治水対策の検討を行います。

本川の水位を低下させる対策や、内水を貯留する施設等取り得る手段を全て講じた上で、外水位の上昇による堤防決壊が起こる可能性があると判断される場合においては、堤防決壊を回避するため、やむを得ず排水ポンプの運転調整を行うことが考えられます。このため、あらかじめ関係機関と十分な議論を行い、運転調整の実施判断の考え方や、調整の実施方法について検討を行います。そのうえで、住民に排水調整への理解を得られるよう、取り組みます。

（３）水防、避難に資する適切な情報提供等

河川管理者は自治体や流域住民に対する情報提供の改善や情報伝達手段の拡充を図るため、流域自治体に対して、洪水ハザードマップ作成の手引きに沿った洪水ハザードマップや「まるごとまちごとハザードマップ」の支援、リアルタイム氾濫シミュレーション、水位予測情報の提供を行います。また、既存のレーダに比べて局所的な豪雨も観測可能な XRAIN（X バンド MP レーダネットワーク）整備を推進し、水位予測の精度向上、降雨観測精度の向上を図ります。

流域住民に対しては、インターネット・携帯電話による CCTV の画像配信や浸水想定区域図の公表や、洪水ハザードマップの活用方法についての周知を行うとともに、より多くの人が情報を入手できるよう、テレビ・ラジオ等のメディアや既存の地域ネットワーク、防災メール等の活用に向けた取り組みを進めます。あわせて、洪水時の水位の危険度を分かりやすく表示した量水標を設置するなど、より分かりやすい情報の提供に取り組みます。なお、情報の発信にあたっては、子どもやお年寄り、外国人の方などに対しても分かりやすいものになるよう努めます。

さらに、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、地域水防力の向上を図ります。

（４）防災教育への支援

地域の持つ課題を共有し、協働して地域防災力を向上させることは重要であり、流域内の各機関により取り組まれている先進事例の共有等、平常時からの関係機関や市民団体等との緊密な連携・情報共有に努めます。

また、自助・共助・公助がバランスよく機能するために必要な流域住民が自らの安全を確保するための知識等を身につける取り組みの推進に努めます。

特に、小中学生に対する命を守るための防災教育は、流域に住み続ける住民の生命を守るためにも重要であるため、積極的に支援します。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
83	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 1.河川環境の整備と保全	84	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 1.河川環境の整備と保全

第３項 河川環境の整備と保全に関する事項

１．河川環境の整備と保全

（１）多自然川づくりの推進

堤防の新設、拡築や護岸の整備、河道掘削等の実施にあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境や、良好な河川景観に配慮し、河川水辺の国勢調査等のモニタリング結果や、学識者等の意見を踏まえつつ、施工形状・方法を工夫するなどして実施します。

河道の冠水頻度が減少すると外来種が侵入・分布し、在来種の生息・生育・繁殖環境の悪化につながることが懸念されるため、河道掘削においては、掘削高に変化をつける等により、洪水等の撹乱による冠水頻度の変化につながる掘削形状を検討します。これにより、多様な生物の生息・生育・繁殖場として利用される環境の形成を図ります。また、魚類や鳥類などの動植物の生息・生育・繁殖環境として重要なワンド、瀬・淵、湧水などの河川環境を保全するとともに、必要な整備を行います。

樹木伐採の実施にあたっては、縦横断的に河道の状況を調査・把握した上で、河道の維持及び動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮しながら行います。また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、必要な調査を行うとともに、その結果にあわせて順応的・段階的に対応していきます。

①　上流部

上流部については、河道掘削によって洪水等による撹乱の頻度や範囲を拡大させ、多様な水際環境を形成するために、冠水頻度を勘案した河道掘削形状の検討を行い、砂礫河原や瀬・淵環境の保全・再生、及び水際植生の形成を図ります。また、河道掘削の際にハリエンジュやアレチウリなどの外来種の駆除を行い、冠水頻度を勘案した掘削形状より、外来種の侵入や樹木が再繁茂しづらい環境を形成します。

写真 62　多自然川づくりの事例（千曲川・鼠地区での試験掘削）

水衝部等に護岸を設置する際には、自然石や間隙の多い素材を用いた水制を設置することで、瀬・淵の再生など多様な流れの形成や、隙間が魚類の良好な生息・繁殖環境となることが期待できることから、巨石等を用いた水制の設置に取り組みます。

第３項 河川環境の整備と保全に関する事項

１．河川環境の整備と保全

（１）多自然川づくりの推進

堤防の新設、拡築や護岸の整備、河道掘削等の実施にあたっては、多様な生物の生息・生育・繁殖環境や、良好な河川景観に配慮し、河川水辺の国勢調査等のモニタリング結果や、学識者等の意見を踏まえつつ、施工形状・方法を工夫するなどして実施します。

植物については河道の冠水頻度が減少すると外来種が侵入・分布し、在来種の生息・生育・繁殖環境の悪化につながることが懸念されるため、河道掘削においては、掘削高に変化をつける等により、洪水等の撹乱による冠水頻度の変化につながる掘削形状を検討します。これにより、多様な生物の生息・生育・繁殖場として利用される環境の形成を図ります。また、魚類や鳥類などの生物の生息・生育・繁殖環境として重要なワンド、瀬・淵、湧水などの河川環境を保全するとともに、必要な整備を行います。

樹木伐採の実施にあたっては、縦横断的に河道の状況を調査・把握した上で、河道の維持及び生物の生息・生育・繁殖環境に配慮しながら行います。また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、必要な調査を行うとともに、その結果にあわせて順応的・段階的に対応していきます。

①　上流部

上流部については、河道掘削によって洪水等による撹乱の頻度や範囲を拡大させ、樹木の再繁茂を抑制するとともに多様な水際環境を形成するために、冠水頻度を勘案した掘削形状の検討を行い、砂礫河原や瀬・淵環境の保全・再生及び水際植生の形成を図ります。また、河道掘削の際にハリエンジュやアレチウリなどの外来種の駆除や侵入、樹木が再繁茂しづらい環境を形成します。

写真 61　多自然川づくりの事例（千曲川・鼠地区での試験掘削）

水衝部等に護岸を設置する際には、自然石や間隙の多い素材を用いた水制を設置することで、瀬・淵の再生など多様な流れの形成や、隙間が魚類の良好な生息・生育・繁殖環境となることが期待できることから、巨石等を用いた水制の設置に取り組みます。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
87	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 3.ふれあいの場の整備	88	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 3.ふれあいの場の整備

３．ふれあいの場の整備

信濃川の豊かな自然環境や地域の歴史・文化等を踏まえ、河川空間が、新たな交流の場、環境学習の場、潤いとやすらぎの場、子ども達でも安全に安心して河川に親しめる場として、地域の人々に魅力あるものとなるよう、良好な水辺空間の整備を行い賑わいの創出を推進します。

あわせて、流域住民に河川への関心を高めてもらうため、「水辺の楽校」等の河川利用に向けた取り組みや、関係機関や市民団体と連携し、イベントや環境学習を通じた情報発信を推進します。

上流部は、豊かでうるおいのある良好な環境を求める地域ニーズが高く、これまでに整備を行った水辺プラザや水辺の楽校、桜づつみなどの利用が盛んであり、今後もまちづくりと一体となった河川空間の整備について検討します。

中流部の大河津分水路については、信濃川大河津資料館及び大河津分水さくら公園などと連携した高水敷利用や河口整備において、広く水辺空間とまち空間の融合を図るための環境構築に向けた取り組みを実施します。

また、下流部では、舟運等の水面利用やイベントなどの高水敷利用等、広く河川が利用されやすい環境構築に向けた取り組みを推進します。実施にあたっては、利用実態や舟運に適した環境の調査等により効果的な取り組みを検討します。

整備にあたっては、河川空間を誰もが利用しやすいように、坂路等をバリアフリー化するなどの工夫を施すとともに、河川内へのアクセスの向上や、自治体との連携のもと、自然と親しみ、楽しみながら歩ける小道や木陰などを整備し、ゆっくりと川辺をながめることができる快適な利用の促進を図ります。なお、これらの実施にあたっては、関係機関と連携し、地域住民の意見を踏まえながら進めます。また、地域住民等による様々な活動の支援や、レクリエーション・花火大会等のイベント・観光等の拠点として、緩傾斜堤防の整備を行うなど、まちづくりと一体となった整備を推進します。

３．ふれあいの場の整備

信濃川の豊かな自然環境や地域の歴史・文化等を踏まえ、河川空間が、新たな交流の場、環境学習の場、潤いとやすらぎの場、子ども達でも安全に安心して河川に親しめる場として、地域の人々に魅力あるものとなるよう、良好な水辺空間の整備を行い賑わいの創出を推進します。

あわせて、流域住民に河川への関心を高めてもらうため、「水辺の楽校」等の河川利用に向けた取組や、関係機関や市民団体と連携し、イベントや環境学習を通じた情報発信を推進します。

上流部は、豊かでうるおいのある良好な環境を求める地域ニーズが高く、これまでに整備を行った水辺プラザや水辺の楽校、桜づつみなどの利用が盛んであり、今後もまちづくりと一体となった河川空間の整備について検討します。

中流部の大河津分水路については、信濃川大河津資料館及び大河津分水さくら公園などと連携した高水敷利用や河口整備において、広く水辺空間とまち空間の融合を図るための環境構築に向けた取組を実施します。

また、下流部では、舟運等の水面利用やイベントなどの高水敷利用等、広く河川が利用されやすい環境構築に向けた取組を推進します。実施にあたっては、利用実態や舟運に適した環境の調査等により効果的な取組を検討します。

整備にあたっては、河川空間を誰もが利用しやすいように、坂路等をバリアフリー化するなどの工夫を施すとともに、河川内へのアクセスの向上や、自治体との連携のもと、自然と親しみ、楽しみながら歩ける小道や木陰などを整備し、ゆっくりと川辺をながめることができる快適な利用の促進を図ります。なお、これらの実施にあたっては、関係機関と連携し、地域住民の意見を踏まえながら進めます。また、地域住民等による様々な活動の支援や、レクリエーション・花火大会等のイベント・観光等の拠点として、緩傾斜堤防の整備を行うなど、まちづくりと一体となった整備を推進します。

今後、河川空間の利活用ニーズの高まりにより、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
88	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所	89	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所

第２節　河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所

河川維持管理にあたっては、信濃川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の目標となる「信濃川水系（千曲川・信濃川・信濃川下流）河川維持管理計画」を定めるなど、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとした「サイクル型河川管理」によって効率的・効果的に実施し、必要に応じて河川の修繕を行います。なお、河川の維持管理を行うにあたっては、新技術の活用の可能性を検討するとともにコスト縮減に努めます。

また、河川管理者と市民が協力・連携して多様なパートナーシップによる河川管理の展開を図ります。環境調査、環境保全・管理等については、地域住民の要望を踏まえ、地域住民が河川管理に参加、あるいは積極的にその一部を担っていく仕組みづくりに努めます。

さらに、維持管理の実施に当たっては、学識経験者等の助言を得られる体制を整え、助言を受けながら進めていきます。

なお、河川整備計画は、河川の維持を含めた河川整備の全体像を示すものであり、河川維持管理の中で得られた知見を河川整備計画にフィードバックしていきます。

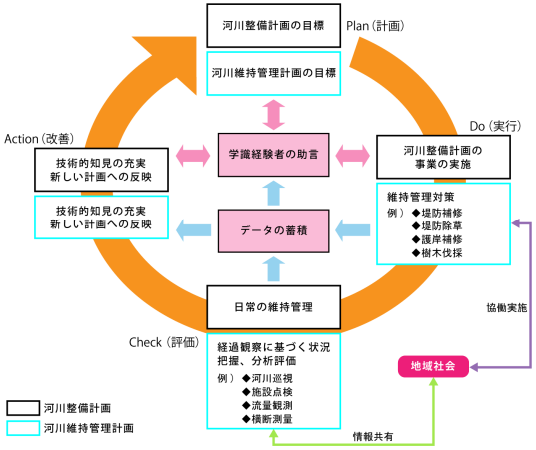

図　47　サイクル型河川管理のイメージ

第１項　河川の調査、状態把握

管理上の課題の解決や河川管理に関する新しい技術の開発に向け、河道の状況を正確に把握し、改修や維持管理を適切に実施するため、河川巡視を実施し、河川の状態を継続的に把握するとともに、測量・水文観測・土砂堆積調査等の各種調査・モニタリングを実施し、流れの総合的な把握について調査・検討を行います。

また、雨量・水位等の情報を常に迅速かつ正確に把握できるよう、観測施設の日常の保守点検を確実に行います。

さらに、豊かな河川環境の保全の観点から、河川の現状や経年変化を把握するため、河川水辺の

を目指す取組みが行われる場合は、河川管理者が推進主体（市町村など）と連携してまち空間と融合する河川空間を創出するため、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を実施します。

第２節　河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所

河川維持管理にあたっては、信濃川の河川特性を十分に踏まえ、河川維持管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等を具体的に定めた「信濃川水系（千曲川・信濃川・信濃川下流）河川維持管理計画」に基づき、計画的な維持管理を実施しています。また、河川巡視・点検による状態把握、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくという「サイクル型河川管理」によって効率的・効果的に実施し必要に応じて河川の修繕を行います。なお、河川の維持管理を行うにあたっては、新技術の活用の可能性を検討するとともにコスト縮減に努めます。

また、河川管理者と市民が協力・連携して多様なパートナーシップによる河川管理の展開を図ります。環境調査、環境保全・管理等については、地域住民の要望を踏まえ、地域住民が河川管理に参加、あるいは積極的にその一部を担っていく仕組みづくりに努めます。

さらに、維持管理の実施に当たっては、学識経験者等の助言を得られる体制を整え、助言を受けながら進めていきます。

なお、河川整備計画は、河川の維持を含めた河川整備の全体像を示すものであり、河川維持管理の中で得られた知見を河川整備計画にフィードバックしていきます。

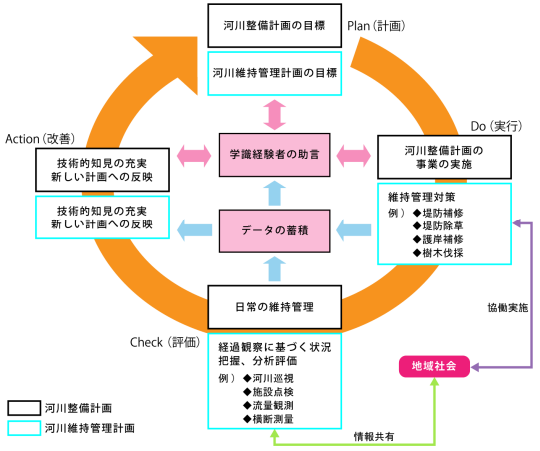

図　47　サイクル型河川管理のイメージ

第１項　河川の調査、状態把握

自然公物である河川の維持管理は、状態把握を行いつつその結果を分析、評価して対策を実施することから、河川の状態把握は特に重要です。河川巡視・点検を実施するとともに、測量・水文観測・

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
89	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第1項 河川の調査、状態把握	90	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第1項 河川の調査、状態把握

国勢調査等のモニタリングを実施するとともに、温暖化等長期的な気候変動によって生じ得る影響についても検討を行います。

写真 69 河川の調査の実施状況

第２項 河川管理施設等の点検・維持管理

１．堤防の維持管理

堤防の機能を適切に維持管理していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見することを目的として、適切に堤防除草、定期的な点検、日々の河川巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理します。また、点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていきます。特に、樋門・樋管等の構造物周辺で沈下等が把握された場合には、空洞化の有無等について調査を行い、適切な補修を実施します。

表 33 維持管理（堤防）に係る施行の場所

河川名	施行の場所（延長（km））
上流部	230.4
中流部	168.5
下流部	111.7

※平成 23 年度末時点

２．堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理

堰、水門、排水機場、樋門・樋管等の河川管理施設の機能を適切に維持管理していくために、洪水、高潮等の際、必要機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行うとともに、老朽化対策を効率的に進めるため、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施します。

河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施します。これらの施設を操作する操作員に対し、施設の機能や操作等についての講習会・訓練を実施します。また、洪水、高潮等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員等の安全確保の観点から、必要に応じ遠隔操作化や自動化等を進めていきます。

雨量観測所、レーダ雨量観測所、水位観測所、水質観測所、CCTV カメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施します。これらの施設を通じて得られた情報を一元的に集約・整理することにより河川管理の効率化に努めます。河川防災ステーション、緊急用河川敷道路及び緊急用船着場等の施設については、平常時は沿川地方公共団体と連携し、適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう、適切に維持管理を実施します。

また、堤防に設置された階段、緩勾配坂路等の施設については、沿川地方公共団体と連携し、利用者が安全・安心に使用できるよう努めます。

土砂堆積調査等の各種調査・モニタリングを実施し、河川の状態把握を行います。

また、雨量・水位等の情報を常に迅速かつ正確に把握できるよう、観測施設の日常の保守点検を確実に行います。

さらに、豊かな河川環境の保全の観点から、河川の現状や経年変化を把握するため、河川水辺の国勢調査等のモニタリングを実施するとともに、温暖化等長期的な気候変動によって生じ得る影響についても検討を行います。

写真 68 河川の調査の実施状況

第２項 河川管理施設等の点検・維持管理

１．堤防の維持管理

堤防の機能を適切に維持管理していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見することを目的として、適切に堤防除草、定期的な点検、日々の河川巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理します。また、点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていきます。特に、樋門・樋管等の構造物周辺で沈下等が把握された場合には、空洞化の有無等について調査を行い、適切な補修を実施します。

表 34 維持管理（堤防）に係る施行の場所

河川名	施行の場所（延長（km））
上流部	226.5
中流部	169.4
下流部	111.7

※平成 30 年度末時点

２．堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理

洪水時や地震時に堰、水門、排水機場、樋門・樋管等の河川管理施設の必要な機能が適切に発揮されるよう、河川巡視・点検を行います。また、老朽化対策を効率的に進めるため、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施します。

河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施します。これらの施設を操作する操作員に対し、施設の機能や操作等についての講習会・訓練を実施します。また、洪水、高潮等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員等の安全確保の観点から、必要に応じ遠隔操作化や自動化等を進めていきます。

雨量観測所、レーダ雨量観測所、水位観測所、水質観測所、CCTV カメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施します。これらの施設を通じて得られた情報を一元的に集約・整理することにより河川管理の効率化に努めます。河川防災ステーション、緊急用河川敷道路及び緊急用船着場等の施設については、平常時は沿川地方公共団体と連

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
90	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第2項 2.堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理	91	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第2項 2.堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理

表 34 維持管理(堰)に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	大河津可動堰
	信濃川	燕市大川津地先	右岸	-1.5k 付近	大河津洗堰
		小千谷市高梨町地先 長岡市妙見地先	左岸 右岸	30.0k 付近	妙見堰
下流部	信濃川	新潟市西区関屋地先 新潟市中央区浜浦町地先	左岸 右岸	0.0k 付近	新潟大堰
		燕市道金地先 三条市大字今井地先	左岸 右岸	43.4k 付近	蒲原大堰

※平成 23 年度末時点

表 35 維持管理(水門)に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	長野市松代町地先	右岸	72.1k 付近	蛭川水門
		長野市松代町地先	右岸	73.4k 付近	神田川水門
		千曲市雨宮地先	右岸	77.0k 付近	土口水門
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	西川導水門
	信濃川	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	大川津水門
		長岡市与板町本与板地先	左岸	3.5k 付近	旧黒川水門
		長岡市与板町東与板地先	左岸	5.5k 付近	新黒川水門
		長岡市松葉地先	右岸	15.25k 付近	柿川水門
		長岡市飯島地先	左岸	20.75k 付近	須川水門
	魚野川	魚沼市小町地先	左岸	10.25k 付近	西又川水門
		魚沼市栄町地先	右岸	13.0k 付近	旧羽根川水門
		魚沼市古新田地先	右岸	15.25k 付近	板木川水門
下流部	信濃川	新潟市西区小新地先	左岸	2.0k 付近	西川水門
		新潟市南区鷲ノ木新田地先	左岸	7.0k 付近	鷲ノ木水門
		新潟市中央区関南町地先 新潟市中央区美咲町地先	左岸 右岸	8.5k 付近	信濃川水門
		新潟市秋葉区覚路津地先	右岸	11.6k 付近	覚路津水門
		新潟市秋葉区水田地先	右岸	23.6k 付近	五社川水門
		田上町大字田上字滝沢丁地先	右岸	24.0k 付近	才歩川水門
	中ノ口川	燕市道金地先	左右岸	34.0k 付近	中ノ口川水門

※平成 23 年度末時点

携し、適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう、適切に維持管理を実施します。

また、堤防に設置した階段、緩勾配坂路等の施設については、沿川地方公共団体と連携し、利用者が安全・安心に使用できるよう努めます。

表 35 維持管理(堰)に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	大河津可動堰
	信濃川	燕市大川津地先	右岸	-1.5k 付近	大河津洗堰
		小千谷市高梨町地先 長岡市妙見地先	左岸 右岸	30.0k 付近	妙見堰
下流部	信濃川	新潟市西区関屋地先 新潟市中央区浜浦町地先	左岸 右岸	0.0k 付近	新潟大堰
		燕市道金地先 三条市大字今井地先	左岸 右岸	43.4k 付近	蒲原大堰

※平成 30 年度末時点

表 36 維持管理(水門)に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	長野市松代町地先	右岸	72.1k 付近	蛭川水門
		長野市松代町地先	右岸	73.4k 付近	神田川水門
		千曲市雨宮地先	右岸	77.0k 付近	土口水門
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	西川導水門
	信濃川	燕市五千石地先	右岸	-1.5k 付近	大川津水門
		長岡市与板町本与板地先	左岸	3.5k 付近	旧黒川水門
		長岡市与板町東与板地先	左岸	5.5k 付近	新黒川水門
		長岡市松葉地先	右岸	15.25k 付近	柿川水門
		長岡市飯島地先	左岸	20.75k 付近	須川水門
	魚野川	魚沼市小町地先	左岸	10.25k 付近	西又川水門
		魚沼市栄町地先	右岸	13.0k 付近	旧羽根川水門
		魚沼市古新田地先	右岸	15.25k 付近	板木川水門
下流部	信濃川	新潟市中央区網川原地先	右岸	1.6k 付近	信濃川水門
		新潟市西区小新地先	左岸	2.1k 付近	西川水門
		新潟市南区鷲ノ木新田地先	左岸	7.1k 付近	鷲ノ木水門
		新潟市秋葉区覚路津地先	右岸	11.6k 付近	覚路津水門
		新潟市秋葉区水田地先	右岸	23.6k 付近	五社川水門
		田上町大字田上字滝沢丁地先	右岸	24.0k 付近	才歩川水門
	中ノ口川	燕市道金地先	—	34.0k 付近	中ノ口川水門

※平成 30 年度末時点

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
91	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第2項 2.堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理	92	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第2項 2.堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理

表 36 維持管理(排水機場)に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	飯山市照里地先	左岸	25.6k 付近	広井川救急排水機場
		飯山市常盤地先	左岸	28.6k 付近	御立野川排水機場
		中野市立ヶ花地先	右岸	52.3k 付近	篠井川排水機場
		千曲市八幡地先	左岸	83.2k 付近	更級川排水機場
		千曲市上山田地先	左岸	89.0k 付近	荒砥沢川救急排水機場
		千曲市上山田地先	左岸	89.0k 付近	八王子排水機場
中流部	信濃川大河津分水路	燕市新長地先	右岸	3.0k 付近	島崎川排水機場
		燕市渡部地先	左岸	6.0k 付近	柳場川排水機場
	信濃川	長岡市松葉地先	右岸	15.25k 付近	柿川排水機場
		小千谷市元町地先	左岸	34.75k 付近	湯殿川救急排水機場
	魚野川	魚沼市新町地先	左岸	10.75k 付近	与越川救急排水機場
		魚沼市栄町地先	右岸	13.0k 付近	袖八川排水機場
		魚沼市青島地先	左岸	14.0k 付近	古川排水機場
		魚沼市古新田地先	右岸	14.25k 付近	明神簡易排水機場
下流部	信濃川	新潟市西区小新地先	左岸	2.2k 付近	西川排水機場
		新潟市江南区太右衛門新田地先	右岸	4.2k 付近	鳥屋野潟排水機場

※平成 23 年度末時点

表 37 維持管理(消流雪施設)に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川	長岡市草生津地先	右岸	18.6k 付近	長岡消流雪用水導入施設
		小千谷市山本地先	左岸	36.0k 付近	小千谷消流雪用水導入施設
	魚野川	長岡市東川口地先	右岸	1.5k 付近	川口消流雪用水導入施設
		魚沼市新町地先	左岸	10.5k 付近	堀之内消流雪用水導入施設

※平成 23 年度末時点

3．許可工作物の維持管理

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じる恐れがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築などの指導を引き続き行います。

また、洪水、高潮等の原因により、施設に重大な異常が発生した場合は、施設管理者に対し河川管理者への情報連絡を行うよう引き続き指導します。

表 37 維持管理(排水機場)に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
上流部	千曲川	飯山市照里地先	左岸	25.6k 付近	広井川救急排水機場
		飯山市常盤地先	左岸	28.6k 付近	御立野川排水機場
		中野市立ヶ花地先	右岸	52.3k 付近	篠井川排水機場
		千曲市八幡地先	左岸	83.2k 付近	更級川排水機場
		千曲市上山田地先	左岸	89.0k 付近	八王子救急排水機場
		千曲市上山田地先	左岸	89.0k 付近	八王子排水機場
中流部	信濃川大河津分水路	燕市新長地先	右岸	3.0k 付近	島崎川排水機場
		燕市渡部地先	左岸	6.0k 付近	柳場川排水機場
	信濃川	長岡市槇下地先	左岸	13.5k 付近	槇下ポンプ場
		長岡市松葉地先	右岸	15.25k 付近	柿川排水機場
		小千谷市元町地先	左岸	34.75k 付近	湯殿川救急排水機場
	魚野川	魚沼市新町地先	左岸	10.75k 付近	与越川救急排水機場
		魚沼市栄町地先	右岸	13.0k 付近	袖八川排水機場
		魚沼市青島地先	左岸	14.0k 付近	古川排水機場
		魚沼市古新田地先	右岸	14.25k 付近	明神簡易排水機場
下流部	信濃川	新潟市西区小新地先	左岸	2.1k 付近	西川排水機場
		新潟市江南区太右工門新田地先	右岸	4.2k 付近	鳥屋野潟排水機場

※平成 30 年度末時点

表 38 維持管理(消流雪施設)に係る施行の場所

河川名		施行の場所			施設名
		地先	左右岸区分	区間	
中流部	信濃川	長岡市草生津地先	右岸	18.6k 付近	長岡消流雪用水導入施設
		小千谷市山本地先	左岸	36.0k 付近	小千谷消流雪用水導入施設
	魚野川	長岡市東川口地先	右岸	1.5k 付近	川口消流雪用水導入施設
		魚沼市新町地先	左岸	10.5k 付近	堀之内消流雪用水導入施設

※平成 30 年度末時点

3．許可工作物の維持管理

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じる恐れがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築などの指導を引き続き行います。

また、洪水、高潮等の原因により、施設に重大な異常が発生した場合は、施設管理者に対し河川管理者への情報連絡を行うよう引き続き指導します。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
92	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第3項 1.高水敷確保による堤防保護	93	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第3項 1.高水敷確保による堤防保護

第３項 河道の維持管理

１．高水敷確保による堤防防護

洪水時に速い流れが長時間続くと、河岸が徐々に侵食され、やがて堤防に達し決壊が生じる恐れがあることから、堤防を侵食から護るために一定距離の必要高水敷幅を確保する必要があります。この幅は過去に起こった侵食や高水敷の高さなどをもとに決定されます。堤防から必要高水敷幅を確保した位置（堤防防護ライン）は、堤防の安全性を勘案した河川管理を行う上での重要な基準になります。

現在の高水敷の幅と、必要高水敷幅との関係や高水敷の環境・利用状況の観点から護岸設置の考え方を定めるとともに、堤防防護の観点から安全性を確保できない場合には護岸により強固に防護しますが、堤防の安全に支障がない場合には必ずしも護岸による防護を実施せず、川に自由な流れを持たせることで良好な河川環境の確保を促します。

なお、みお筋の変化の激しい箇所や山間狭隘部、高水敷利用への配慮で河岸を守る必要がある場合は、堤防防護ラインとは別に河岸防護ラインを設定し、侵食に対して防護します。

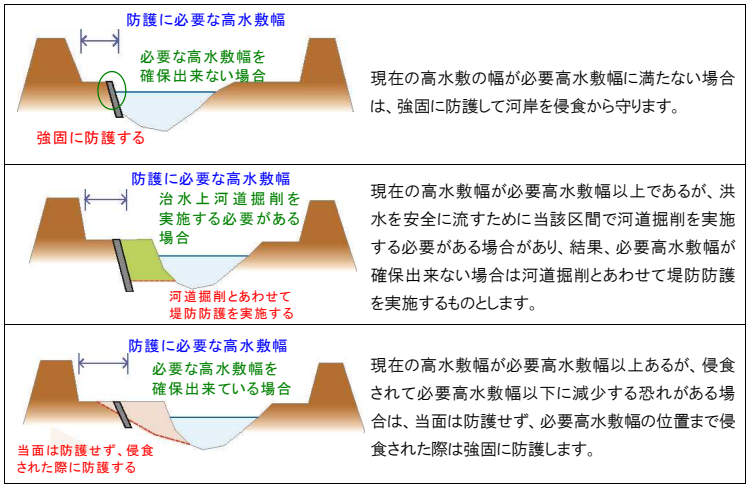

図 48 高水敷幅による堤防防護の考え方

第３項 河道の維持管理

１．高水敷確保による堤防防護

洪水時に速い流れが長時間続くと、河岸が徐々に侵食され、やがて堤防に達し決壊が生じる恐れがあることから、堤防を侵食から護るために必要な一定距離の高水敷幅（必要高水敷幅）を確保する必要があります。この幅は過去に起こった侵食や高水敷の高さなどをもとに決定されます。堤防から必要高水敷幅を確保した位置（堤防防護ライン）は、堤防の安全性を勘案した河川管理を行う上での重要な基準になります。

現在の高水敷の幅と、必要高水敷幅との関係や高水敷の環境・利用状況の観点から護岸設置の考え方を定めます。堤防防護の観点から安全性を確保できない場合には護岸により強固に防護しますが、堤防の安全に支障がない場合には必ずしも護岸による防護を実施せず、川に自由な流れを持たせることで良好な河川環境の確保を促します。

なお、みお筋の変化の激しい箇所や山間狭隘部、高水敷利用への配慮で河岸を守る必要がある場合は、堤防防護ラインとは別に河岸防護ラインを設定し、侵食に対して防護します。

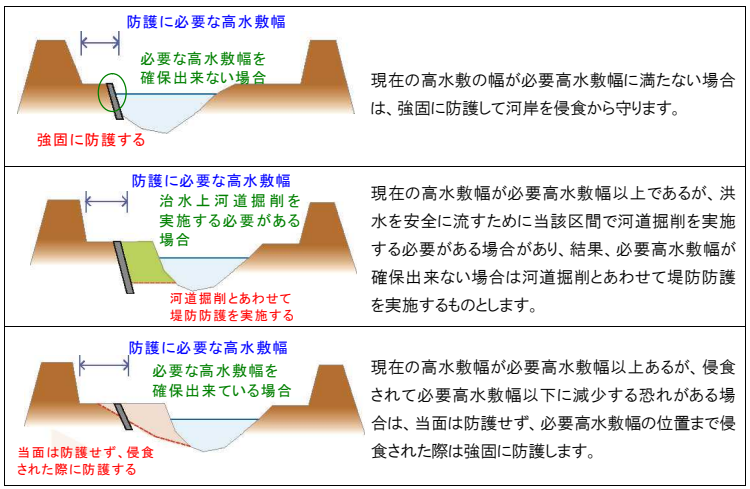

図 48 高水敷幅による堤防防護の考え方

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 記載なし	97	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第6項 洪水氾濫に備えた社会全体での対応

第６項　洪水氾濫に備えた社会全体での対応

近年の豪雨災害における逃げ遅れの発生等の課題に対処するために、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画、体制、施設による対応が備えられた社会を構築していきます。具体的には、「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」の場の活用等により、長野県、新潟県沿川の 33 市町村、利水ダム管理者、マスメディア等と連携し、住民の避難を促すためのソフト対策として、各種タイムライン（防災行動計画）の整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する危険箇所の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくり、メディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実、防災施設の機能に関する情報提供の充実などを進めていきます。

１．市町村による避難勧告等の適切な発令の促進

重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、市町村、水防団、自治会等との共同点検を確実に実施します。実施にあたっては、当該箇所における氾濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を共有できるよう工夫します。

また、避難勧告等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点ごとに氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる浸水シミュレーションを市町村に提供するとともに、ウェブサイト等で公表しています。

また、洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤の整備を行います。

さらに、広域避難も視野に入れ、ホットライン等の実施や、避難勧告等に関するタイミングや範囲、避難場所、避難に関する計画等に着目したタイムライン（防災行動計画）の策定について適切に定めることができるよう「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」の仕組みを活用し、技術的な支援を行います。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 記載なし	98	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第6項 1.市町による避難勧告等の適切な発令の促進

写真 76 危機管理型水位計及び危機管理型カメラによる情報提供

２．住民等の主体的な避難等の促進

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、氾濫による被害の軽減を図るため、想定最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表しています。

また、想定最大規模の洪水による堤防決壊により家屋が倒壊・流失するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を公表しています。公表にあたっては、水害リスクに関する情報を多様な方法で入手することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図ります。

また、流域自治体が洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない河川について浸水実績等を把握しようとする場合、又は水防管理者が浸水被害軽減地区を指定しようとする場合には、必要な情報提供・助言等を行います。

洪水時に住民等が的確なタイミングで適切な避難を決断できるよう、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライン等の作成を地区単位で推進します。

また、堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能、施設能力を上回る外力が発生した際の被害の状況や避難の必要性等について住民等へ周知します。なお、洪水時に避難行動につながるリアルタイム情報として、スマートフォン等の緊急速報メールを活用した洪水情報の配信を開始しているところですが、従来から用いられてきた水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係自治体と連携・協議して有効に活用します。

さらに、大臣管理区間からの氾濫が及ぶすべての自治体で、水害ハザードマップが逐次更新されるよう、支援していきます。

新潟市総合ハザードマップ（新潟市）　千曲町自治会版 自主避難計画（上田市城下地区）

写真 77 水害ハザードマップ等の作成事例

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 記載なし	99	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第6項 3.防災教育や防災知識の普及

３．防災教育や防災知識の普及

学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、年間指導計画や板書計画の作成や水害を対象とした避難訓練の実施に資する情報を教育委員会等に提供するなど支援します。また、住民が日頃から河川との関わりを持ち親しんでもらうことで防災知識の一層の普及を図るために、河川協力団体等による啓発活動等の支援に努めます。

また、自治体の避難情報や、河川の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進します。

防災教育講演会　地区防災マップづくり　水害を対象とした避難訓練

写真 78 学校教育現場における防災教育の取組事例

４．的確な水防活動の促進

堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所を設定し、水防管理者等に提示するとともに、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所において、必要に応じて河川監視用 CCTV や危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者にリアルタイムで提供していきます。

また、水防活動の重点化・効率化に資するため、堤防の縦断方向の連続的な高さについてより詳細に把握するための調査を行い、許可工作物周辺を含む越水に関するリスクが特に高い箇所を特定し、水防管理者等と共有を図るとともに、水防資機材の備蓄等を行います。

なお、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及を図ります。水防活動が行われる際には、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮します。

さらに、水防協力団体制度や地区防災計画制度の活用を提案し、自主防災組織や企業等の参画を図ります。

広域かつ大規模な水防活動を必要とする場合には、効率的かつ効果的な対策が講じられるよう、水防管理団体と河川管理者によるルールを整理しておきます。

また、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い侵入した水を排除する他、高度の機械力又は高度の専門的知識や技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行います。

水防技術講習会（土のう作り）　見附市総合防災訓練（シート張り工法）　樋門操作訓練

写真 79 関係機関と連携した水防工法の普及、水防訓練の実施状況

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 記載なし	100	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第6項 5.水害リスク評価、水害リスク情報の共有

５．水害リスク評価、水害リスク情報の共有

信濃川流域では高齢化が進んでいる地域の存在を踏まえ、想定最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係自治体と連携して検討します。

具体的には、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水想定区域内の住民の避難の可否等を評価した上で、地域によっては大多数となる避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係自治体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めます。

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模工場等の市町村地域防災計画に記載された施設の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的支援を行い、地域水防力の向上を図ります。

施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、被害を最小に抑えるために、二線堤や霞堤等の既存の構造物を活用した氾濫被害の軽減策など、様々な水害リスク軽減策の検討を行います。特に、低平地の越後平野を抱え水害常襲地帯である下流部では、分水路の掘削や遊水地の確保等に努めてきた治水の歴史を踏まえ、平成 16 年 7 月、同 23 年 7 月を上回る豪雨に襲われても壊滅的な被害を招くことのないよう、新たな治水対策の検討を行います。

本川の水位を低下させる対策や、内水を貯留する施設等取り得る手段を全て講じた上で、外水位の上昇による堤防決壊が起こる可能性があると判断される場合においては、堤防決壊を回避するため、やむを得ず排水ポンプの運転調整を行うことが考えられます。このため、あらかじめ関係機関と十分な議論を行い、運転調整の実施判断の考え方や、調整の実施方法について検討を行います。そのうえで、住民に排水調整への理解を得られるよう、取り組みます。

施設管理者へ直接訪問による説明

自主防災活動アドバイザー派遣

ワークショップの実施

写真 80 要配慮者利用施設や地域住民等への技術的支援状況

６．水害リスク情報の発信

開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地外への拡大の支援に努めます。

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
97	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第7項 人と河川とのかかわりの構築	101	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第8項 人と河川とのかかわりの構築
第７項　人と河川とのかかわりの構築 信濃川流域では流域住民や自治体によって上中下流の相互理解を深めようと交流が行われており、今後、上中下流の相互理解を高めつつ、流域住民とともに地域づくりと一体となった川づくりを進めます。		第８項　人と河川とのかかわりの構築 信濃川流域では流域住民や自治体によって上中下流の相互理解を深めようと交流が行われており、今後、上中下流の相互理解を高めつつ、流域住民とともに地域づくりと一体となった川づくりを進めます。 また、災害時だけでなく、平時の利水・環境の観点からも、住民、地方公共団体、民間事業者、河川管理者等の関係者が、水に関する広範かつ正確な知識・情報を共有する取組を進めます。	

ページ番号	【本文】 平成27年1月変更	ページ番号	【本文】 令和元年8月変更
	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 記載なし	104	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第10項 総合土砂管理
			第１０項 総合土砂管理 信濃川では、河床材料の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量を含めた土砂移動の定量的な把握に努め、総合的な土砂管理の観点から、健全な流砂系の構築を図るべく、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組むとともに、海岸保全基本計画との整合を図りつつ治水上安定的な河道の維持に努めていきます。

ページ番号	【附図[上流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更

信濃川水系河川整備計画（附図）
［上流部］

・信濃川（上流部）平面図・・・・・・・・・・附図－ 1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－ 2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－ 4
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－ 5
・信濃川（上流部）縦断図・・・・・・・・・・附図－43
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・附図－45

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

信濃川水系河川整備計画（附図）
［上流部］

・信濃川（上流部）平面図・・・・・・・・・・附図－ 1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－ 2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－ 4
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－ 5
・信濃川（上流部）縦断図・・・・・・・・・・附図－43
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・附図－45

平成２６年１月　策定
令和　元年８月　変更

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

ページ番号	【附図[上流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更
附図-2		附図-2	整備計画策定後の整備を反映

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［上流部］

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
千曲川	飯山市上境地先～飯山市飯山地先 野沢温泉村平林地先～飯山市飯山地先	22.0k～32.0k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	飯山市常郷地先	23.8 k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	飯山市常郷地先	24.1k～24.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	飯山市常盤地先	28.6k 付近	左岸	耐震対策	御立野川排水機場
千曲川	木島平村穂高地先	28.7k～29.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市東小沼地先	30.0k～30.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市飯山地先	31.9k～33.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市静間地先～飯山市蓮地先 中野市岩井地先	35.8k～36.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	飯山市蓮地先	37.2k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先	44.7k～45.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先	45.8k～46.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先～長野市豊野町蟹沢地先 中野市豊津地先～中野市立ヶ花地先	45.8k～52.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	中野市上今井地先～中野市大俣地先	47.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市上今井地先～中野市牛出地先	48.7k～50.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市上今井地先	48.7k～49.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市立ヶ花地先～小布施町押羽地先	52.2k～52.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	中野市立ヶ花地先	52.3k 付近	右岸	耐震対策	篠井川排水機場
千曲川	長野市津野地先 小布施町飯田地先～須坂市相之島地先	55.3k～57.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市柳原地先～ 長野市屋島地先	60.1k～64.1k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	須坂市福島地先～ 長野市若穂綿内地先	60.3k～62.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	長野市若穂綿内地先	62.8k～63.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市屋島地先～ 長野市大豆島地先	64.1k～65.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市若穂牛島地先	65.0k～65.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市若穂牛島地先	65.3k～66.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市松代町牧島地先～長野市松代町柴地先	69.1k～71.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	長野市小島田町地先	70.6k～71.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市小島田町地先～長野市篠ノ井塩崎地先 長野市松代町柴地先～千曲市屋代地先	70.8k～80.8k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市篠ノ井塩崎地先	78.6k～79.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	千曲市屋代地先	78.9k～79.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市屋代地先～千曲市粟佐地先	79.8k～80.4k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市篠ノ井塩崎地先～千曲市野高場地先	81.2k～82.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［上流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
千曲川	飯山市上境地先～飯山市飯山地先 野沢温泉村平林地先～飯山市飯山地先	22.0k～32.0k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	飯山市常郷地先	23.8 k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	飯山市常郷地先	24.1k～24.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	飯山市常盤地先	28.6k 付近	左岸	耐震対策	御立野川排水機場
千曲川	木島平村穂高地先	28.7k～29.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市東小沼地先	30.0k～30.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市飯山地先	31.9k～33.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	飯山市静間地先～飯山市蓮地先 中野市岩井地先	35.8k～36.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	飯山市蓮地先	37.2k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先	44.7k～45.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先	45.8k～46.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市豊津地先～長野市豊野町蟹沢地先 中野市豊津地先～中野市立ヶ花地先	45.8k～52.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	中野市上今井地先～中野市大俣地先	47.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市上今井地先～中野市牛出地先	48.7k～50.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市上今井地先	48.7k～49.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	中野市立ヶ花地先～小布施町押羽地先	52.2k～52.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	中野市立ヶ花地先	52.3k 付近	右岸	耐震対策	篠井川排水機場
千曲川	長野市津野地先 小布施町飯田地先～須坂市相之島地先	55.3k～57.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市柳原地先～ 長野市屋島地先	60.1k～64.1k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	須坂市福島地先～ 長野市若穂綿内地先	60.3k～62.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	長野市若穂綿内地先	62.8k～63.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市屋島地先～ 長野市大豆島地先	64.1k～65.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市若穂牛島地先	65.0k～65.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市若穂牛島地先	65.3k～66.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市松代町牧島地先～長野市松代町柴地先	69.1k～71.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	長野市小島田町地先	70.6k～71.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市小島田町地先～長野市篠ノ井塩崎地先 長野市松代町柴地先～千曲市屋代地先	70.8k～80.8k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
千曲川	長野市篠ノ井塩崎地先	78.6k～79.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	千曲市屋代地先	78.9k～79.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市屋代地先～千曲市粟佐地先	79.8k～80.4k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	長野市篠ノ井塩崎地先～千曲市野高場地先	81.2k～82.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【附図[上流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更
附図-3		附図-3	整備計画策定後の整備を反映

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［上流部］

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
千曲川	千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	82.8k～84.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市志川地先	83.2k 付近	左岸	耐震対策	更級川排水機場
千曲川	千曲市八幡地先	84.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	84.4k～85.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	86.4k～88.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	86.6k～88.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市上山田地先	89.0k 付近	左岸	耐震対策	八王子排水機場
千曲川	千曲市磯部地先	90.2k～90.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	千曲市上山田地先～坂城町上五明地先	90.6k～92.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	千曲市磯部地先～坂城町坂城地先	91.2k～92.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	93.8k～95.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	坂城町網掛地先	94.6k～94.8k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	坂城町南条地先	95.8k～97.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	上田市下塩尻地先	98.1k～98.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	上田市小牧地先	105.5k～105.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	上田市国分地先	106.8k～107.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	上田市生田地先～上田市塩川地先 上田市国分地先～上田市大屋地先	106.8k～109.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
犀川	長野市若穂牛島地先	−0.1k～0.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	生坂村下生野地先	52.0k～53.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科南陸郷地先	53.0k～53.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	生坂村小立野地先	54.2k～55.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先	57.0k～57.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先 安曇野市明科東川手地先	57.8k～58.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
犀川	安曇野市明科東川手地先	57.9k～59.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先	59.0k～59.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科中川手地先	59.1k～60.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市豊科南穂高地先	63.3k～63.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市豊科田沢地先	65.8k～66.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	松本市梓川倭地先	73.7k～73.9k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	松本市波田地先	80.2k～80.3k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	松本市梓川梓地先	81.1k～81.3k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［上流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
千曲川	千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	82.8k～84.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市志川地先	83.2k 付近	左岸	耐震対策	更級川排水機場
千曲川	千曲市八幡地先	84.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	84.4k～85.9k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	86.4k～88.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	86.6k～88.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	千曲市上山田地先	89.0k 付近	左岸	耐震対策	八王子排水機場
千曲川	千曲市磯部地先	90.2k～90.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	千曲市上山田地先～坂城町上五明地先	90.6k～92.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
千曲川	千曲市磯部地先～坂城町坂城地先	91.2k～92.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	93.8k～95.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	坂城町網掛地先	94.6k～94.8k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	坂城町南条地先	95.8k～97.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	上田市下塩尻地先	98.1k～98.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
千曲川	上田市小牧地先	105.5k～105.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
				浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
千曲川	上田市国分地先	106.8k～107.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
千曲川	上田市生田地先～上田市塩川地先 上田市国分地先～上田市大屋地先	106.8k～109.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
犀川	長野市若穂牛島地先	−0.1k～0.5k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	生坂村下生野地先	52.0k～53.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科南陸郷地先	53.0k～53.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	生坂村小立野地先	54.2k～55.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先	57.0k～57.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先 安曇野市明科東川手地先	57.8k～58.3k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
犀川	安曇野市明科東川手地先	57.9k～59.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科七貴地先	59.0k～59.7k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市明科中川手地先	59.1k～60.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市豊科南穂高地先	63.3k～63.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	安曇野市豊科田沢地先	65.8k～66.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
犀川	松本市梓川倭地先	73.7k～73.9k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	松本市波田地先	80.2k～80.3k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
犀川	松本市梓川梓地先	81.1k～81.3k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【附図[上流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更
附図-9		附図-9	整備計画策定後の整備を反映

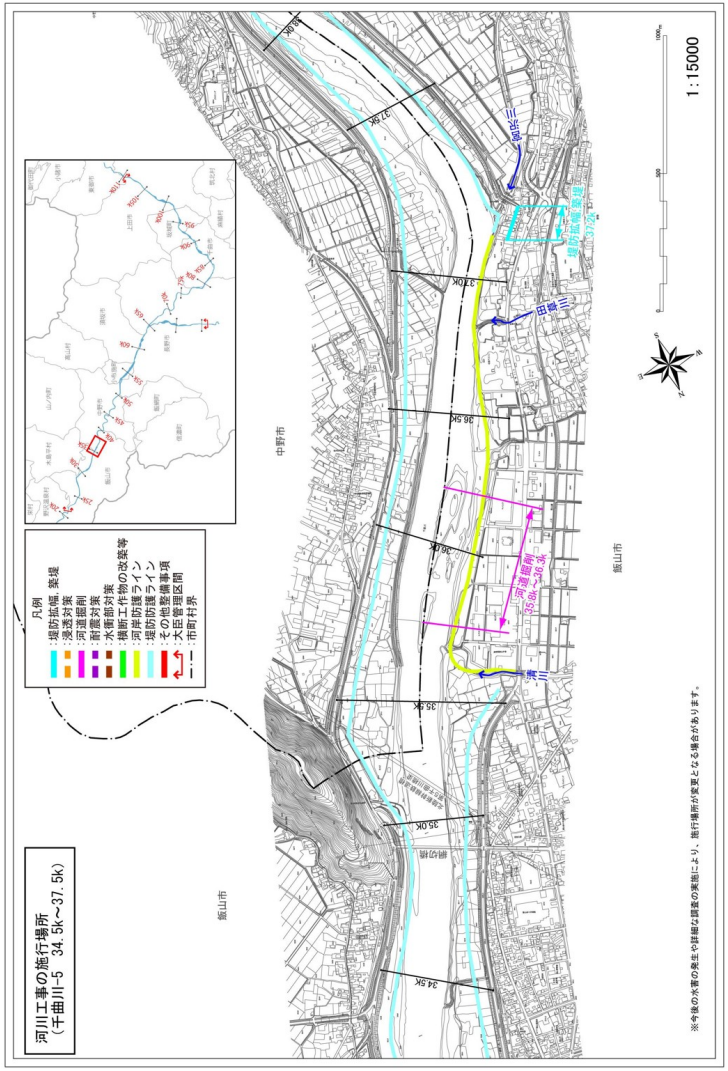

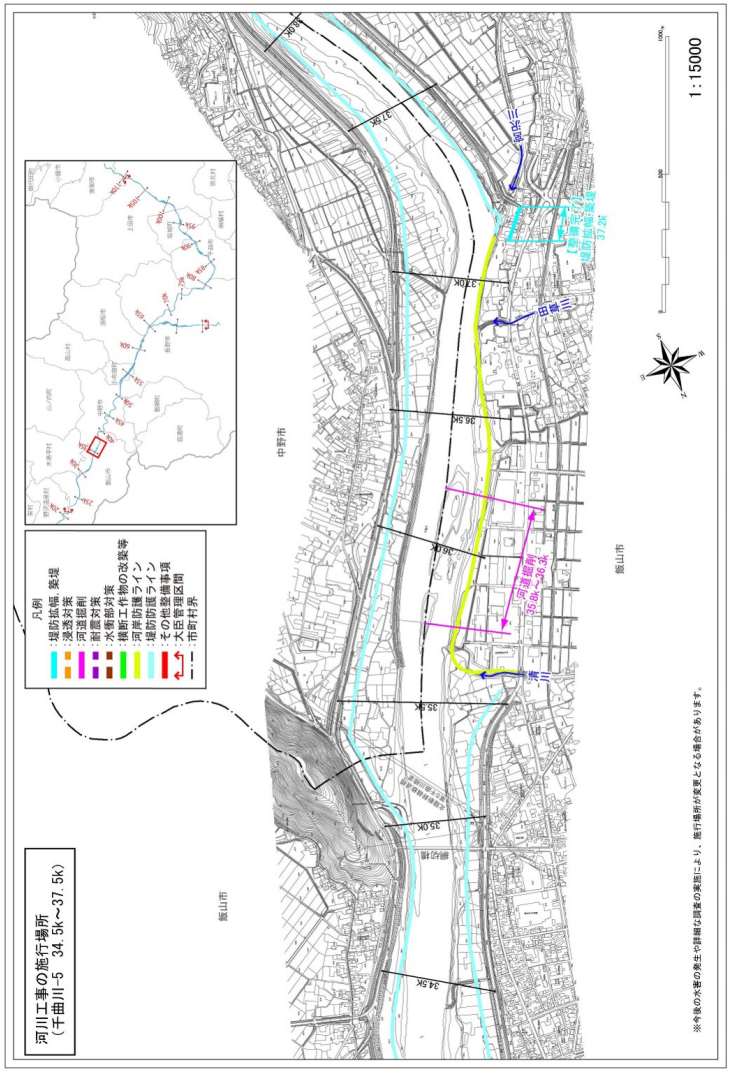

ページ番号	【附図[上流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更
附図-11		附図-11	整備計画策定後の整備を反映

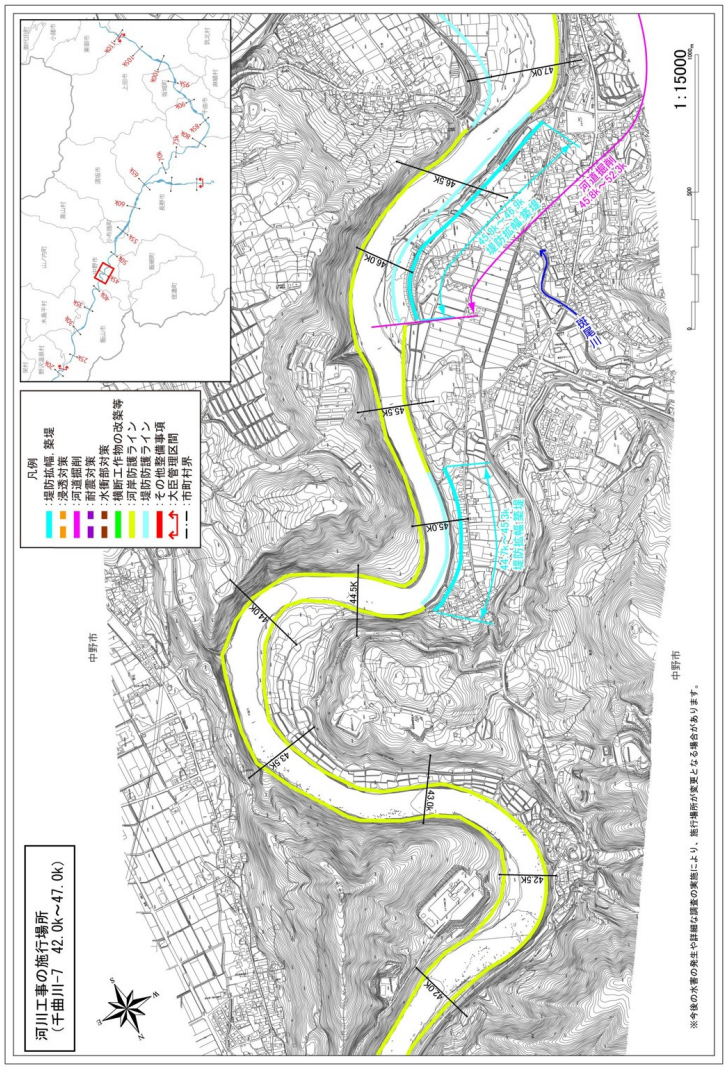

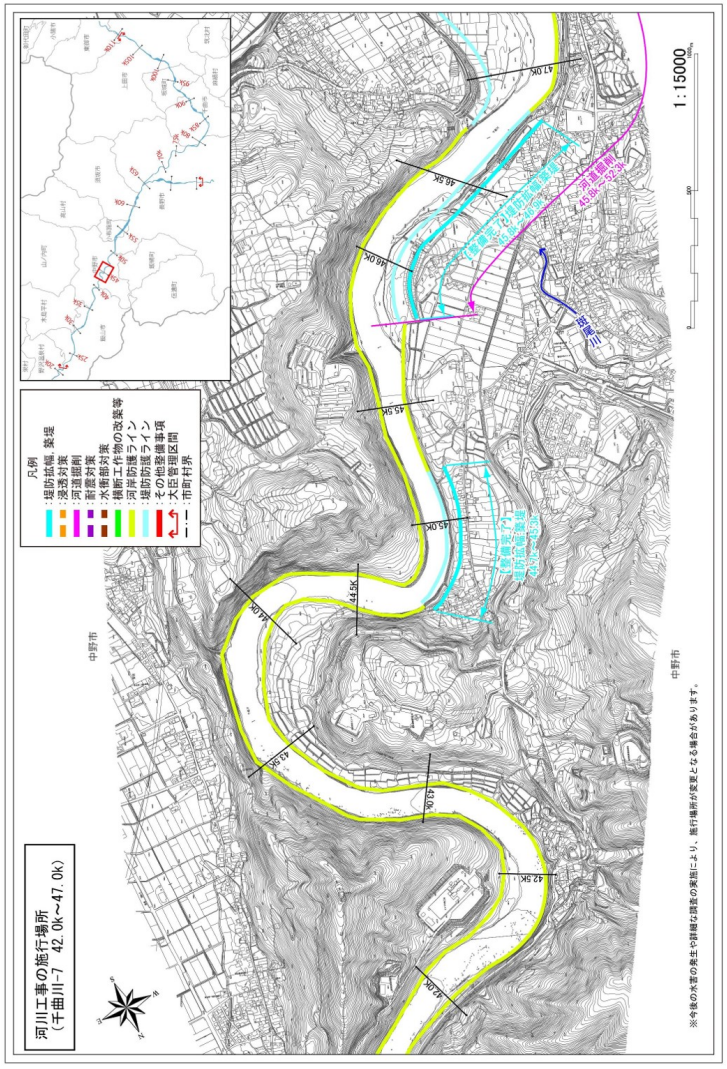

ページ番号	【附図[上流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更
附図-12		附図-12	整備計画策定後の整備を反映

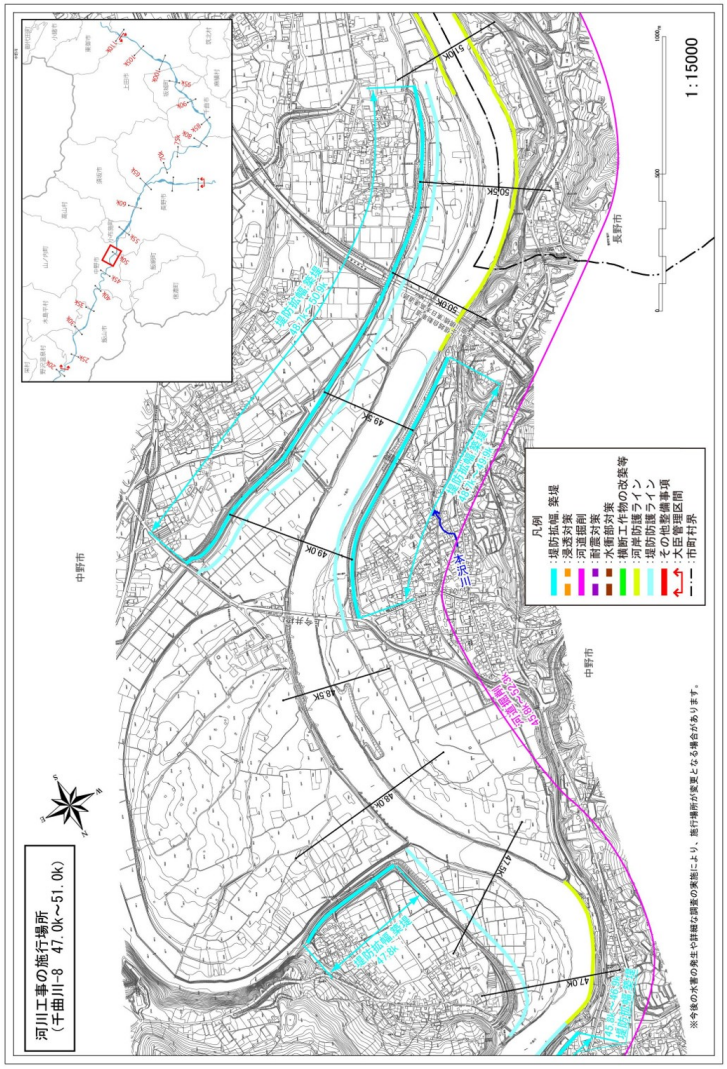

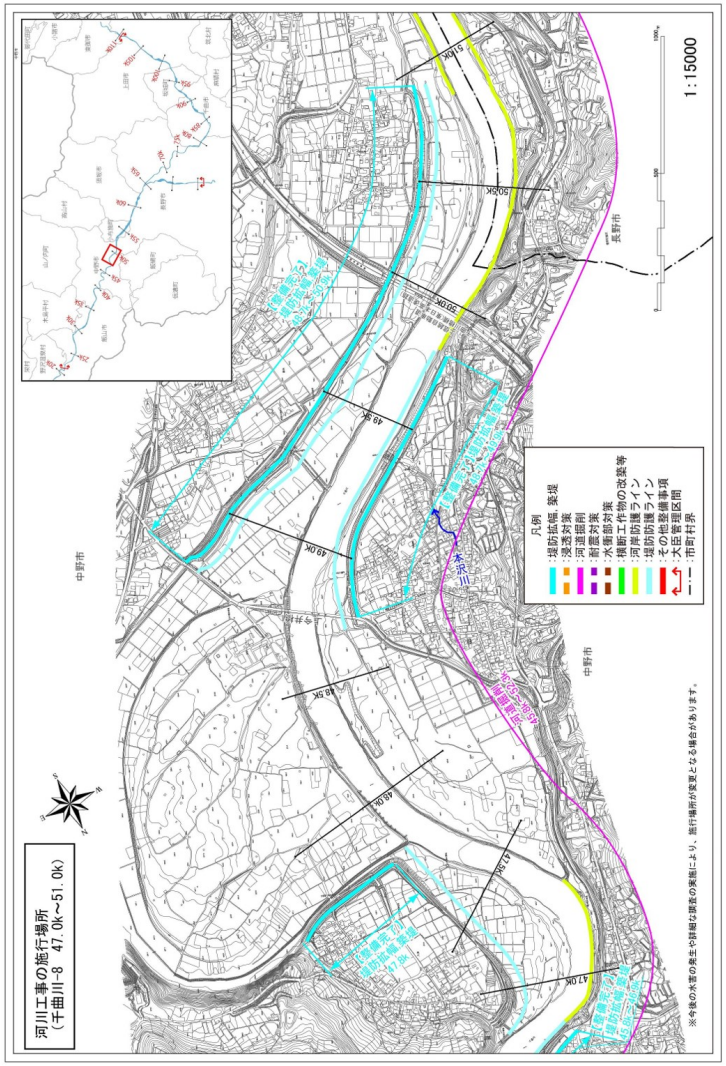

ページ番号	【附図[上流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更
附図-13		附図-13	整備計画策定後の整備を反映

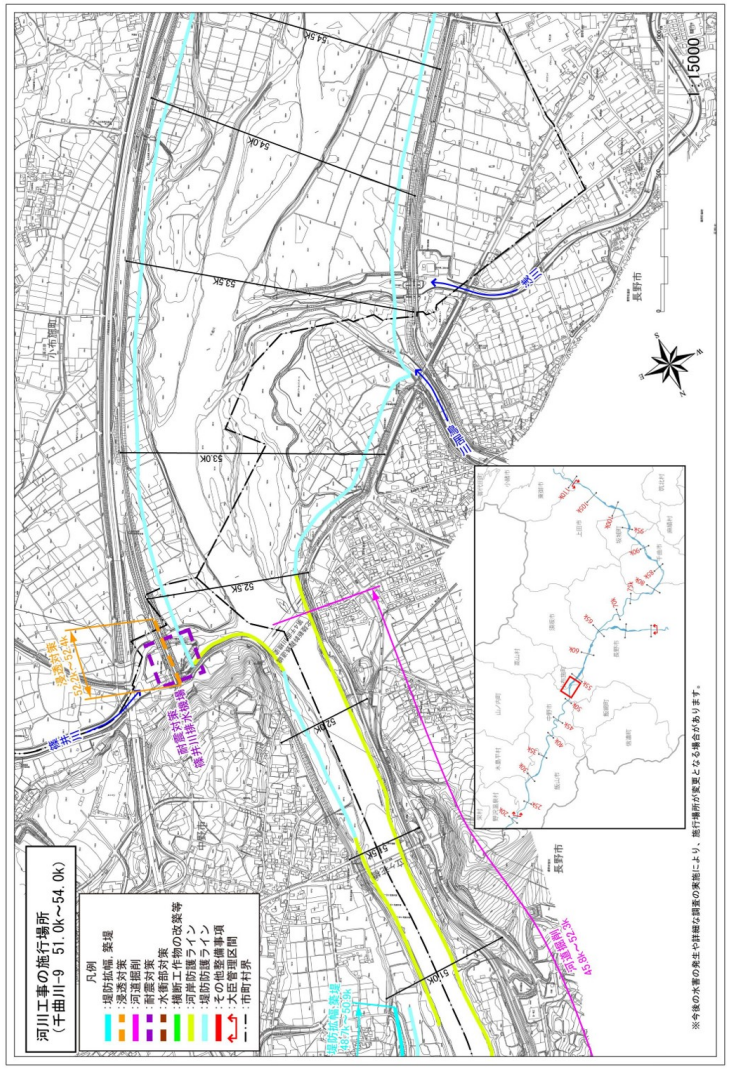

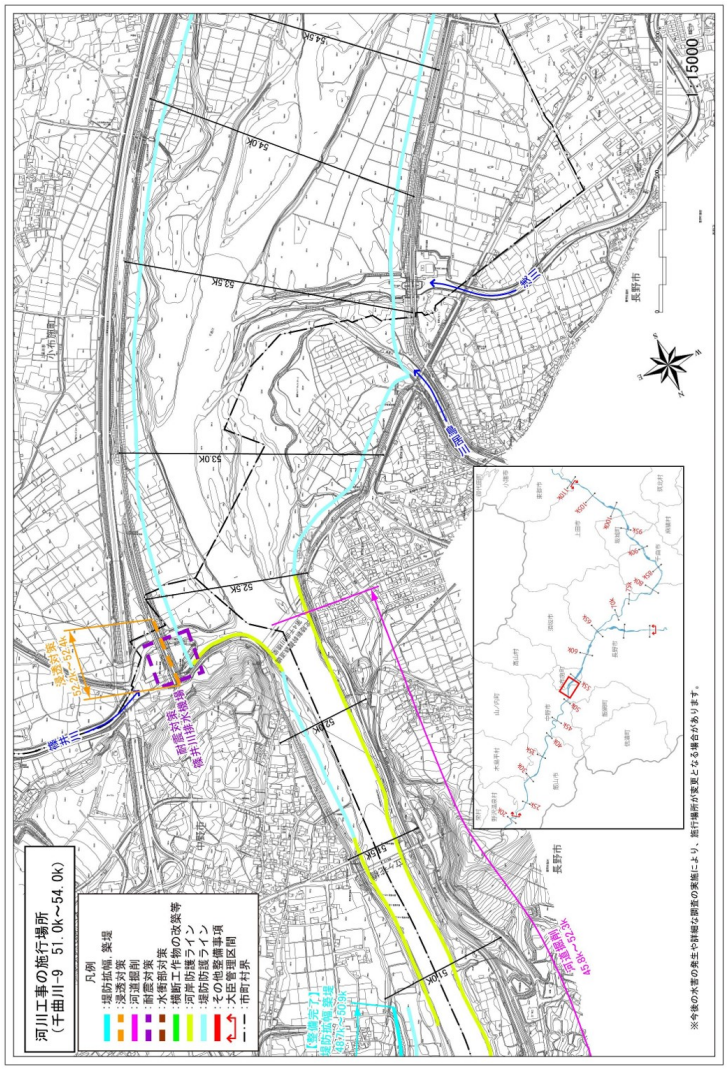

ページ番号	【附図[上流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[上流部]】 令和元年8月変更
附図-34		附図-34	整備計画策定後の整備を反映

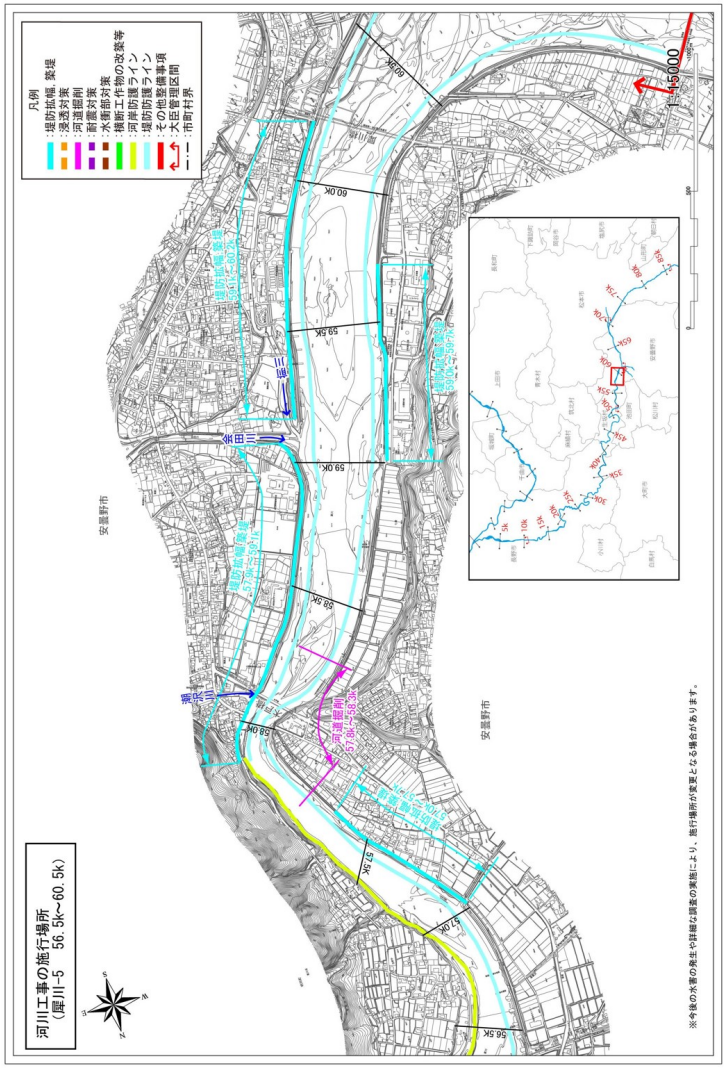

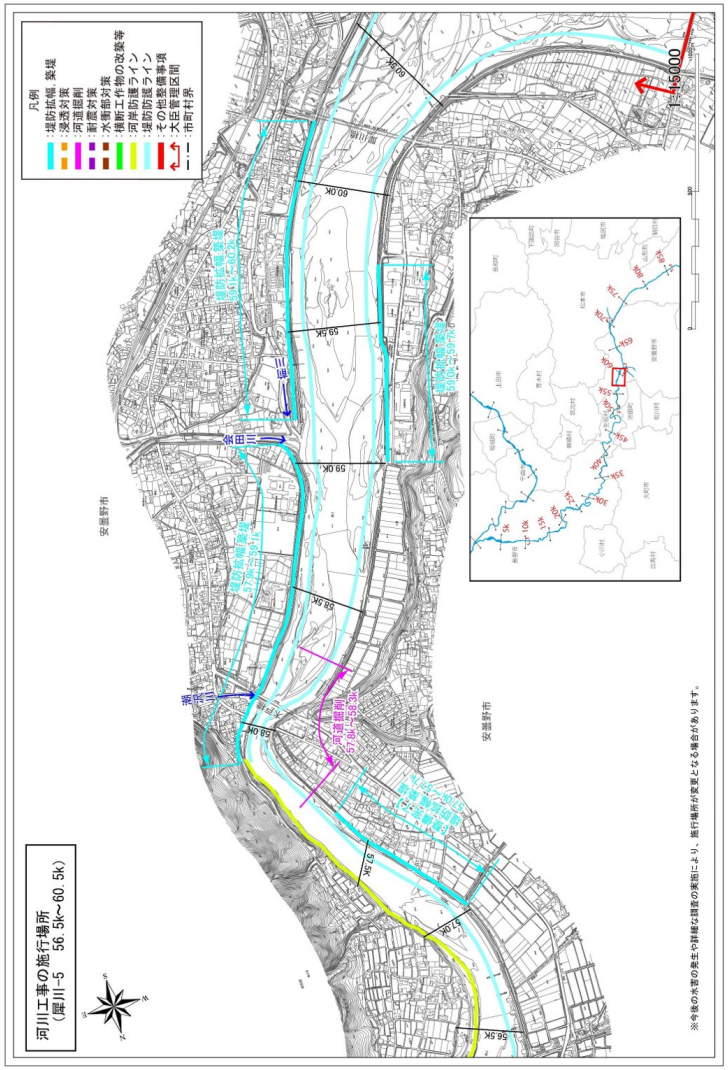

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更

信濃川水系河川整備計画（附図）
［中流部］

・信濃川（中流部）平面図・・・・・・・・・・附図－ 1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－ 2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－ 5
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－ 6
・信濃川（中流部）縦断図・・・・・・・・・・附図－ 32
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・附図－ 34

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

信濃川水系河川整備計画（附図）
［中流部］

・信濃川（中流部）平面図・・・・・・・・・・附図－ 1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－ 2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－ 5
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－ 6
・信濃川（中流部）縦断図・・・・・・・・・・附図－ 32
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・附図－ 34

平成２６年１月　策定
令和　元年８月　変更

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-2		附図-2	整備計画策定後の整備を反映

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川 大河津分水路	長岡市寺泊野積地先～ 燕市五千石地先	8.8k～-1.0k 付近	－	大河津 分水路改修	信濃川水系全体の 洪水処理能力を 向上させるため
信濃川 大河津分水路	燕市太田地先～ 燕市五千石地先	5.0k～-1.0k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川 大河津分水路	長岡市寺泊蛇塚地先～ 燕市五千石地先	4.6k～-1.0k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
大河津分水路	燕市中島地先	4.1k 付近	右岸	耐震対策	子ノ明樋管
大河津分水路	燕市新長地先	3.1k 付近	右岸	耐震対策	島崎川樋管
大河津分水路	燕市五千石地先	1.3k 付近	右岸	耐震対策	五千石樋管
大河津分水路	燕市大川津地先	0.0k 付近	右岸	河川防災 ステーション等整備	
信濃川	燕市大川津地先	-1.5k 付近	－	耐震対策	大河津洗堰
信濃川	長岡市並木新田地先	5.4k～5.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市長呂地先～ 長岡市黒津町地先	7.0k～11.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市川袋町地先～ 長岡市槇下町地先	10.0k～13.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先	11.4k～11.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先	12.0k～12.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市天神町地先～ 長岡市槇下町地先	12.1k～12.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市槇下町地先～ 長岡市藤沢町地先	12.8k～14.9k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市蔵王地先～ 長岡市西蔵王地先	14.8k～15.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市松葉地先	15.3k～15.7k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市宮関町地先～ 長岡市岡村町地先	15.5k～17.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市水道町地先	15.7k～16.0k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市中島地先～ 長岡市信濃地先	17.0k～17.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	17.8k 付近	右岸	河川防災 ステーション等整備	
信濃川	長岡市草生津町地先	18.3k 付近	右岸	支川合流点処理	太田川
信濃川	長岡市草生津町地先	18.4k～18.5k 付近 （太田川左岸）	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市草生津町地先～ 長岡市大宮町地先	18.4k～20.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市下山町地先	19.3k～19.7k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市下山町地先	20.0k～20.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市大宮町地先～ 長岡市浦地先	20.5k～24.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市飯島地先～ 長岡市飯島善兵衛古新田地先	20.8k～21.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先	23.5k～24.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市浦地先	24.1k～24.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	24.2k～25.5k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	24.4k～25.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市釜ヶ島地先	25.3k～26.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市釜ヶ島地先～ 長岡市岩野地先	25.5k～27.0k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市岩野地先	27.1k～27.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.2k～27.4k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川 大河津分水路	長岡市寺泊野積地先～ 燕市五千石地先	8.8k～-1.0k 付近	－	大河津 分水路改修	信濃川水系全体の 洪水処理能力を 向上させるため
信濃川 大河津分水路	燕市中島地先～ 燕市野中才地先	4.25k～2.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川 大河津分水路	長岡市寺泊蛇塚地先～ 長岡市寺泊新長地先	4.2k～1.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
大河津分水路	燕市中島地先	4.1k 付近	右岸	耐震対策	子ノ明樋管
大河津分水路	燕市新長地先	3.1k 付近	右岸	耐震対策	島崎川樋管
大河津分水路	燕市五千石地先	1.3k 付近	右岸	耐震対策	五千石樋管
大河津分水路	燕市大川津地先	0.0k 付近	右岸	河川防災 ステーション等整備	
信濃川	燕市大川津地先	-1.5k 付近	－	耐震対策	大河津洗堰
信濃川	長岡市並木新田地先	5.4k～5.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市長呂地先～ 長岡市黒津町地先	7.0k～11.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市川袋町地先～ 長岡市槇下町地先	10.0k～13.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先	11.4k～11.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市黒津町地先	12.0k～12.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市天神町地先～ 長岡市槇下町地先	12.1k～12.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市槇下町地先～ 長岡市藤沢町地先	12.8k～14.9k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市蔵王地先～ 長岡市西蔵王地先	14.8k～15.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市松葉地先	15.3k～15.7k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市宮関町地先～ 長岡市岡村町地先	15.5k～17.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市水道町地先	15.7k～16.0k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市中島地先～ 長岡市信濃地先	17.0k～17.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	17.8k 付近	右岸	河川防災 ステーション等整備	
信濃川	長岡市草生津町地先	18.3k 付近	右岸	支川合流点処理	太田川
信濃川	長岡市草生津町地先	18.4k～18.5k 付近 （太田川左岸）	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市草生津町地先～ 長岡市大宮町地先	18.4k～20.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市下山町地先	19.3k～19.7k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市下山町地先	20.0k～20.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市大宮町地先～ 長岡市浦地先	20.5k～24.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市飯島地先～ 長岡市飯島善兵衛古新田地先	20.8k～21.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先	23.5k～24.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市浦地先	24.1k～24.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	24.2k～25.5k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市浦地先～ 長岡市釜ヶ島地先	24.4k～25.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市釜ヶ島地先	25.3k～26.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	長岡市釜ヶ島地先～ 長岡市岩野地先	25.5k～27.0k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市岩野地先	27.1k～27.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.2k～27.4k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の 安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-3		附図-3	整備計画策定後の整備を反映

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.4k～27.6k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.6k～27.7k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.8k～28.6k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市高梨町地先～小千谷市三仏生地先	28.6k～31.2k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	小千谷市千谷地先	32.5k～32.7k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	小千谷市千谷地先～小千谷市上片貝地先	33.1k～39.3k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市大字上片貝地先	37.8k～39.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市川口牛ヶ島地先	39.3k～40.0k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市川口牛ヶ島地先～長岡市西川口地先	39.7k～43.4k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市西川口地先	41.9k～42.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市川井新田地先	43.6k～45.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市川井地先	43.6k～44.4k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市大字川井地先	45.3k～47.0k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市川井地先～小千谷市川井新田地先	45.3k～46.3k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市真人町地先	49.7k～52.4k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市岩沢地先	51.1k～51.2k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	小千谷市岩沢地先	51.2k～53.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市中条甲地先	60.1k～60.7k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	十日町市中条甲地先	60.7k～61.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市寅乙地先	63.5k～64.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市寅乙地先～十日町市子地先	64.1k～64.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市子地先	64.8k～64.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市子地先	64.9k～65.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市姿地先	70.0k～70.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市馬場丙地先	70.3k～70.5k 付近	右岸	水衝部対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先	0.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市西川口地先	0.6k～1.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先	0.8k～1.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先	1.3k～1.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市西川口地先	1.7k～2.4k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	長岡市川口和南津地先	3.4k～4.2k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	長岡市川口和南津地先	3.9k～4.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
魚野川	長岡市川口和南津地先	5.4k～6.2k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	魚沼市新道島地先～魚沼市下新田地先	5.8k～7.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市新道島地先	6.2k～6.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市新道島地先	6.2k 付近	左岸	支川合流点処理	大沢川
魚野川	魚沼市下新田地先	6.8k～7.3k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	魚沼市竜光地先	7.2k～7.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市竜光地先	7.3k 付近	右岸	支川合流点処理	芋川
魚野川	魚沼市竜光地先～魚沼市徳田地先	7.9k～8.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.4k～27.6k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.6k～27.7k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	小千谷市高梨町地先	27.8k～28.6k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市高梨町地先～小千谷市三仏生地先	28.6k～31.2k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	小千谷市千谷地先	32.5k～32.7k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	小千谷市千谷地先～小千谷市上片貝地先	33.1k～39.3k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市大字上片貝地先	37.8k～39.4k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市川口牛ヶ島地先	39.3k～40.0k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	長岡市川口牛ヶ島地先～長岡市西川口地先	39.7k～43.4k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	長岡市西川口地先	41.9k～42.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市川井新田地先	43.6k～45.5k 付近	左岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市川井地先	43.6k～44.4k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市大字川井地先	45.3k～47.0k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	小千谷市川井地先～小千谷市川井新田地先	45.3k～46.3k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市真人町地先	49.7k～52.4k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	小千谷市岩沢地先	51.1k～51.2k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	小千谷市岩沢地先	51.2k～53.2k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市中条甲地先	60.1k～60.7k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	十日町市中条甲地先	60.7k～61.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市寅乙地先	63.5k～64.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市寅乙地先～十日町市子地先	64.1k～64.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市子地先	64.8k～64.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市子地先	64.9k～65.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	十日町市姿地先	70.0k～70.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	十日町市馬場丙地先	70.3k～70.5k 付近	右岸	水衝部対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先	0.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市西川口地先	0.6k～1.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先	0.8k～1.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市東川口地先	1.3k～1.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	長岡市西川口地先	1.7k～2.4k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	長岡市川口和南津地先	3.4k～4.2k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	長岡市川口和南津地先	3.9k～4.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため
魚野川	長岡市川口和南津地先	5.4k～6.2k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	魚沼市新道島地先～魚沼市下新田地先	5.8k～7.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市新道島地先	6.2k～6.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市新道島地先	6.2k 付近	左岸	支川合流点処理	大沢川
魚野川	魚沼市下新田地先	6.8k～7.3k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	魚沼市竜光地先	7.2k～7.9k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市竜光地先	7.3k 付近	右岸	支川合流点処理	芋川
魚野川	魚沼市竜光地先～魚沼市徳田地先	7.9k～8.5k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-4		附図-4	整備計画策定後の整備を反映

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
魚野川	魚沼市徳田地先	8.4k～8.8k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	8.8k～9.1k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	9.1k～9.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	9.5k～9.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	10.0k～10.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市古新田地先	14.0k～14.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市青島地先	14.1k～14.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市青島地先	15.0k～15.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市伊勢島地先	15.3k～15.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市青島地先	16.2k～16.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市十日町地先	17.3k～18.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市十日町地先	18.6k～18.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市五箇地先	18.7k～19.0k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市五箇地先	19.5k～19.8k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市岡新田地先～南魚沼市浦佐地先	19.6k～22.6k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	南魚沼市浦佐地先	20.2k～21.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市浦佐地先	21.5k～21.7k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市浦佐地先	21.9k～22.2k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市芹田地先	22.7k～22.8k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市芹田地先	22.9k～23.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市鰕島地先	23.5k～24.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市海士ヶ島新田地先	23.7k～23.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市柳古新田地先	23.9k～24.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市柳古新田地先	24.3k～24.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	南魚沼市九日町地先	24.5k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市今町新田地先	25.2k～25.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市今町新田地先	25.3k～26.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	南魚沼市今町新田地先	25.5k～25.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市今町地先	25.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市今町地先	25.6k～26.0k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市五日町地先	26.9k～27.0k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市麓地先	27.0k～27.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市麓地先～南魚沼市下原新田地先	27.4k～27.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市麓地先	27.5k～27.9k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［中流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
魚野川	魚沼市徳田地先	8.4k～8.8k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	8.8k～9.1k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	9.1k～9.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	9.5k～9.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市根小屋地先	10.0k～10.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	魚沼市古新田地先	14.0k～14.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市青島地先	14.1k～14.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市青島地先	15.0k～15.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市伊勢島地先	15.3k～15.4k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	魚沼市青島地先	16.2k～16.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市十日町地先	17.3k～18.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市十日町地先	18.6k～18.8k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市五箇地先	18.7k～19.0k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市五箇地先	19.5k～19.8k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	魚沼市岡新田地先～南魚沼市浦佐地先	19.6k～22.6k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	南魚沼市浦佐地先	20.2k～21.4k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市浦佐地先	21.5k～21.7k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市浦佐地先	21.9k～22.2k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市芹田地先	22.7k～22.8k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市芹田地先	22.9k～23.1k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市鰕島地先	23.5k～24.3k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市海士ヶ島新田地先	23.7k～23.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市柳古新田地先	23.9k～24.2k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市柳古新田地先	24.3k～24.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
魚野川	南魚沼市九日町地先	24.5k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市今町新田地先	25.2k～25.3k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市今町新田地先	25.3k～26.1k 付近	右岸	築堤	築堤するため
魚野川	南魚沼市今町新田地先	25.5k～25.6k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市今町地先	25.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市今町地先	25.6k～26.0k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市五日町地先	26.9k～27.0k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
魚野川	南魚沼市麓地先	27.0k～27.9k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市麓地先～南魚沼市下原新田地先	27.4k～27.9k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
魚野川	南魚沼市麓地先	27.5k～27.9k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-11		附図-11	整備計画策定後の整備を反映

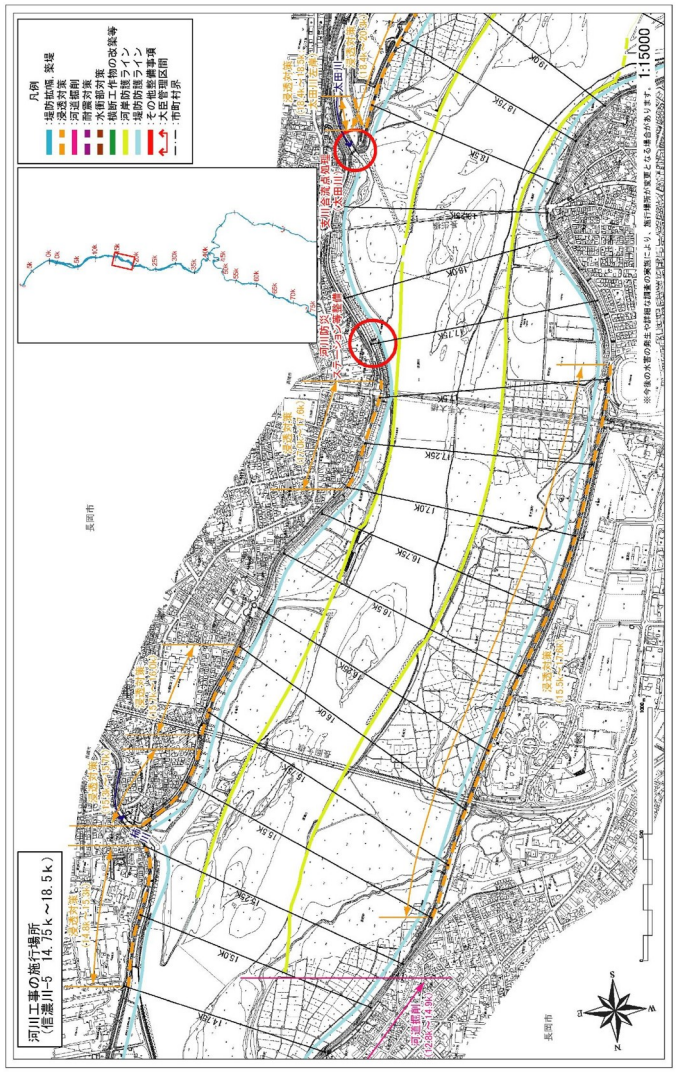

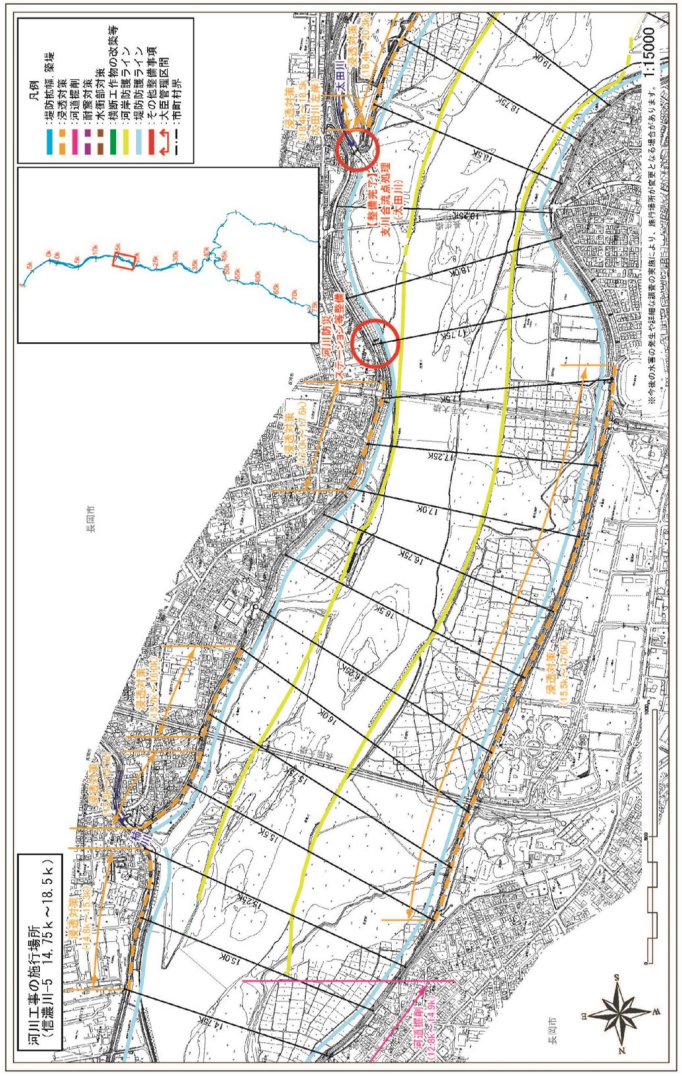

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-12		附図-12	整備計画策定後の整備を反映
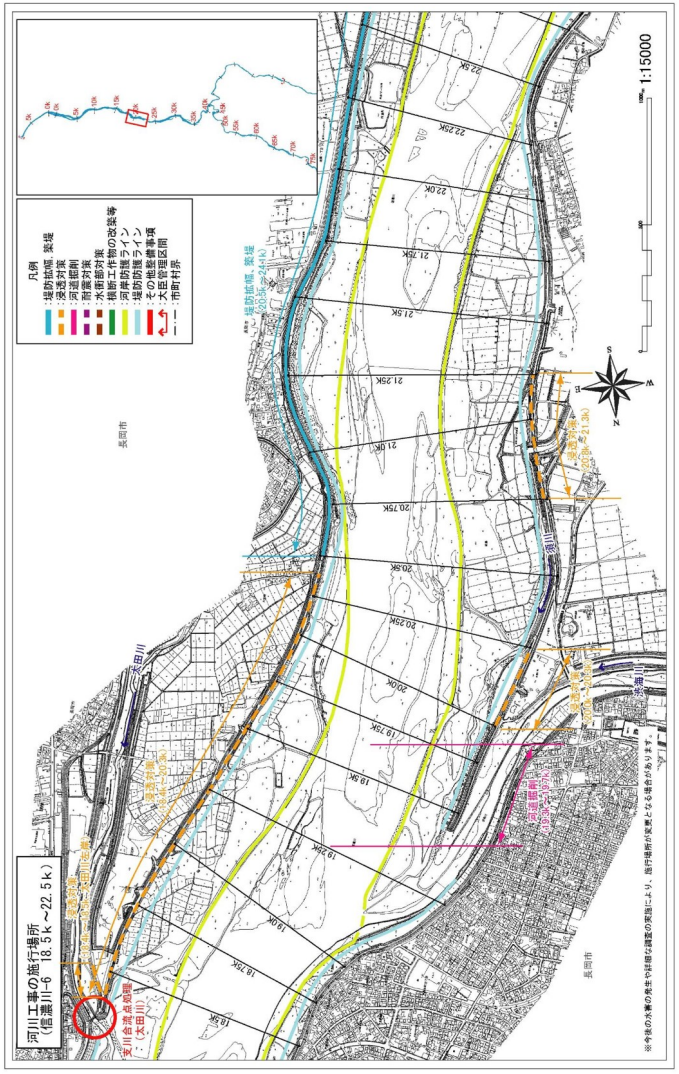		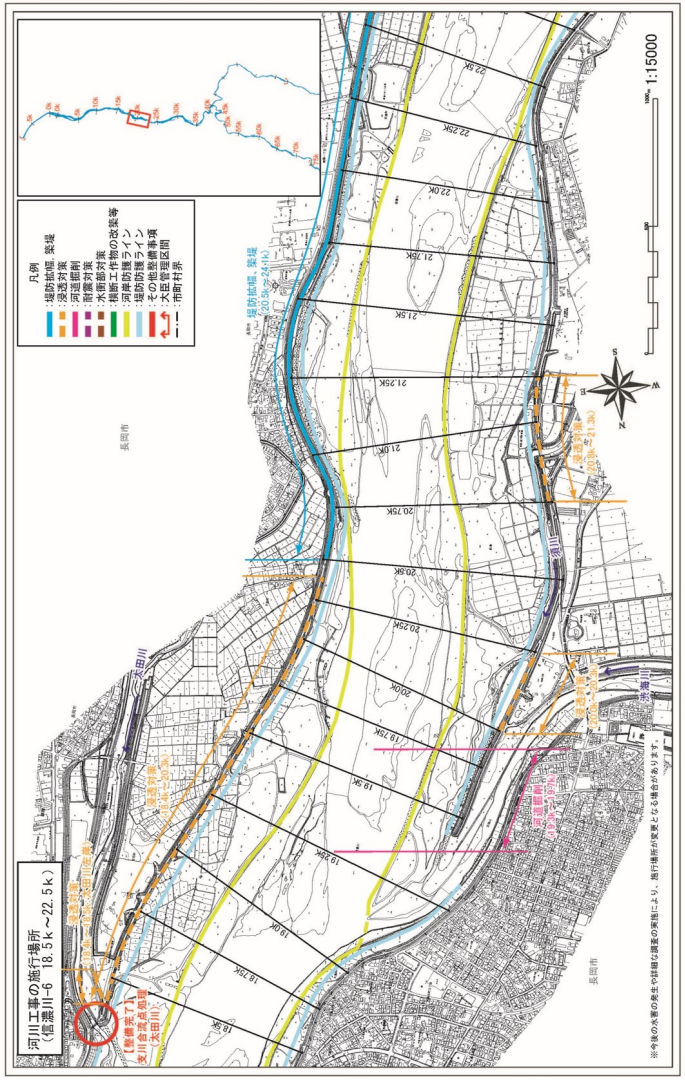	

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-14		附図-14	整備計画策定後の整備を反映

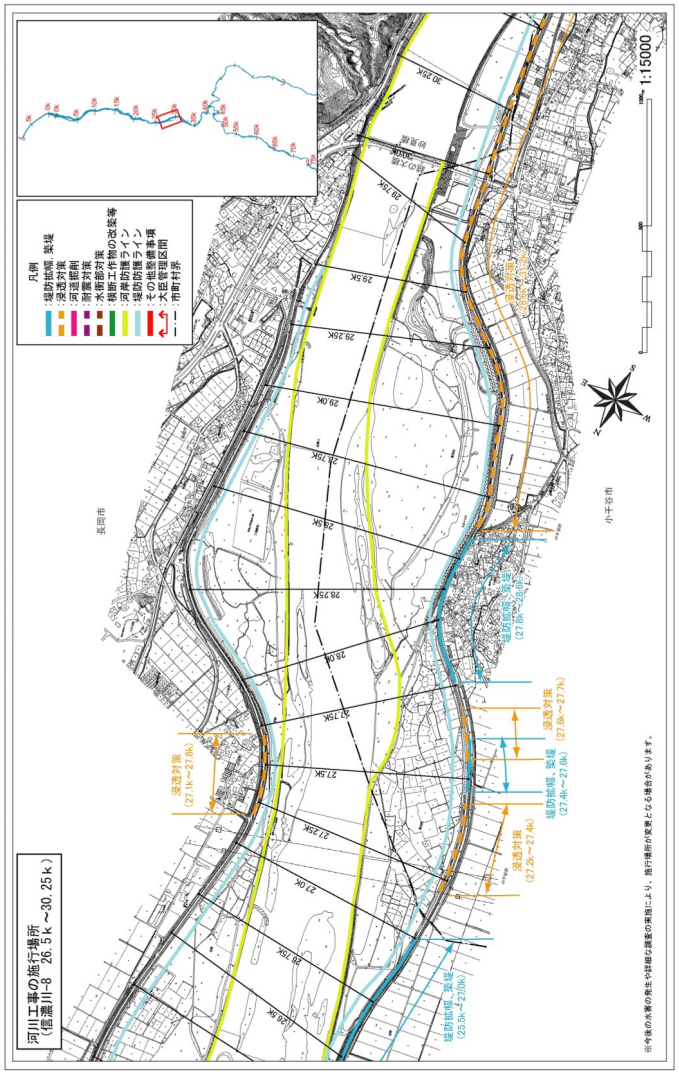

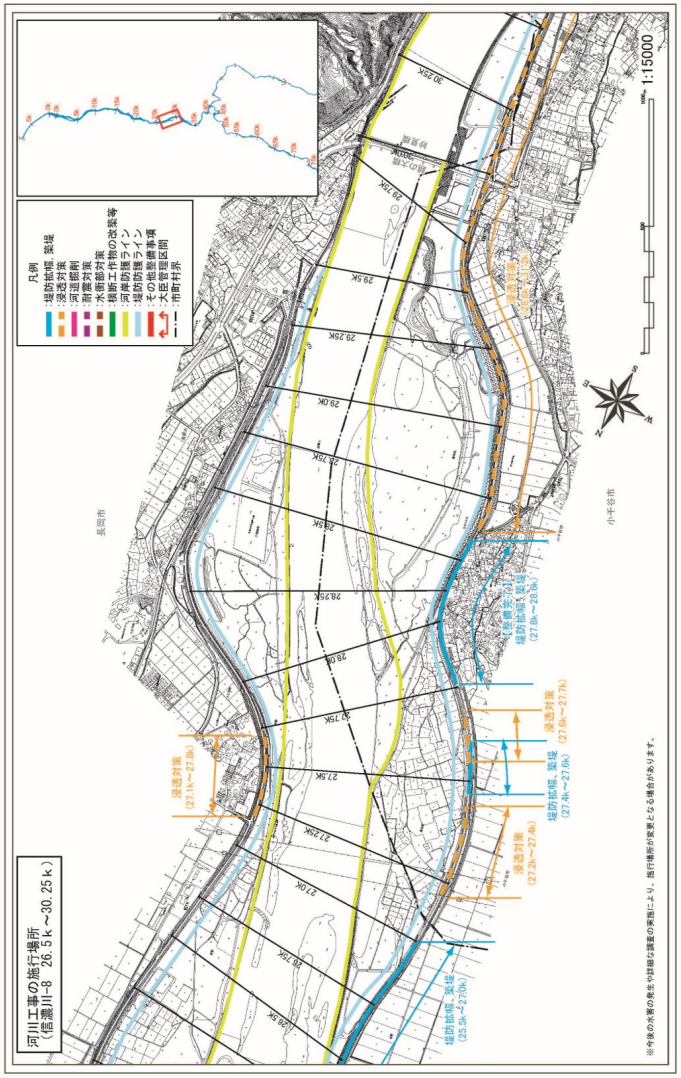

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-16		附図-16	整備計画策定後の整備を反映

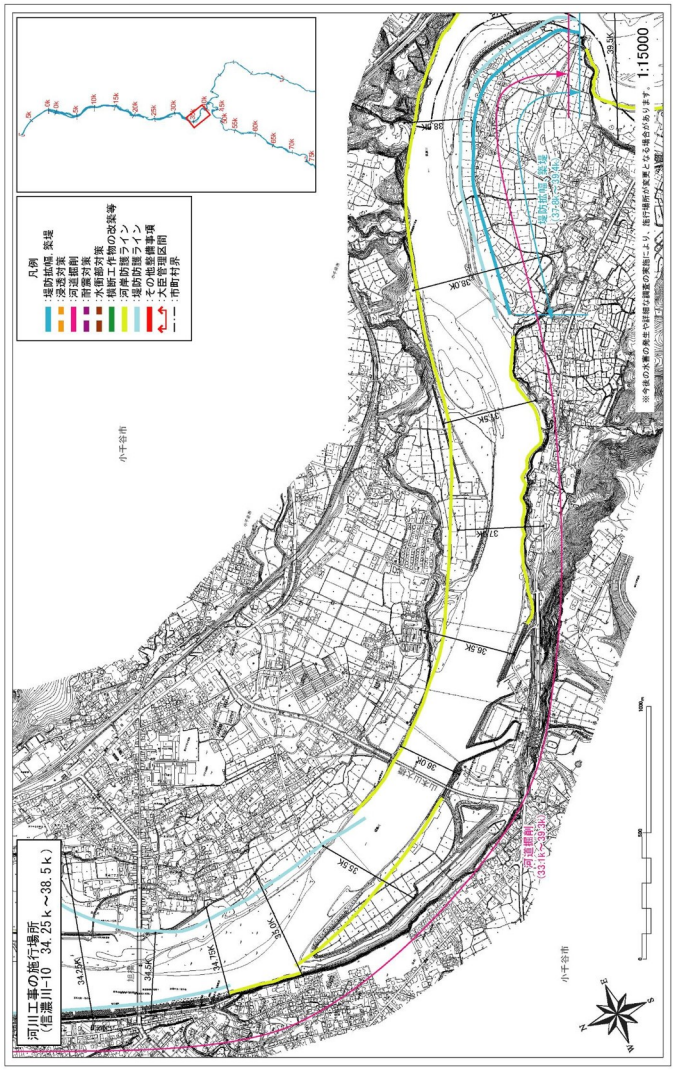

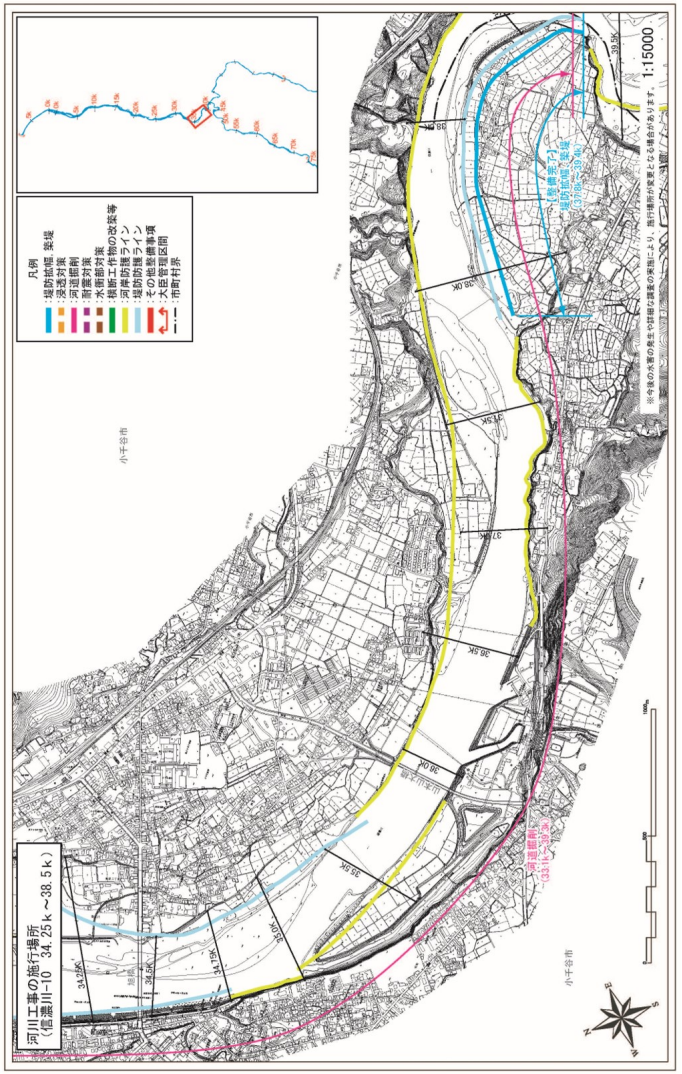

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-17		附図-17	整備計画策定後の整備を反映

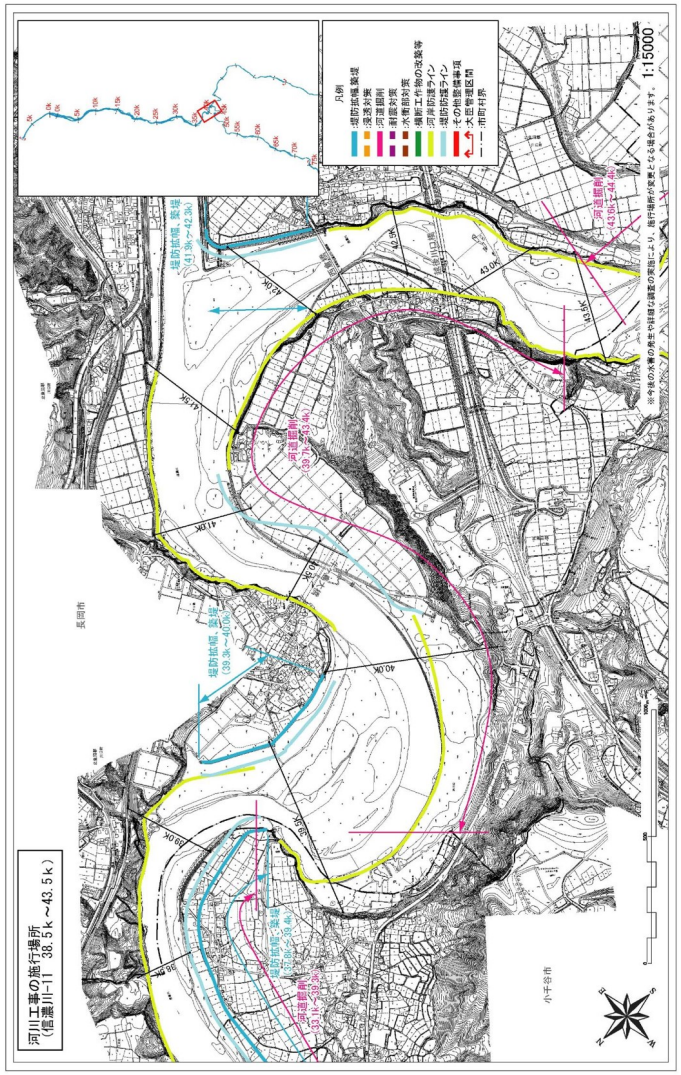

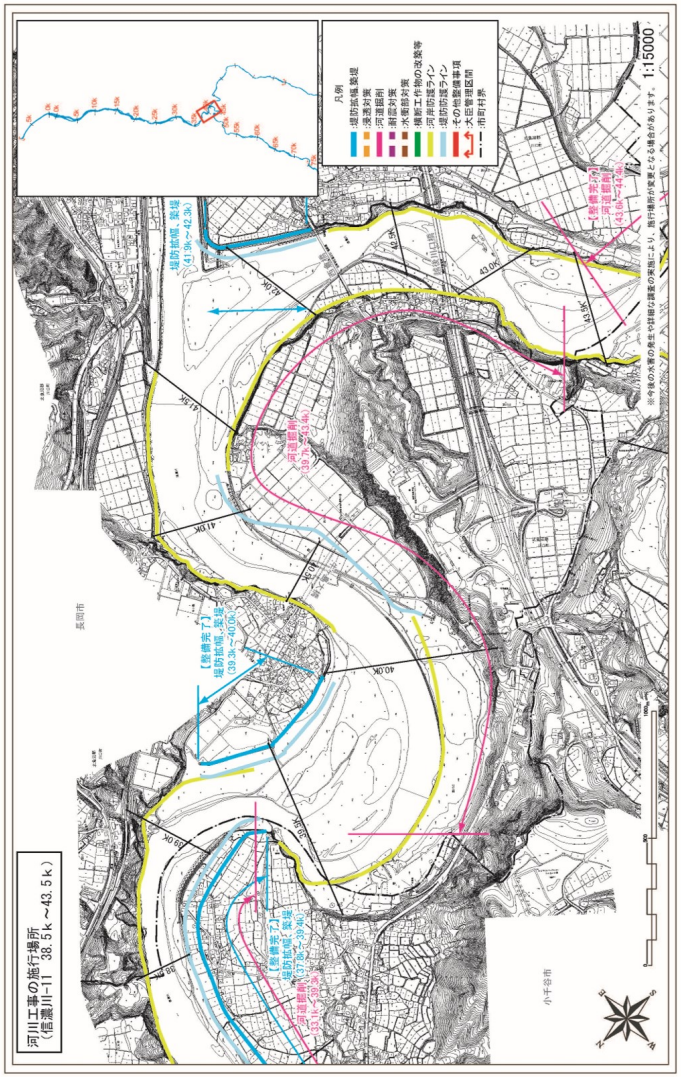

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-18		附図-18	整備計画策定後の整備を反映

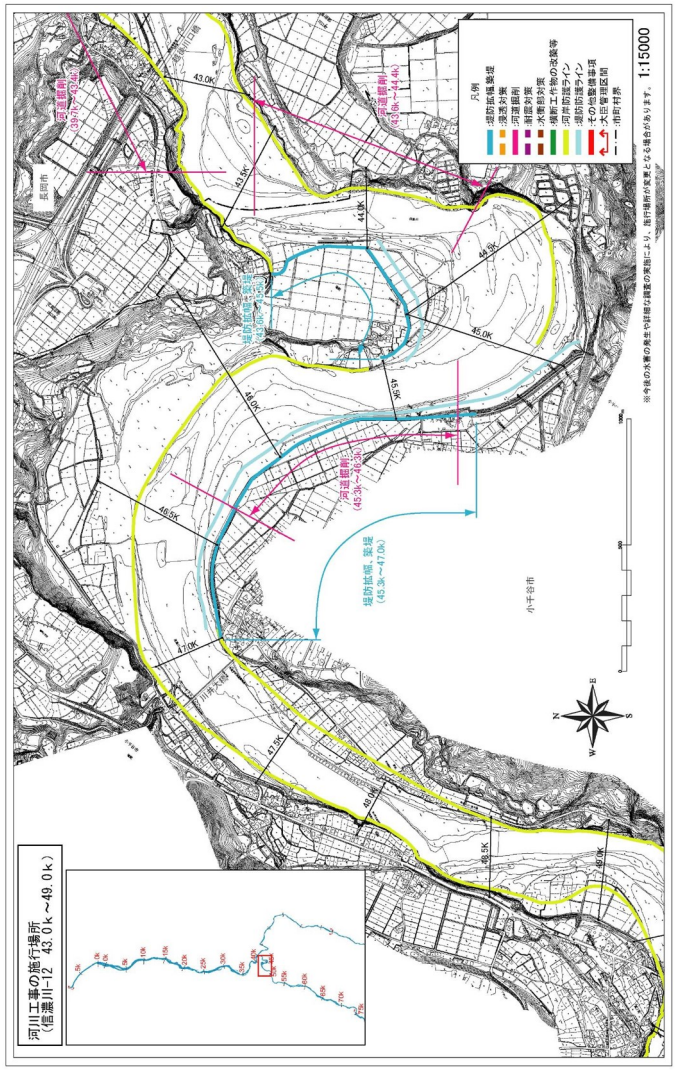

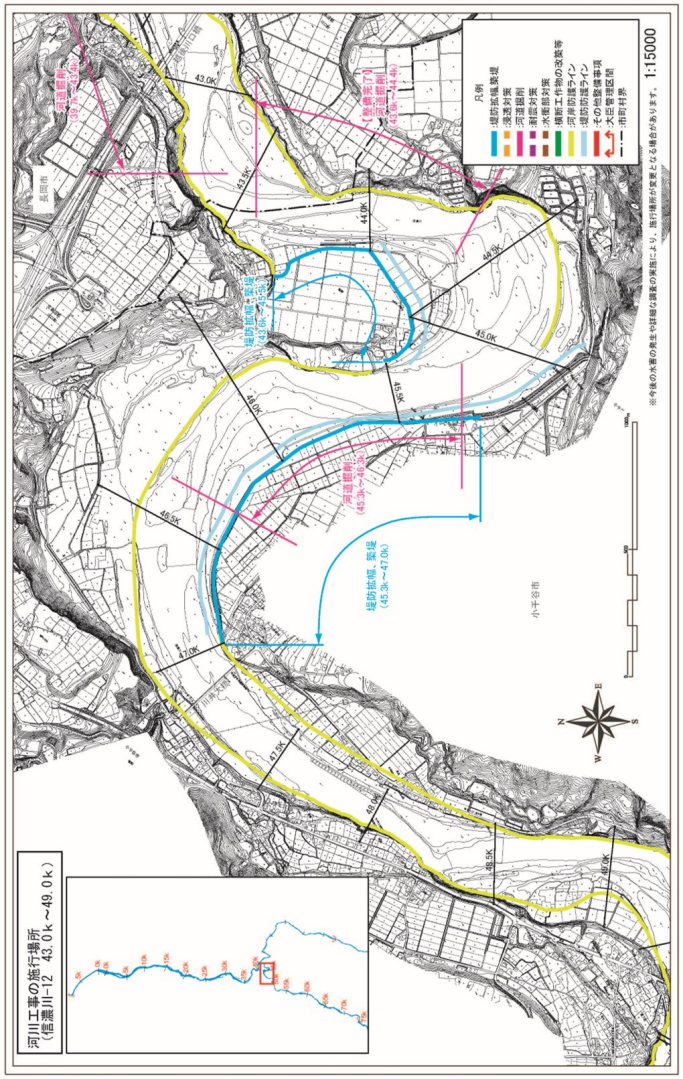

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-22		附図-22	整備計画策定後の整備を反映

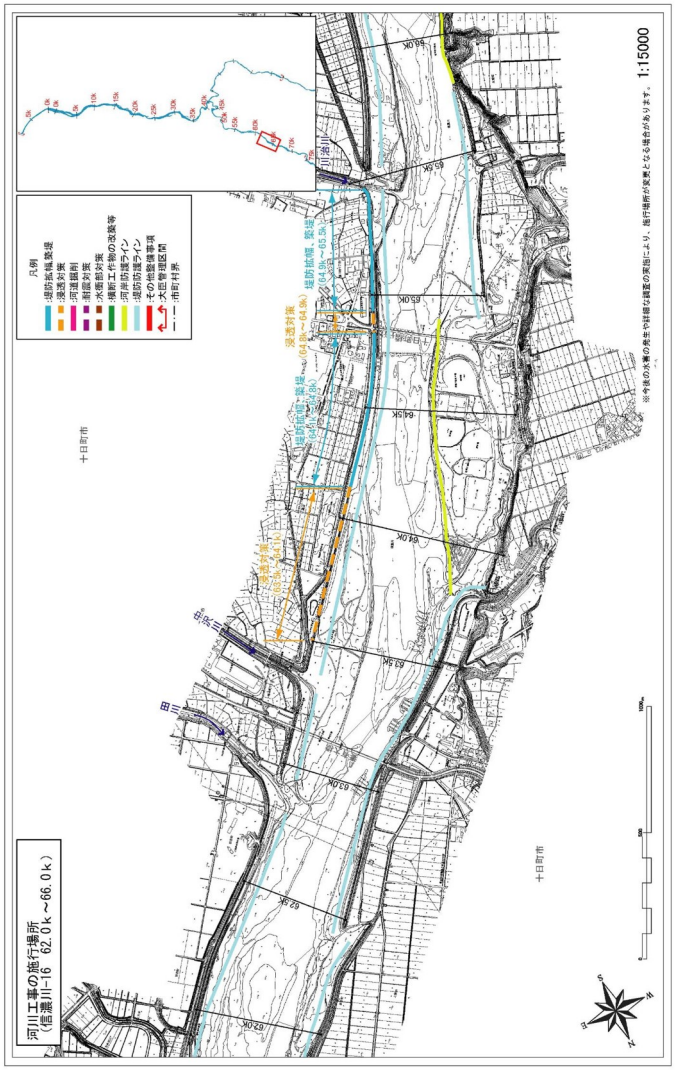

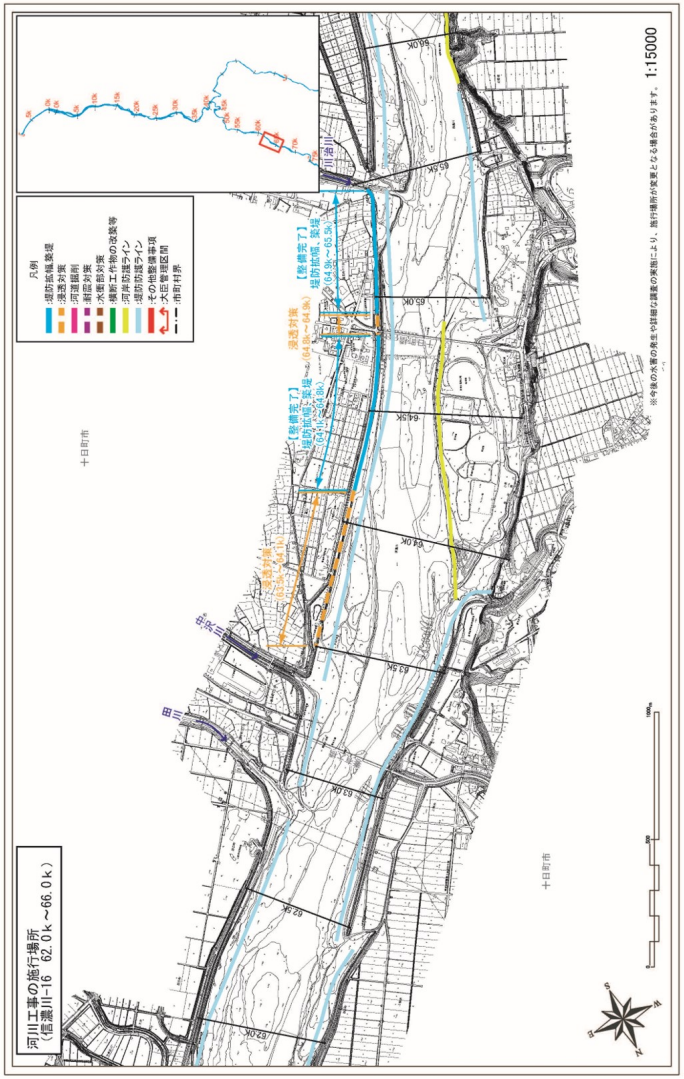

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-25		附図-25	整備計画策定後の整備を反映

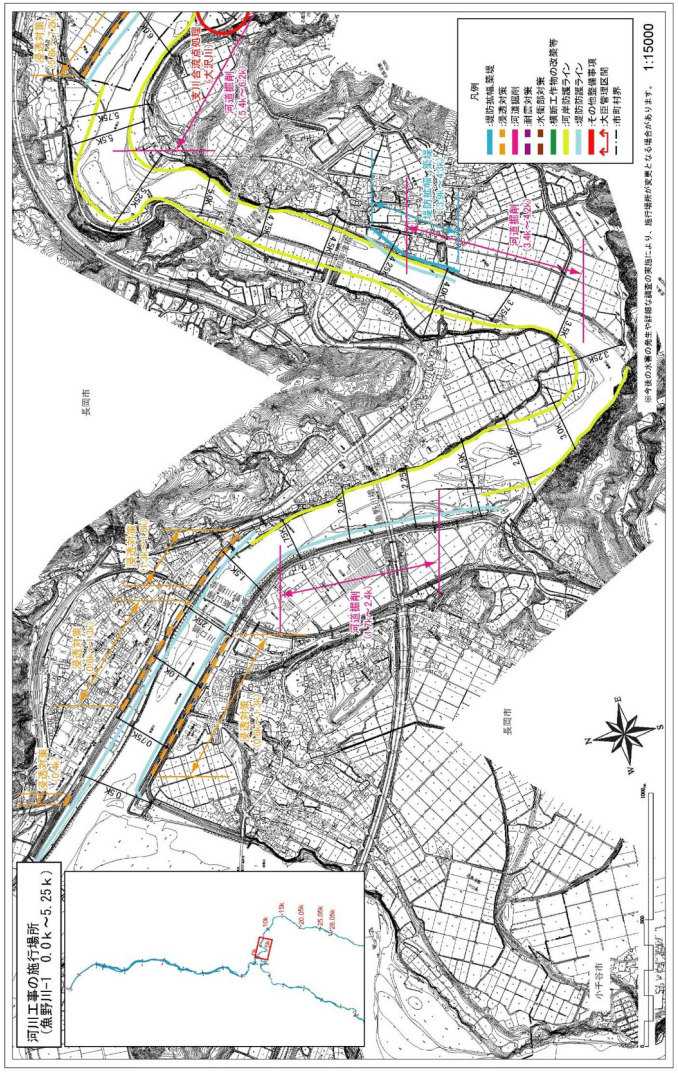

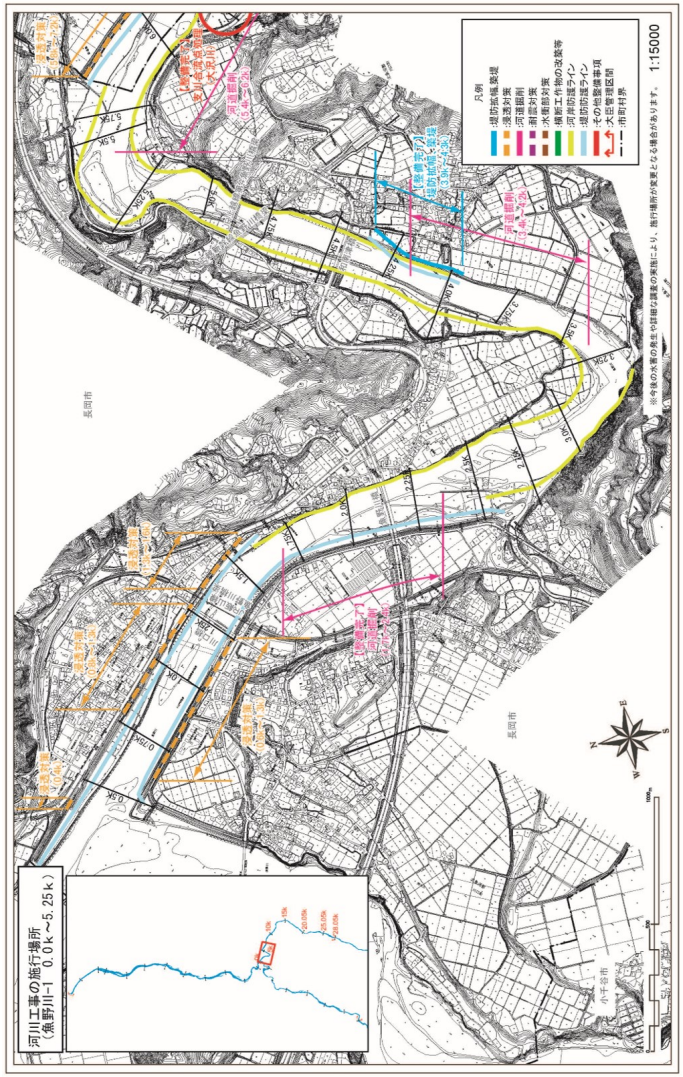

ページ番号	【附図[中流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[中流部]】 令和元年8月変更
附図-26		附図-26	整備計画策定後の整備を反映

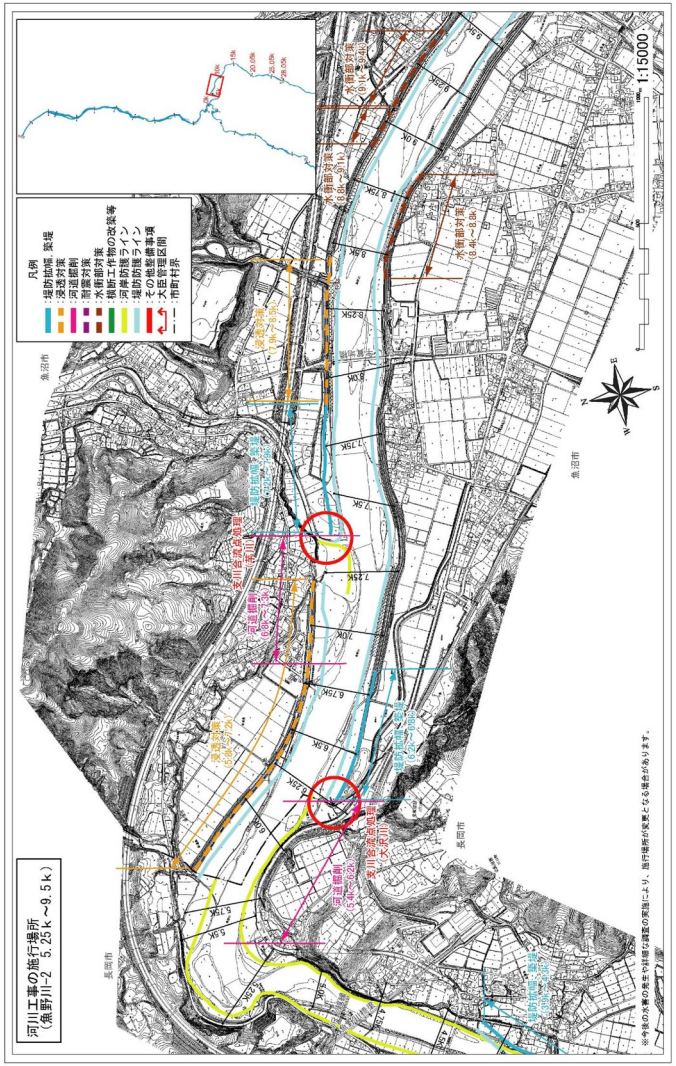

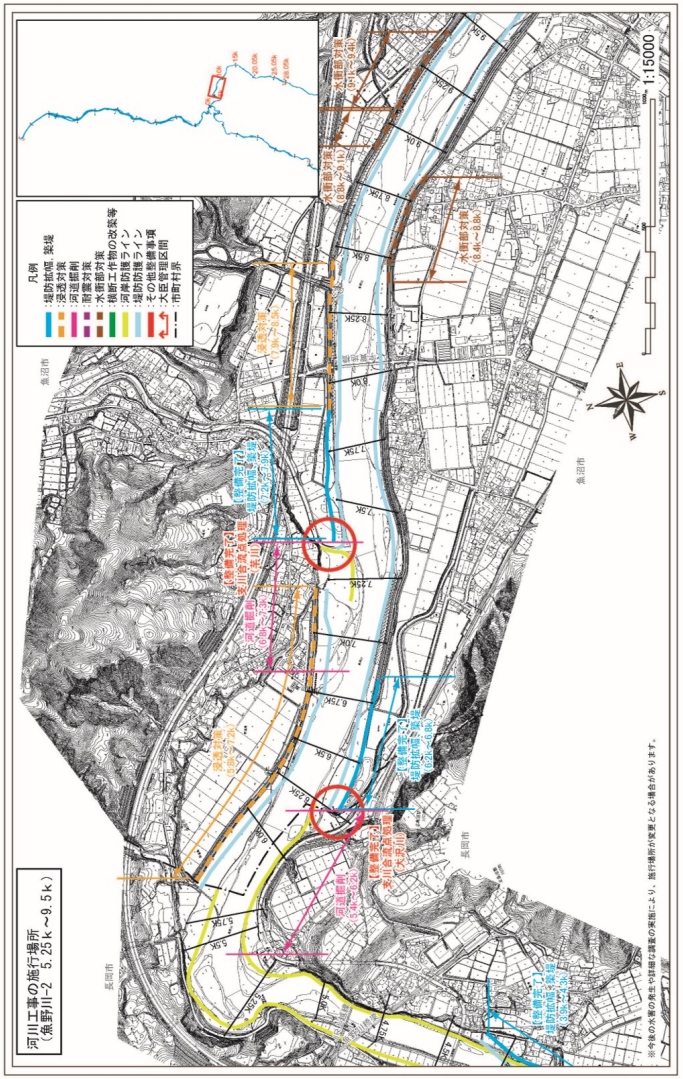

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更

信濃川水系河川整備計画（附図）
［下流部］

・信濃川（下流部）平面図・・・・・・・・・・附図－1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－4
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－5
・信濃川（下流部）縦断図・・・・・・・・・・附図－21
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・附図－23

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を、具体的に示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

信濃川水系河川整備計画（附図）
［下流部］

・信濃川（下流部）平面図・・・・・・・・・・附図－1
・信濃川水系河川整備計画での整備一覧表・・・附図－2
・信濃川水系河川整備計画施行箇所位置図・・・附図－4
・信濃川水系河川整備計画施行箇所詳細図・・・附図－5
・信濃川（下流部）縦断図・・・・・・・・・・附図－21
・主要地点横断図・・・・・・・・・・・・・・附図－23

平成２６年１月　策定
令和　元年８月　変更

※本附図は、信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）について、河川基盤地図、河川横断測量図を基に整備箇所の範囲、断面形を、具体的に示したものです。詳細な位置や構造等については、今後の詳細設計を経て決定するので、最終的なものではありません。

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-2		附図-2	整備計画策定後の整備を反映

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［下流部］

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
関屋分水路	新潟市西区関屋堀割町地先（左岸） 新潟市中央区信濃町地先（右岸）	0.1k 付近	－	耐震対策	新潟大堰
信濃川・関屋分水路	新潟市西区関屋堀割町地先～ 新潟市西区寺地地先（左岸） 新潟市中央区有明台地先～ 新潟市中央区美咲町地先（右岸）	0.1k～2.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市中央区網川原地先	1.6k 付近	－	耐震対策	信濃川水門
信濃川	新潟市西区小新地先	2.1k 付近	左岸	耐震対策	西川排水機場
信濃川	新潟市中央区美咲町地先～ 新潟市江南区楚川地先	2.5k～6.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	新潟市中央区太右エ門新田地先	4.2k 付近	右岸	耐震対策	鳥屋野潟排水機場
信濃川	新潟市西区善久地先～ 新潟市西区大野町地先	6.0k 付近	左岸	支川合流点処理	中ノ口川
信濃川	新潟市西区善久地先	5.9k～6.5k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	新潟市南区鷲ノ木新田地先	7.1k 付近	左岸	耐震対策	鷲ノ木水門
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先	11.6k 付近	右岸	耐震対策	覚路津水門
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先～ 新潟市秋葉区子成場地先	11.9k～17.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区犬帰新田地先～ 新潟市南区大郷地先	12.7k～13.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区大郷地先～ 新潟市南区赤渋地先	14.1k～16.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区堀掛地先～ 新潟市南区下八枚地先	17.4k～19.3k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	19.4k～20.0k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区下八枚地先～ 新潟市南区菱潟地先	19.9k～24.3k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区水田地先	23.6k 付近	右岸	耐震対策	五社川水門
信濃川	田上町曽根新田地先～ 田上町横場新田地先	23.9k～25.5k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区水田地先	24.0k 付近	右岸	耐震対策	才歩川水門
信濃川	田上町横場新田地先～ 田上町保明新田地先	26.8k～28.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区庄瀬地先～ 加茂市五反田地先	27.7k～29.5k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	田上町保明新田地先	28.8k 付近	右岸	支川合流点処理	加茂川
信濃川	加茂市加茂新田地先～ 加茂市山島新田地先	30.6k～32.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	加茂市前須田地先	30.9k～31.2k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	加茂市鵜森地先～ 三条市井戸場地先	31.9k～32.3k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～32.8k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～33.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	加茂市山島新田地先～ 加茂市加茂新田地先	32.6k～32.9k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	加茂市天神林地先～ 三条市柳場新田地先	33.3k～33.8k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［下流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
関屋分水路	新潟市西区関屋堀割町地先（左岸） 新潟市中央区信濃町地先（右岸）	0.1k 付近	－	耐震対策	新潟大堰
信濃川・関屋分水路	新潟市西区関屋堀割町地先～ 新潟市西区寺地地先（左岸） 新潟市中央区有明台地先～ 新潟市中央区美咲町地先（右岸）	0.1k～2.5k 付近	－	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市中央区網川原地先	1.6k 付近	右岸	耐震対策	信濃川水門
信濃川	新潟市西区小新地先	2.1k 付近	左岸	耐震対策	西川排水機場
信濃川	新潟市中央区美咲町地先～ 新潟市江南区楚川地先	2.5k～6.1k 付近	右岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	新潟市中央区太右エ門新田地先	4.2k 付近	右岸	耐震対策	鳥屋野潟排水機場
信濃川	新潟市西区善久地先～ 新潟市西区大野町地先	6.0k 付近	左岸	支川合流点処理	中ノ口川
信濃川	新潟市西区善久地先	5.9k～6.5k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	新潟市南区鷲ノ木新田地先	7.1k 付近	左岸	耐震対策	鷲ノ木水門
信濃川	新潟市江南区天野地先	7.9k 付近	右岸	河川防災ステーション整備	
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先	11.6k 付近	右岸	耐震対策	覚路津水門
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先～ 新潟市秋葉区子成場地先	11.9k～17.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区犬帰新田地先～ 新潟市南区大郷地先	12.7k～13.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区大郷地先～ 新潟市南区赤渋地先	14.1k～16.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区堀掛地先～ 新潟市南区下八枚地先	17.4k～19.3k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	19.4k～20.0k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区下八枚地先～ 新潟市南区菱潟地先	19.9k～24.3k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	20.5k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	新潟市南区戸石地先（左岸） 新潟市秋葉区小須戸地先（右岸）	20.5k 付近	－	橋梁架替	小須戸橋
信濃川	新潟市秋葉区水田地先	23.6k 付近	右岸	耐震対策	五社川水門
信濃川	田上町曽根新田地先～ 田上町横場新田地先	23.9k～25.5k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	田上町大字田上字滝沢丁地先	24.0k 付近	右岸	耐震対策	才歩川水門
信濃川	田上町横場新田地先～ 田上町保明新田地先	26.8k～28.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区庄瀬地先～ 加茂市五反田地先	27.7k～29.5k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	田上町保明新田地先	28.8k 付近	右岸	支川合流点処理	加茂川
信濃川	加茂市加茂新田地先～ 加茂市山島新田地先	30.6k～32.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	加茂市前須田地先	30.9k～31.2k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	加茂市鵜森地先～ 三条市井戸場地先	31.9k～32.3k 付近	左岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～32.8k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～33.6k 付近	左岸	浸透対策	浸透に対して堤防の安全性を確保するため
信濃川	加茂市山島新田地先～ 加茂市加茂新田地先	32.6k～32.9k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため
信濃川	加茂市天神林地先～ 三条市柳場新田地先	33.3k～33.8k 付近	右岸	水衝部対策	洪水による侵食から堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-3		附図-3	整備計画策定後の整備を反映

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［下流部］

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川	三条市柳川新田地先～ 三条市三貫地新田地先	34.6k～36.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市栗林地先	37.1k～38.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市大島地先～ 三条市下須頃地先	38.4k～39.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市石上地先	39.0k～40.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市下須頃地先～ 三条市上須頃地先	40.3k～41.6k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市荒町地先～ 三条市本町地先	40.6k～41.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市上須頃地先	41.0k 付近	左岸	河川防災 ステーション整備	
信濃川	三条市今井地先	43.4k 付近	―	耐震対策	蒲原大堰
信濃川	燕市熊森地先～ 長岡市中条新田地先	46.8k～50.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	燕市熊森地先～ 燕市大川津地先	48.1k～50.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
中ノ口川	燕市道金地先	中ノ口川 34.0k 付近	―	耐震対策	中ノ口川水門
本川下流	新潟市中央区柳島町地先～ 新潟市中央区関新地先（左岸） 新潟市中央区万代島地先～ 新潟市中央区新光町地先（右岸）	3.0k～7.3k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
本川下流	新潟市中央区新光町地先	6.7k～8.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
本川下流	新潟市中央区川岸町地先～ 新潟市中央区関新地先	7.0k～7.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表［下流部］　整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考	
信濃川	三条市柳川新田地先～ 三条市三貫地新田地先	34.6k～36.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市栗林地先	37.1k～38.6k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市大島地先～ 三条市下須頃地先	38.4k～39.2k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市石上地先	39.0k～40.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市下須頃地先～ 三条市上須頃地先	40.3k～41.6k 付近	左岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市荒町地先～ 三条市本町地先	40.6k～41.2k 付近	右岸	河道掘削	河積確保を図るため
信濃川	三条市上須頃地先	41.0k 付近	左岸	河川防災 ステーション整備	
信濃川	三条市今井地先	43.4k 付近	―	耐震対策	蒲原大堰
信濃川	燕市熊森地先～ 長岡市中条新田地先	46.8k～50.8k 付近	右岸	築堤	築堤するため
信濃川	燕市熊森地先～ 燕市大川津地先	48.1k～50.8k 付近	左岸	築堤	築堤するため
中ノ口川	燕市道金地先	中ノ口川 34.0k 付近	―	耐震対策	中ノ口川水門
本川下流	新潟市中央区柳島町地先～ 新潟市中央区関新地先（左岸） 新潟市中央区万代島地先～ 新潟市中央区新光町地先（右岸）	3.0k～7.3k 付近	―	河道掘削	河積確保を図るため
本川下流	新潟市中央区新光町地先	6.7k～8.3k 付近	右岸	築堤	築堤するため
本川下流	新潟市中央区川岸町地先～ 新潟市中央区関新地先	7.0k～7.3k 付近	左岸	築堤	築堤するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-4		附図-4	整備計画策定後の整備を反映

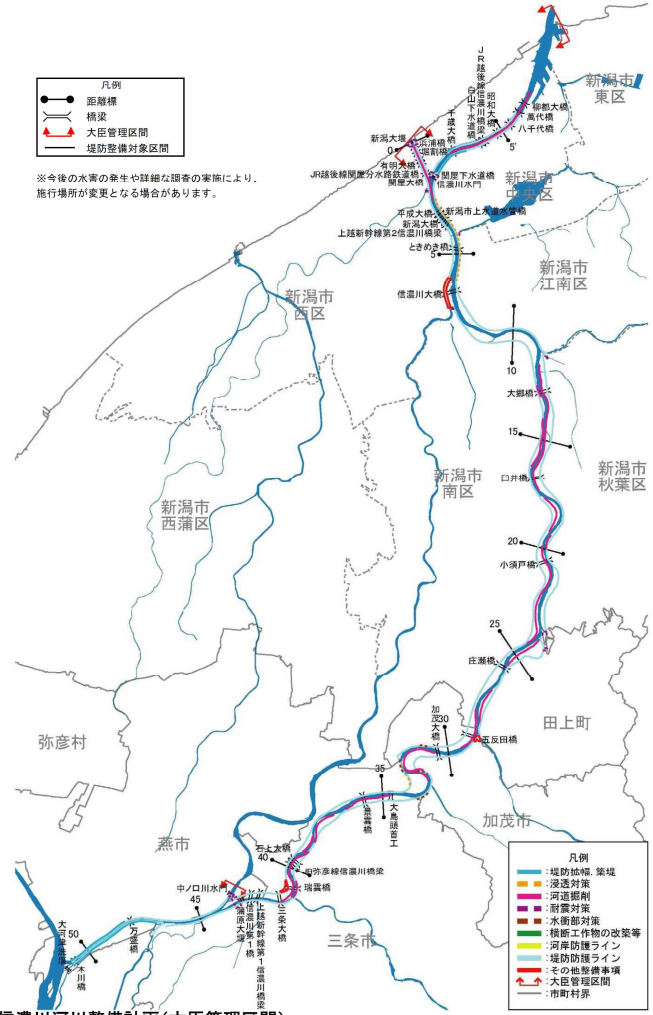

信濃川河川整備計画(大臣管理区間)
施行箇所位置図[下流部]

附図-4

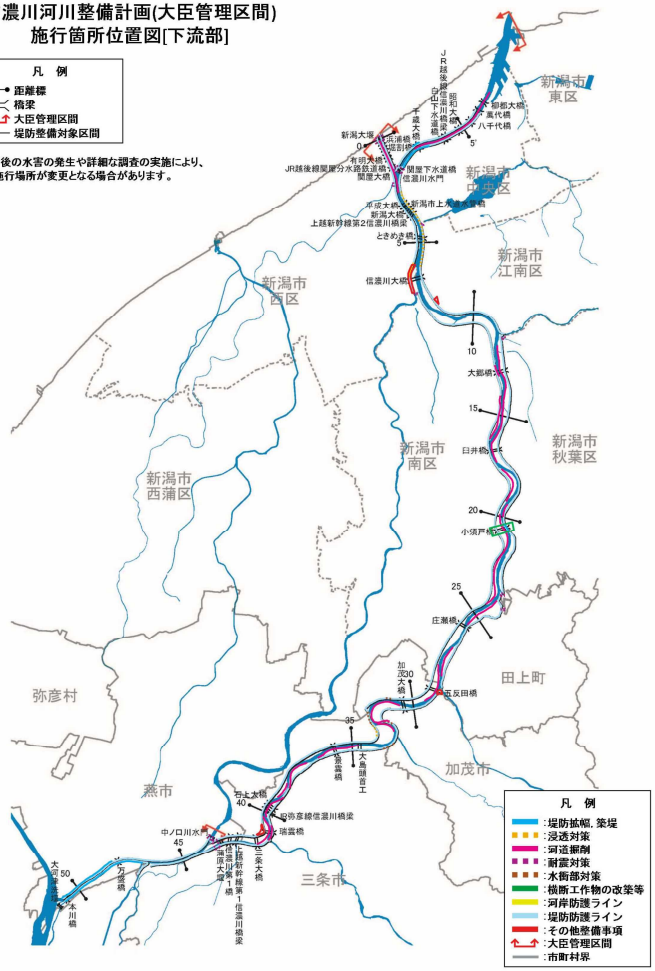

信濃川河川整備計画(大臣管理区間)
施行箇所位置図[下流部]

附図-4

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-5		附図-5	整備計画策定後の整備を反映

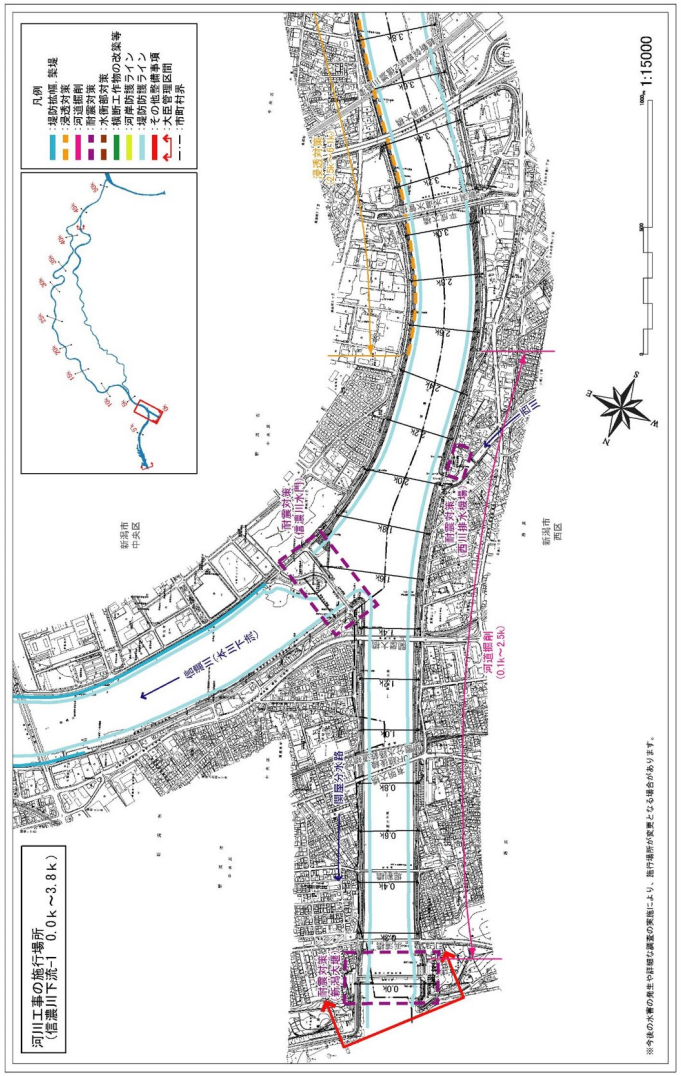

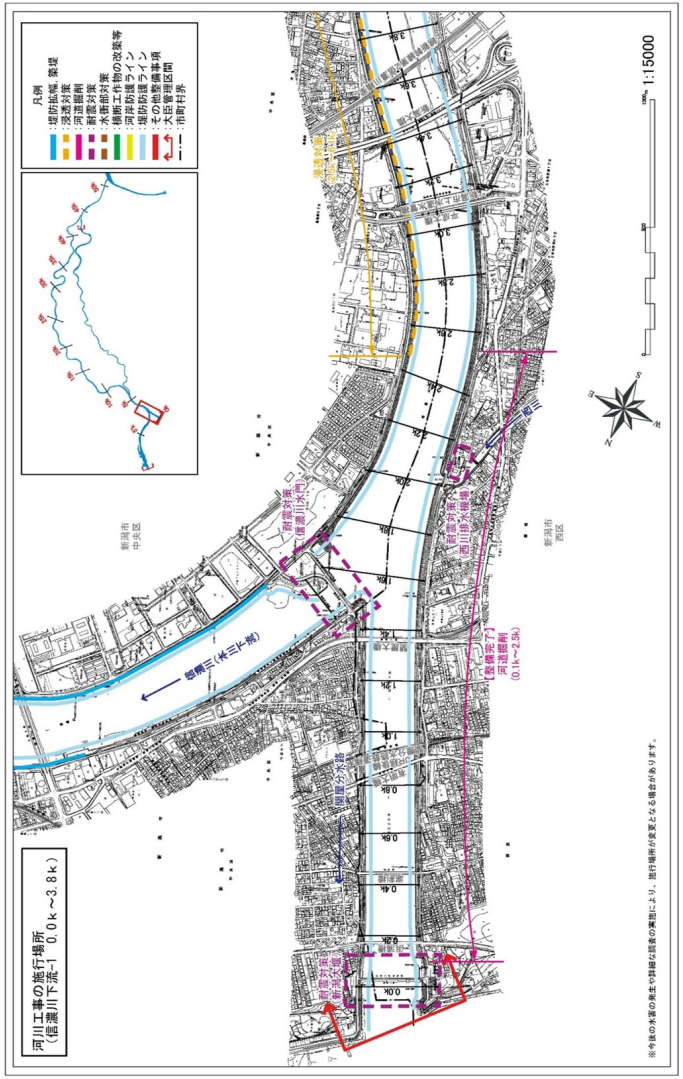

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-6		附図-6	整備計画策定後の整備を反映

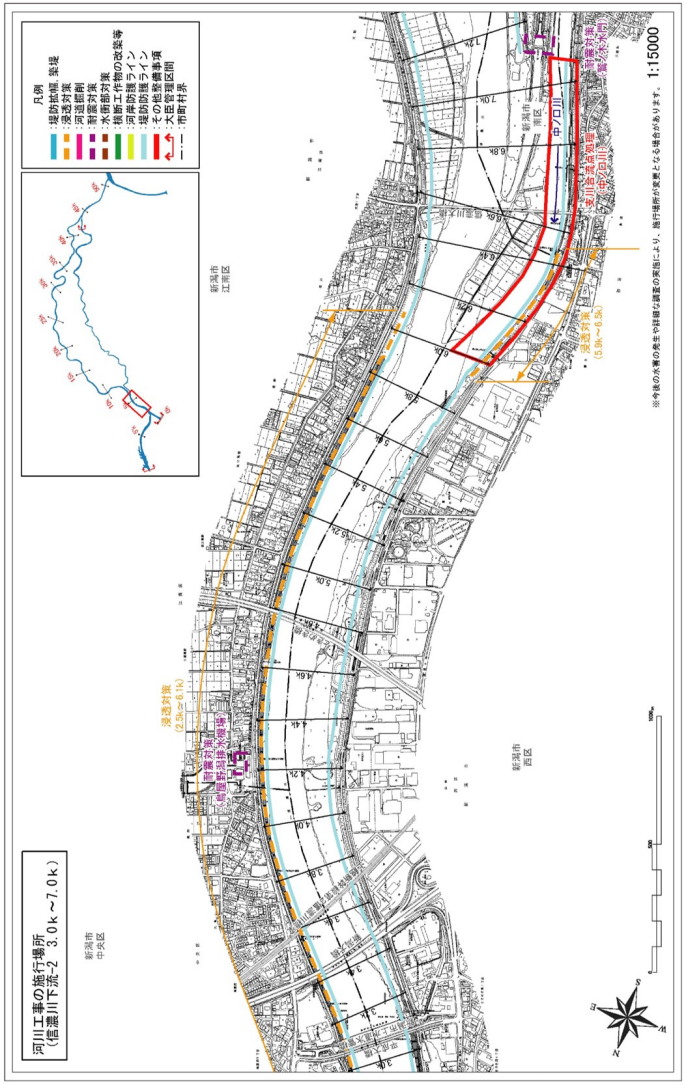

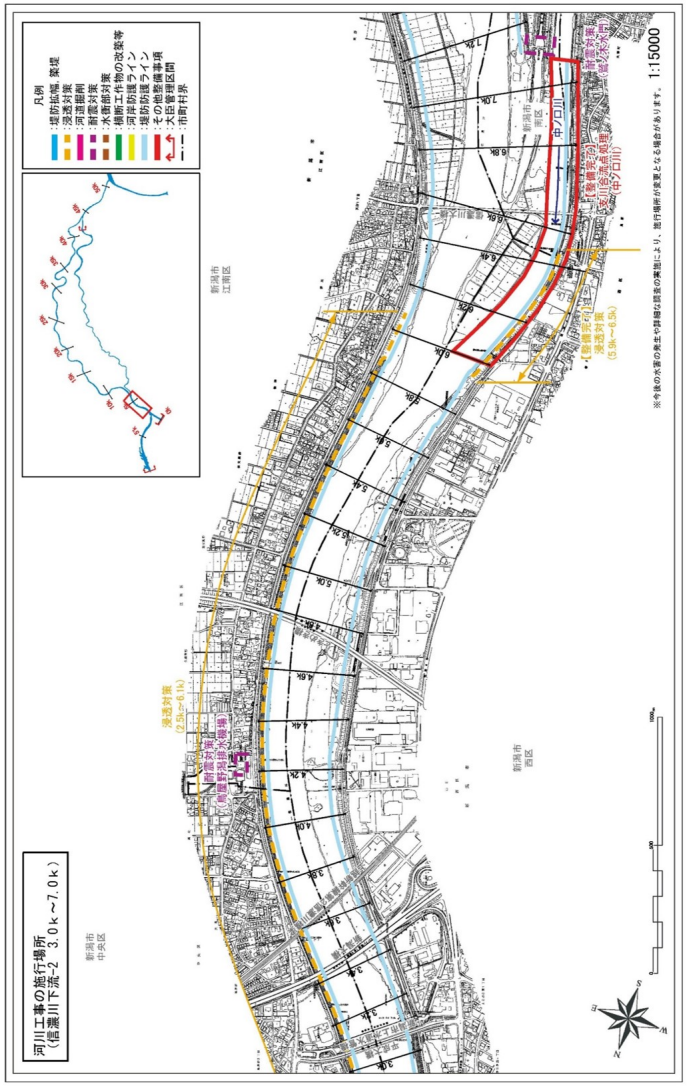

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-7		附図-7	整備計画策定後の整備を反映
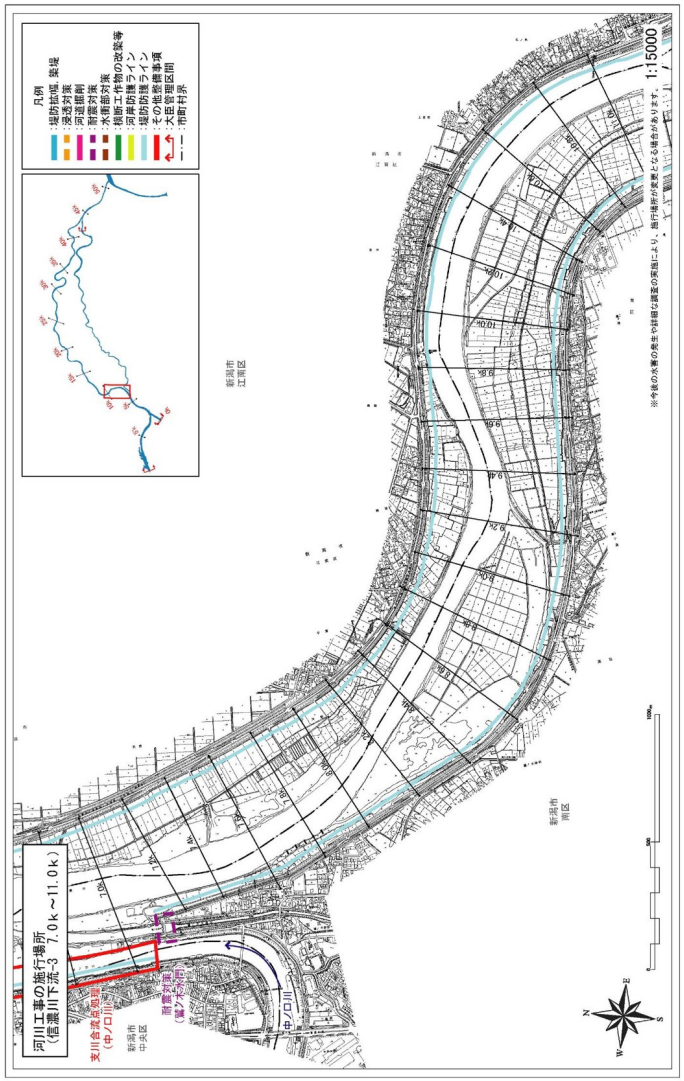		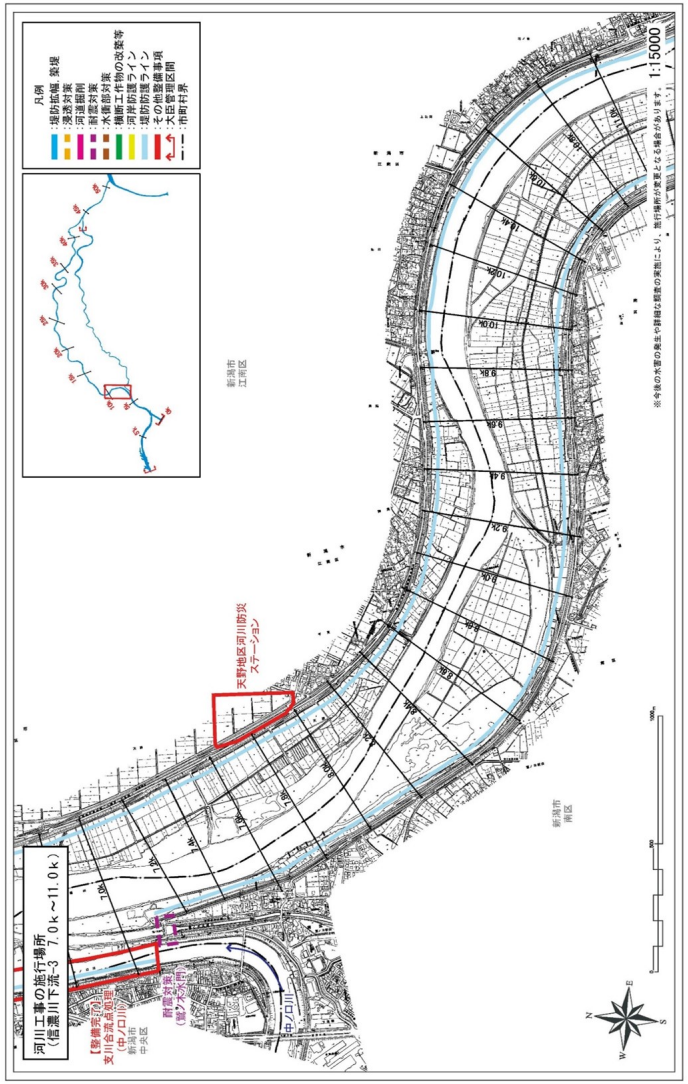	

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-9		附図-9	整備計画策定後の整備を反映

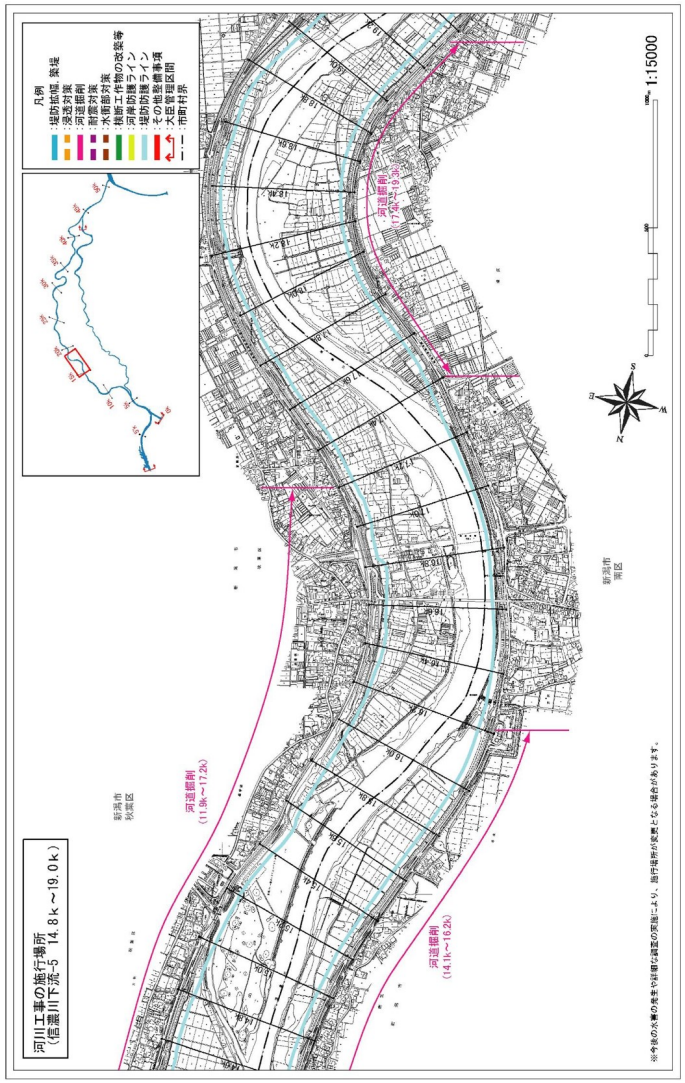

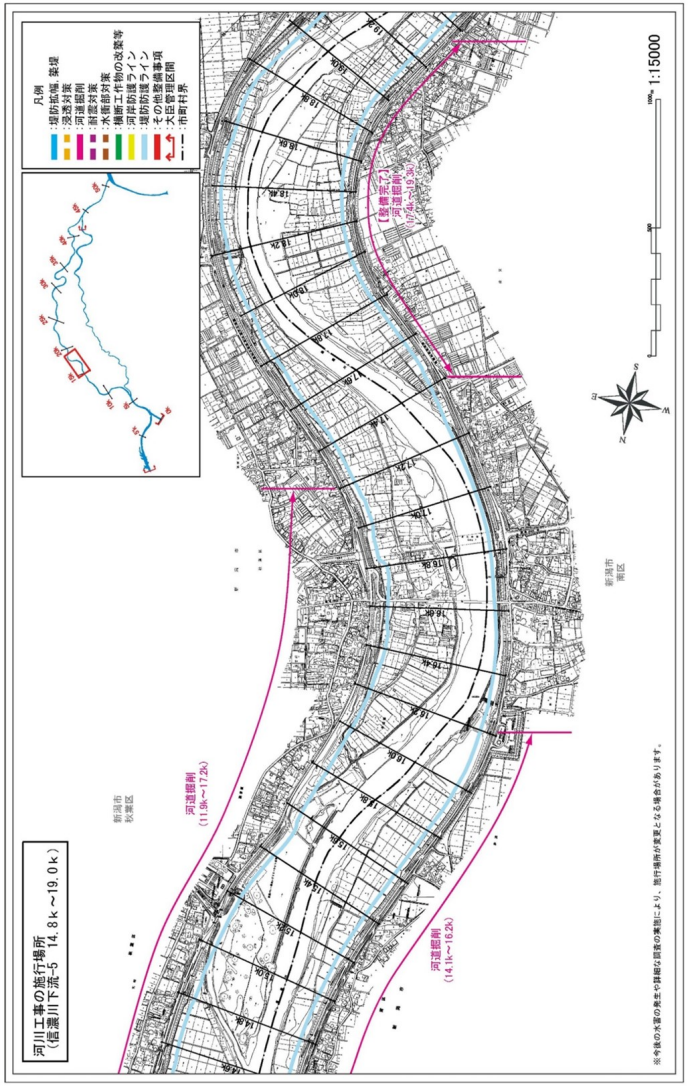

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-10		附図-10	整備計画策定後の整備を反映

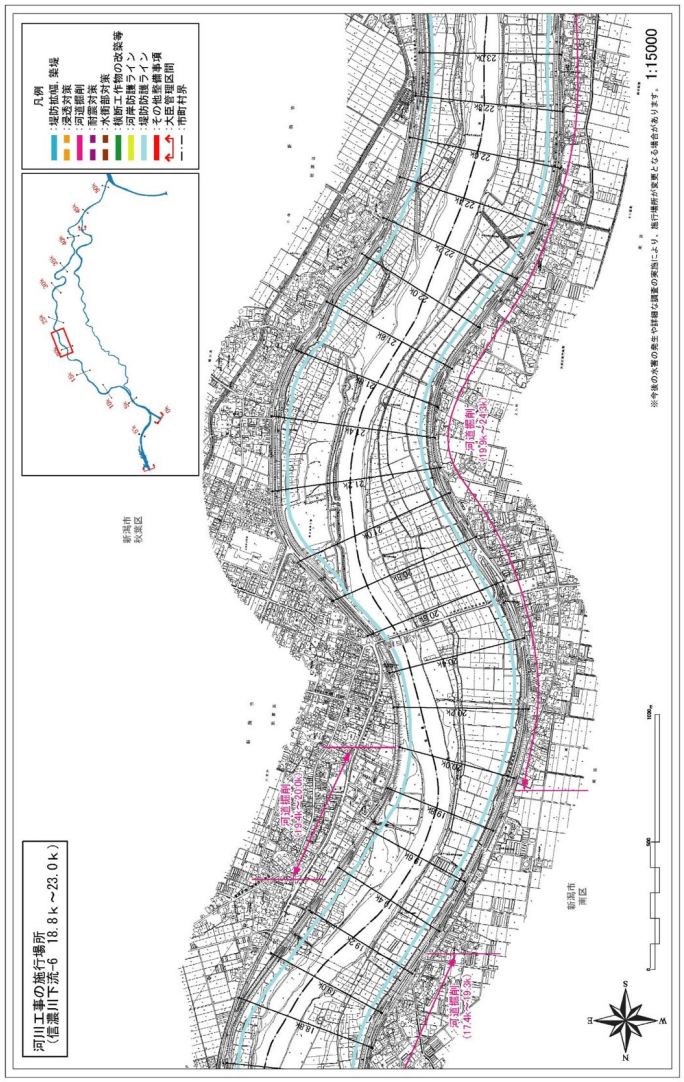

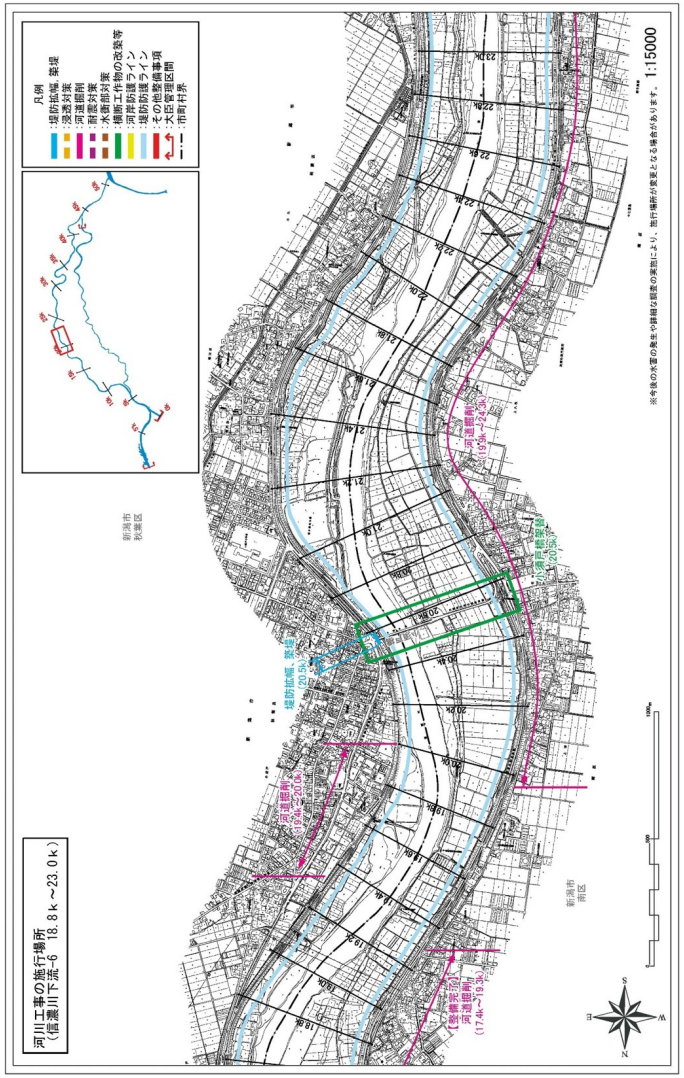

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-12		附図-12	整備計画策定後の整備を反映
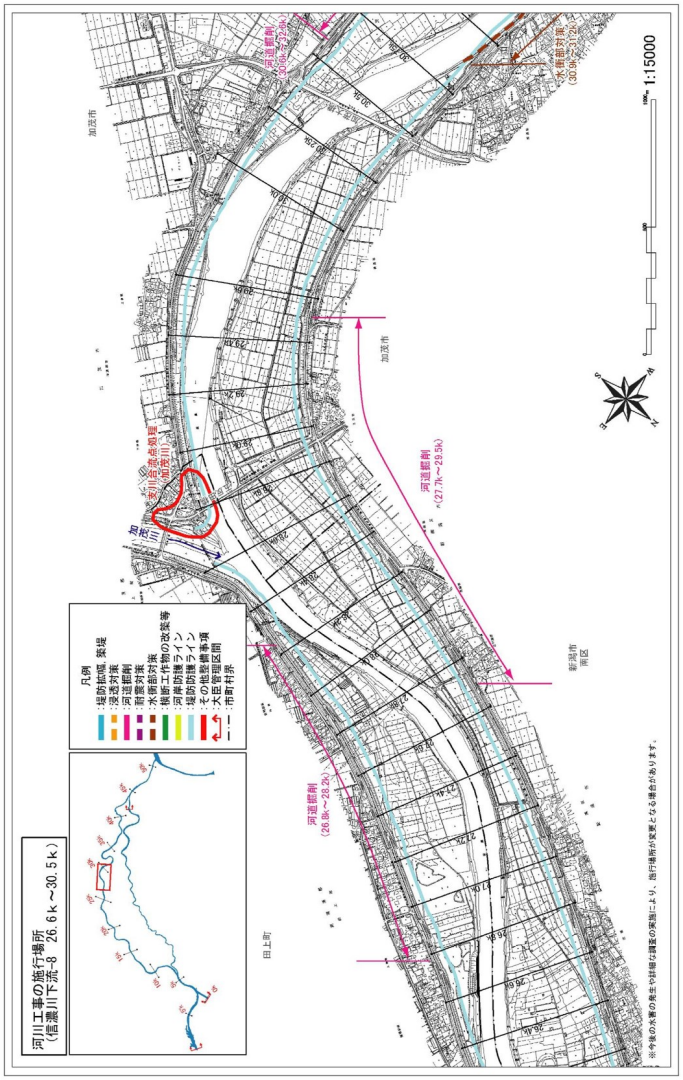		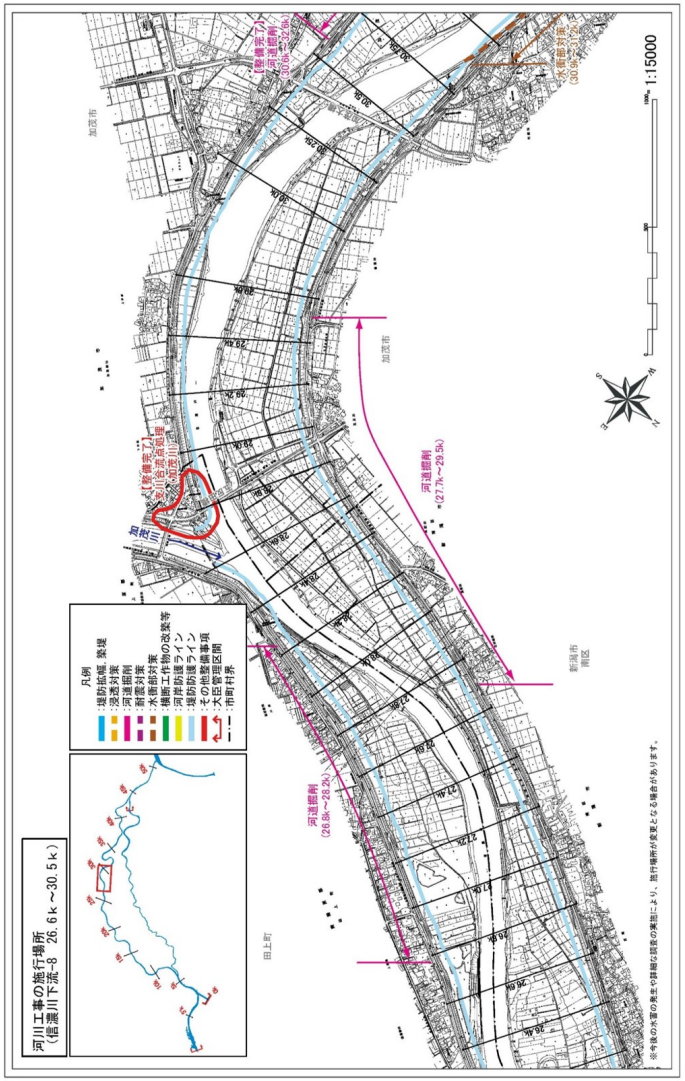	

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-13		附図-13	整備計画策定後の整備を反映

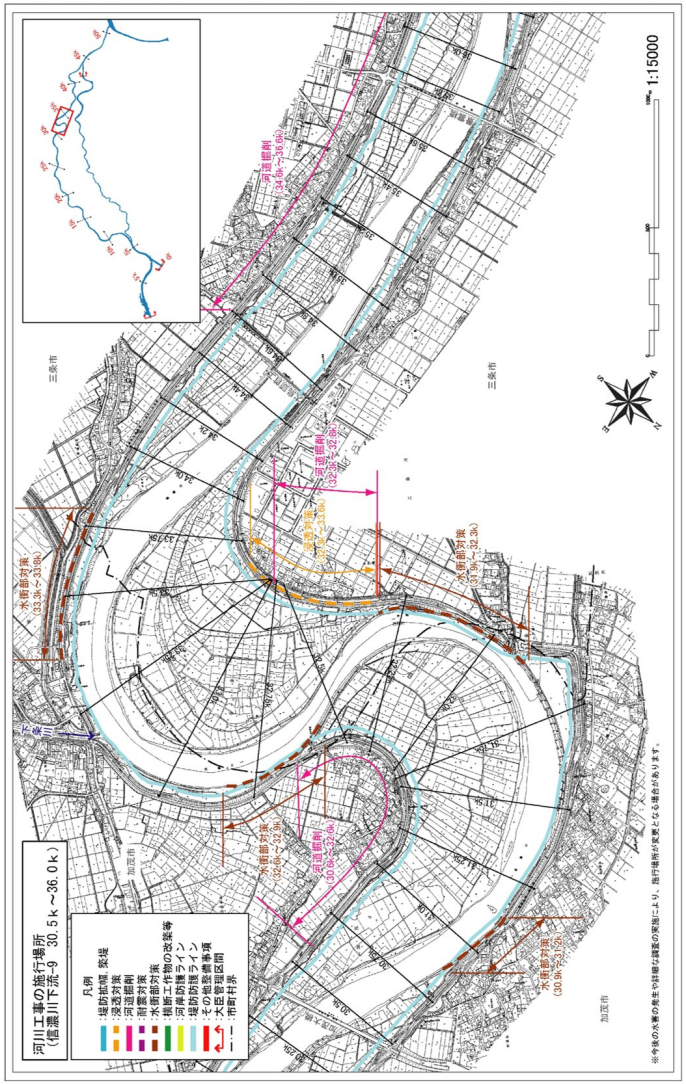

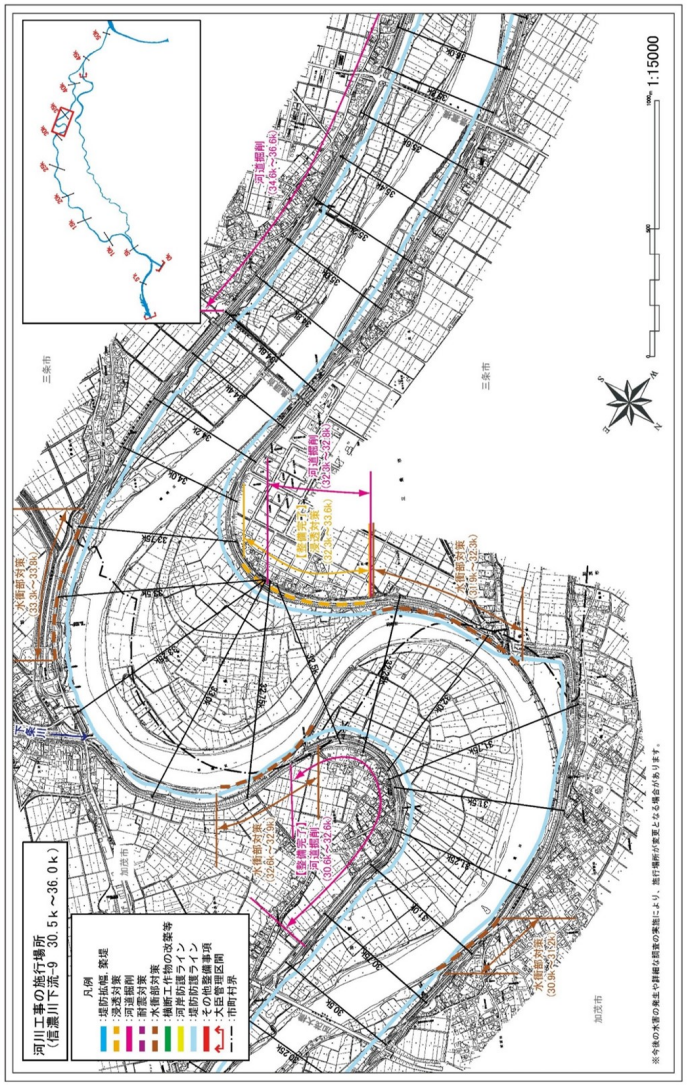

ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-15		附図-15	整備計画策定後の整備を反映
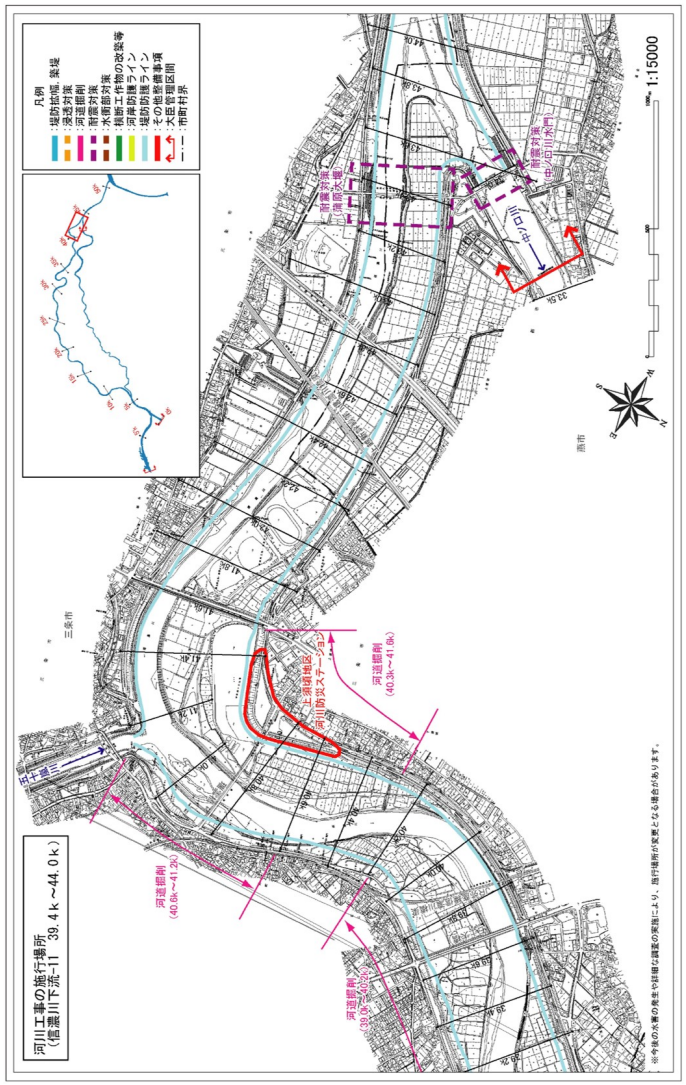		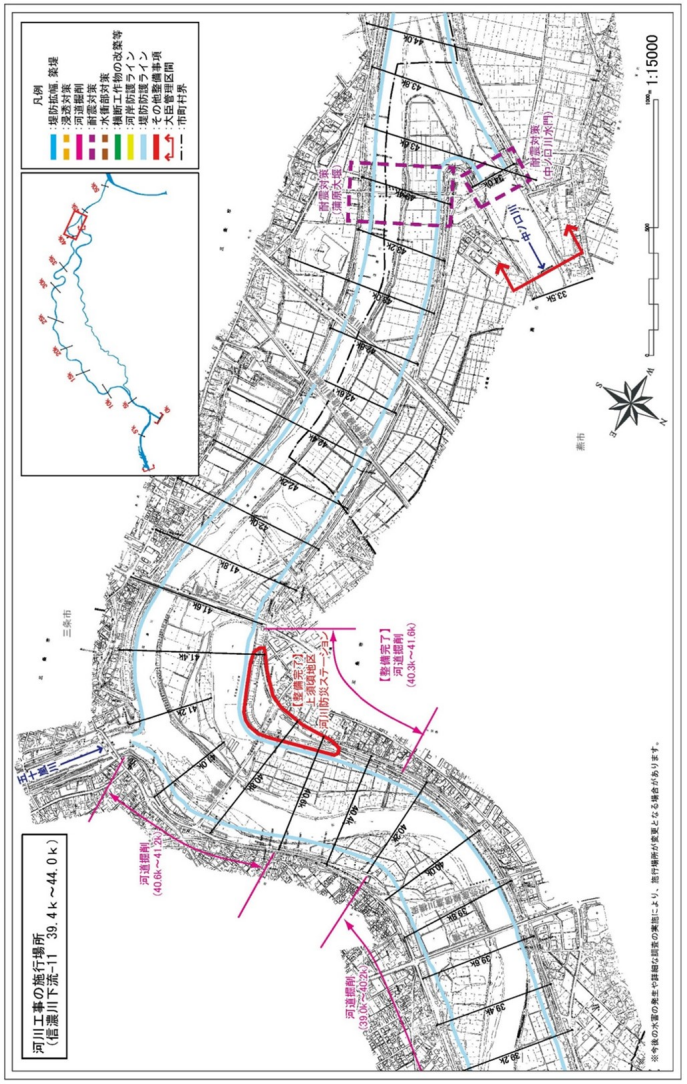	
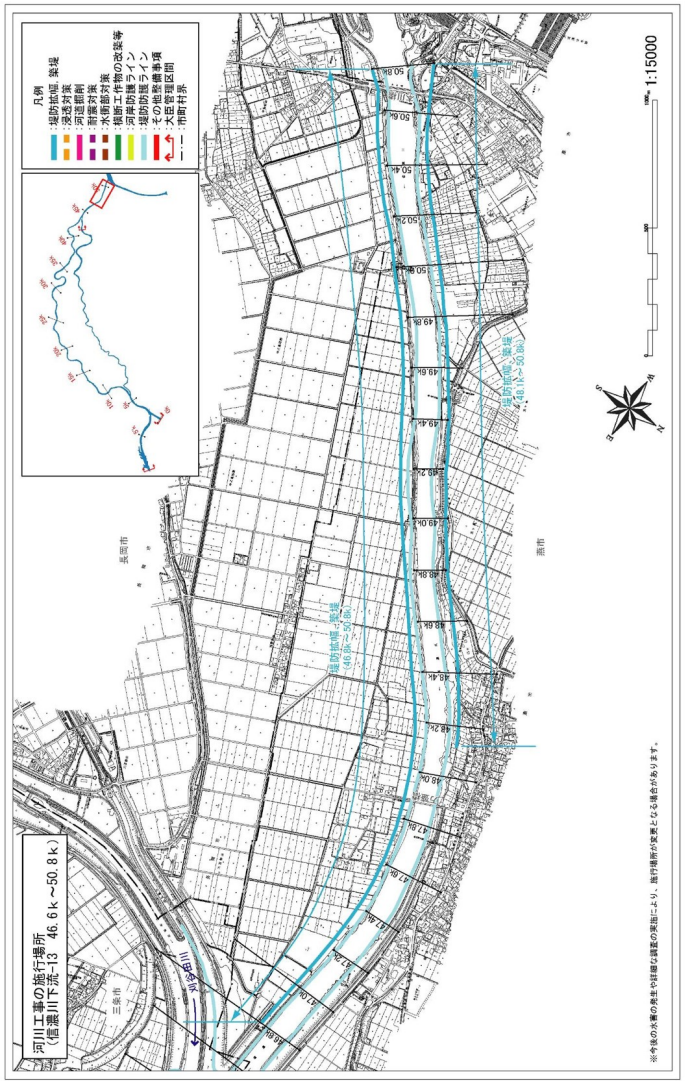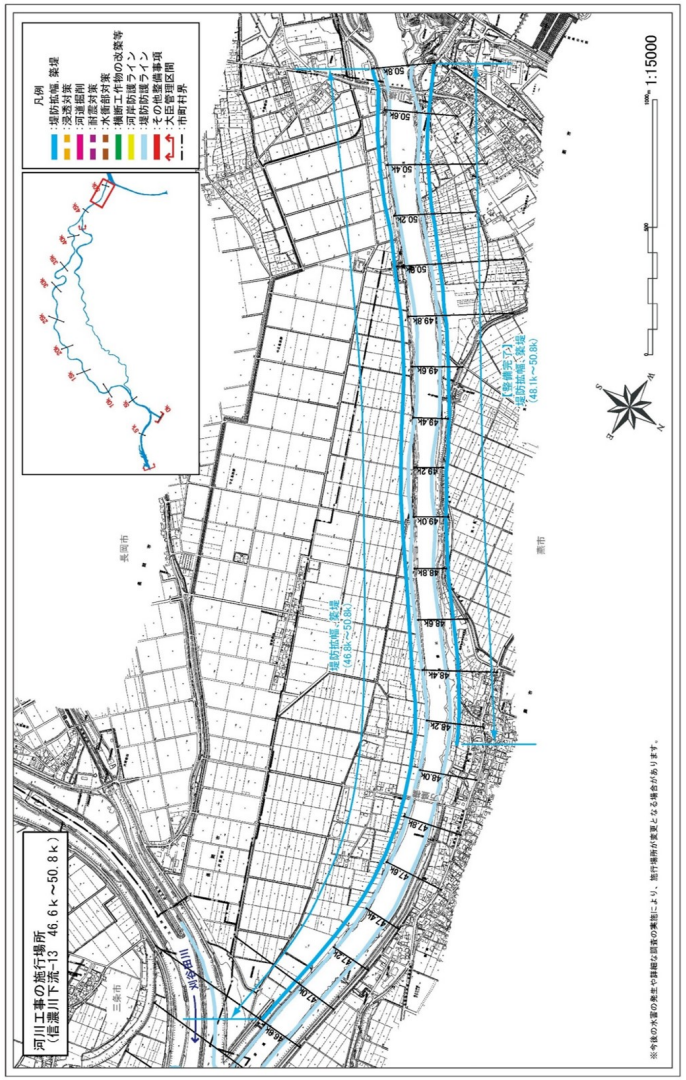
ページ番号	【附図[下流部]】 平成27年1月変更	ページ番号	【附図[下流部]】 令和元年8月変更
附図-17		附図-17	整備計画策定後の整備を反映